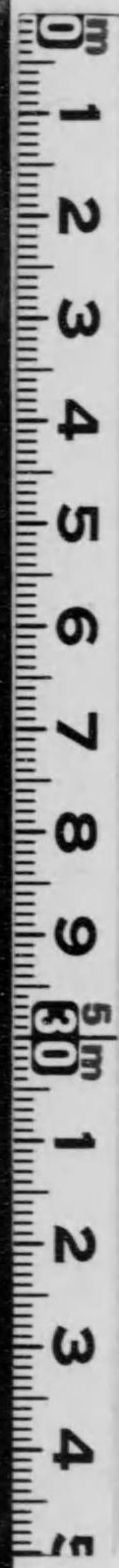


14
650



始



帝

國

法

下

14
2
650



帝國

憲法

下卷

(以謄寫版換筆寫)

大正三年度(東大)上校博士速

(非賣品)

附) 此ノ講義ハ同志相寄リ四十三部ヲ限
*リ謄寫ニ付シ突費ヲ以テ配本シタレ
言) モノニレテ亦各ハ其一部也

大正
3. 7. 20
購求

帝國憲法 下卷目次

第一編 國 體

第一章 天皇

第二章 皇位繼承

第三章 攝政

第四章 臣民

第五章 領土

二三五

二三五

二四七

二六八

二七一

三〇七

第二編 政 體

第一部 官 府

第一章 帝國議會

第二章 國務大臣及拓殖顧問

第三章 裁判所

三一八

三一八

三九七

四二一

第二部	作用	四四二
第一章	法律	四四一
第二章	豫算	四七一
第三章	裁判	四七二
第四章	大權	四九七

五〇
三

帝國憲法 下卷 目次畢

帝國憲法 下卷



第一編 國體
第一章 天皇

大日本帝國ノ建國ノ基礎ハ天祖ノ神勅ニ存ス、天祖カ皇孫瓊々杵尊ヲコノ國ニ下シ給ヒシトキニ勅シテ曰ク葦原之千五百秋之瑞穂之國者是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣、皇祚之隆事與天壤無窮矣、ト之レニヨリテ吾永久不變ノ國體カ定マレルナリ、正史ニ依ルニ天神カ高天原ニ居マシテ天地ヲ創造シ給ヒ、然ル後伊弉諾爾伊弉册尊ニ天瓊矛ヲ賜ハリテ修理國成セ、此配多用、樂流國命ニ

ラレ此ニ於テ諸明之神カ即大八洲國ヲ生マレタルナリ、然ル後ニ三神
 相謀リテ云ハル、ニハ吾既生大八洲國及山川草木即可生天下之
 王矣ト云ハレテ大日靈尊ヲ生マレ次ヲ日夜見尊次ヲ素盞尊ノ三子
 生マル、(天祖ノ目及地)素盞鳴尊ハ地ヲ治メ、大日靈尊ハ御統珠ニ
 コリテ生レタル五男神ヲ大神ノ子トシテ(養子ノ初メ)ソノ中正哉
 吾勝曉日命即々天忍穗耳命ヲ皇太子ト定メラレ、瓊々杵尊ハ即々忍
 穗耳命ノ子ナル故ニ大神ノ孫ナリ、大神カ朝レテ皇孫ヲコノ國ニ下
 サレテ日本國ヲ以テ天祖ノ孫カ相模次ヲ統治スベキ國ト定メラレ
 タル也、此ノ時ニ八坂瓊曲玉、八咫鏡、天叢雲劍ヲ皇孫ニ給ハリテ
 之レ見ルノ尚吾ヲ見ル如クセヨト告ケラレ、吾見視天鏡當視吾
 古學者ハ三神哥ヲ智仁勇ナリト辨セリ)ト云ハレタリ。
 此ニ於テ吾カ國ノ主權者ハ確定シ帝國ノ建國ノ基礎定ムル此ノ建
 國ノ事實ニテ明カナル如ク帝國ノ主權者ノ確定シタルハ、主權者ノ
 自ラ定メラレレ処ニシテ他ニ何人ノ意思モ加ハラザリキ、主權者カ

先ツ主權者ナリト定メラレテ人民タルモノ定マリタルナリ、人民ノ
 団体先ツアリテソノ意思ニ基キテ主權者カ定マリタルニ非ス、斯ノ
 如ク明白ナル且ツ單純ナル君主國ノ建國ノ事實ハ他ニソノ例ヲ見ズ、
 天祖ハ如何ナル實質的ノ原因ヲ有レ居リテ、自ラ主權者タルヲ定メ
 ラル、ニ至リタルカ、前記ノ如ク主權者確定シ國家ノ根本法カ定マ
 ルヲ起点トシテ國法上ノ現象マリテカコレヨリ前ニ溯ルコトハ國法
 學ノ問題ニ非スト虽モ、吾カ建國ノ歴史ニヨルニ、天祖及ヒ天祖ノ
 系統ノ御子孫ハ天地ノ創造者ニシテ、宇宙ノ原動力タル天神ノ遺靈
 ヲ享ケテ之レヲ體現^得給ヒ初メヨリ秩序必業自本人全体ノ活動ハ、
 此ノ一人ノ意思ヲ基礎トシテ存セルナリ、各人ハ己レヲ没却シテ絶
 對的ニ此ノ一人ノ意思ニ依ルコトニヨリテ、自己ヲ完成シ之レヲ永
 遠ニスルコトヲ得タルナリ、之レカ日本道德ノ基礎ニシテ大日本帝
 國ハ實ニ之レヲ基礎トシテ統合^結シタルモノナリ、天祖カ葦原ノ瑞穂
 ノ國ハ我子孫ノ知ラスヘキ國ナリト云ハレタルハ、畢竟此ノ事ヲ明

言セラレタルニ外ナラス、而シテ天祖及ヒ天祖ノ系統ノ子孫カ^ニ知ラスノハ人生ノ全部ニ渡リテ各人ノ信仰道德法律其ノ他ヲ支配セルナリ、故ニ往時ハ祭政一致セリ、此ノ一人ノ意思ハ、^ニ以外ニ人生ノ活動ヲ支配スヘキ意思ノ存在セサル唯一ノ各人カ絶対的ニ憑依スル意思ナリ、一人ノ精神ハ各人ノ精神ヲ包括スル大精神ナリ、此ノ大精神ノ主体ク主権者タルハ我建國ノ基礎ナリ、故ニ我建國ハ民主的ノ君主^ニナラサルハ申ス^ニテモナク、又神主的ノ君主^ニモアラズ、無形ナル各人ノ信仰ノ上ニ空想セラレタル神ナルモノ、意思ヲ基礎トシテ君主アリトスルノ想像ニアラズシテ、絶対的憑依ノ主体タル現象ノ人カ主権者タルナリ、又所謂私産的ノ君主^ニモアラズ。

我國ハ天祖ノ子孫カ知ラスヘキ國ニシテ私有物ニアラス、所謂ウレククニアラスシテ知ラスナリ、(ウレククハ私有、シラスハ統治) 我國體即チ天皇カ主権者ナルコトハ直ニ人民全体ノ確信ト一致シタ

ルナリ、國體ハ民族ノ確信ノ結果トシテ定マルモノニアラス、天祖ノ自ラ定メラレタルモノナリ、又此ノ國體ハ數千年ノ歴史ヲ全テ愈ソノ精華ヲ祭揚セリ、併シナカラ國體ノ永キハ史ノ結果初メテ定マリシニアラス、建國ノ初メヨリ確定不動タリナリ、(穗積氏國體ハ人民ノ確信タリテ史ノ結果タリト、併シナカラ夫レノコトヨリテ國體ナルニアラスシテ人民ノ確信ハ國體具ハリテノ結果タリ、人民ノ確信ハ國體ヲ輝カシメントナリ、換言スレハ國體ハ人民ノ確信弱ルニ抗テハ^ニ弱ルニ、氏ノ國體確信論ハ此ノ弱點アリ) 瓊々杵尊カ日向ノ高千穗ノ峯ニ降り給ヒレ^ニ居リテ統治セラレタリ、第四世ノ孫神武天皇(神倭磐^ニ鏡尊)カ皇兄五瀨尊ト相議シテ坐向地者平爾看天下之政猶思東方行ニト仰セラレテ、高千穗ノ峯ヨ出テラレ遂ニ大和ノ畝傍山ノ東南檀原ノ宮ニ即位サル、通常之レヲ帝國ノ紀元第一年トス、併シナカラ大日本帝國ノ肇造ハ此ノトキニアラス天孫降臨ノ時ニアリ、又或ハ天地創造ノトキニアリ、

唯神武天皇ハ之レヲ大成シテ將來永久ノ基礎ヲ堅クセラレタルナリ、
夫レ以來皇統連續トシテ天祖ノ定メラレタル國體根本法ハ少シモ渝
ルコトナク、天祖ノ子孫カ相次テ主權者トシテ今日ニ至ルナリ、永
キ間ニハ種々ノ變化モアリタレトモ皆政體上ノ變動ニテ、天皇カ主
權者タル國體ハ動搖シタルコトナク今日ニ及ヒ天皇ノ御子孫天皇
タリ、天祖ノ御子孫ハ天津日嗣ニシテ天祖ノ遺靈ヲ體現シテ主權者
タリ、所謂現代ノ天皇ハ天祖タリ、夫故ニ主權者タリト云フハ我カ
國體ノ本義タリ、明治二十二年二月十一日ニ大日本帝國憲法ヲ公布
セル政體ヲ新ニ定メラル、ニ當リテ、ソノ初メニ建國以來ノ國體ヲ
宣明シテ、大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之レヲ統治ス、天皇ハ國ノ
元首ニシテ統治權ヲ總攬ストノ明文ヲ掲ケラレタリ、
併シテカラ我カ國體ハ憲法ノ定メタルノニナラス、憲法各項ニヨリ
テ何等ノ増減スル所ナクハ明カナリ、國ノ根本法ハ建國ト共ニ定マ
リテ國ノ滅亡セサル限り永久ニ變更セサルナリ、憲法ノ此ノ条文ナ

クトモ天皇ハ大日本帝國ヲ統治スルノ主權者タルコトハ建國ノ初メ
ヨリ今モ變ルコトナシ、及令憲法カ全部廢止セラレハトモ、天皇ノ
主權者タルコトハ天壤ト共ニ極リナシ。
大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之レヲ統治ス、(憲一)天皇ハ統治權ノ
主体^{ナリ}前記ノ如ク統治權タルカトアル意思ヲ所有シ、之レヲ行使
スル所ノ人格ナリトノ意ナリ、天皇ノ意思ハ天皇自己ノ意思ニシテ
他人ノ意思ニアラス、從テ天皇ノ意思ヲ以テ行ハル、所ハ天皇自己
ノ目的ニシテ他人ノ目的タラス、我カ天皇ヲ以テ依リニ外國ノ君主
ト稱スルモノト比較スレハ、例ヘハ白國ノ國王ノ如ク民主的君主ニ
シテ人民ニ屬スル所ノ主權ヲ代表シ人民ノ目的ノタメニ之レヲ行使
スルモノニアラス、又ハ佛國ノ初期ノ立憲說ニ於ケル如ク主權ヲ行
使スルノ實カヲ有セスニテ唯空位ニ居ルモノニアラス、又若シモ學
者ノ説明ノ如クナレハ獨乙諸國ニ於ケル如ク統治權ノ主体タル實在
又ハ抽象ノ人格存在シテ君主ハソノ意思ヲ此ノ人格ノ意思トスルモ

ノニシテ、自己ノ意思ヲ有セサル所謂機干ニアラス。天皇ハ統治権
ヲ總攬シ統治権ハ凡テ天皇ノ所有ニ行使スル所ニシテ外ニ之レヲ分
有スルモノナシ。又之レヲ外國ノ君主ト比較スルナラバ自國ノ國
王ノ如ク憲法法律ヲ以テ附与セラレタル権カ以外ノ権カヲ有セサル
モノニアラスシテ恰モ *Begebenen* ソノ他独乙諸國ノ如ク統治ノ
全權ヲ行フモノナリ。前記ノ如ク統治権ノ總攬者ナルモノト、統治
権ノ主体ナルモノトヲ區別シ得ルトスルモ、(予ハ出来スト考フ)天
皇カ独乙諸國ノ君主ノ如ク單純ナル統治権ノ總攬者ニアラスシテ、
統治権ノ主体ナリ、(自國憲法第ニ五條、凡テノ権カハ人民ヨリ生ス、
而シテ憲法ニヨリテ定メラレタル方法ニヨリテ行ハルト、之レト我
天皇ノ地位トハ異ナル)普國ニテハ議論ノ結果此ノ条文ヲ採ラス。
第七八條ニハ國王ハ此ノ憲法ニ定メラレタル権カ以外ノ権カヲ有ス
ルモノニアラス。
獨乙國王ハ總テノ統治権ニ屬スル權利ヲ自己ニ結合シテ有ス、バイ

エルトン第二條、バーデン第四條、サクセン第五條等ノ憲法ニヨリテ
之レ獨逸奪者ノ困難トスル如ナリ、此如ニ於テ統治権ノ主体ト總攬
者トヲ區別シテ説明セン
エリネツクハ此ノ説明ハ君主エノ御世辞ナリ、國家カ統治権ノ主体
ナレハ天皇ハ統治権ノ總攬者タラスト予モ全感ナリ
天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス即チ天皇ク法律カ法律上ノ無責任
ナルコトヲ明ニセルナリ、之レ天皇カ主權者タルコトノ當然ノ結果
ナリ、責任ヲタハスエトハ其ノ上ニ權カ者アルコトヲ必要トス、天
皇ハ無上ノ主權者ナル故ニ一切ノ行爲ニ付キテ責任ナキハ明白ノ理
ナリ君主諸國ノ憲法ハミナ國王ハ神聖ニシテ侵スヘカラサルコトヲ
定ム併シ作ラ彼等ノ君主ハ必ラスレモ主權者ニ非ル故ニ此ノ文字ノ
意ヲ解スルコトモ異ナリ一般ノ説明ニヨレハ國王ヲシテ其ノ行爲ニ
對シテ法律上ノ責任ヲ負ヒ制裁ヲ受、極端ナル場合ニハ之レヲ廢立
スルコトヲ得ルモノタラシメハ國王カ國家ノ重要ナル權者タル地位

ヲ有スル以上ハ秩序ハ常ニ勤慎シ、國家自體ノ存在ヲモ危フカラシムルニ至ルコトハ歴史ノ証明スル如ナリ、此ノ政治上ノ理由ニヨリテ諸國ノ憲法ハ國王ヲシテ一切ノ責任ヲ任セザルノ特權ヲ有セシムルモノナリ、國王無責任ノ原則、最初英國ニテ發達セリ有名ナル國王ハ憲ヲナスコト能ハストノ原則ハ "King can do no wrong."
Henry 三世カ尚ホ幼ナカリシトキニ王位ノ尊卑ト確實トヲ維持スル爲メニ起リシモノト云ハル、ソレ以テ現今ニ至ル迄英法ノ原則トセラル (Blackstone, Commentaries 有リ)
彼ノムノ constantノ立憲說ニ於テハ國王ハ只憲ヲ守ルハルノミナラス何事ヲモナサハル中立ノ地位ニ在ルモノトセラレタリ諸國ニ於テ君主無責任ノ原則ヲ採用セラレタルハ主トシテ之ニ基ク又諸國ノ憲法ニ於テ君主ハ侵スヘカラスト規定セルハ國王ノ一身ニ對シテ刑法上ノ特別ノ保護ヲ與フヘキコトヲ定メタルモノト説明ナル、國王ノ一身ニ對スル侵害ハ國家其ノ物ノニ對スル叛逆罪ト

同一罪トナル重キ刑罰ヲ科スヘトナス、併シナカラ我カ國ニテ天皇ニ對スル侵害ハ如何ニ罰スルカハ刑事立法ノ問題ニシテ憲法ノ規定外ナリ、天皇タルノ地位ヨリ演繹シテ天皇ニ對スル侵害ノ重罰スヘキコトヲ定ムルコトハ能ハス。
天皇ハ民刑^刑ノ他一般ニ人民ニ適用セラルヘキ法律ノ適用ノ外ニアリ、元ヨリ天皇ハ一切ノ國法ノ適用以外ニアルモノニアラス、憲法ハ主トシテ天皇ノ統治ノ行為ヲ規律スルモノナレトモ、民法ノ如キ臣民ノ行為ヲ規律スルノ法規ハ本末天皇ニ適用サルヘキモノニアラス、警察法、徴兵法、租税法、選挙法^選ノ他凡テ全一ナリ、或ハ此等ノ法規ハ天皇、天皇トシテノ行為ニハ適用ナケレトモ天皇ノ私人トシテノ行為ニハ適用セラルヘキモノト云フモノアレトモ之レハ區別、出来ルモノニアラス、天皇ハ私人トシテモ臣民ニアラス、夫故ニ天皇無責任ノ原則ハ專ラ天皇ノ行為ニ適用サルヘキ法規即チ憲法的法規ニ付テ存在スルモノナリト云フヲ得 (独ニテハ君主ハ一

般ニ國法上刑法上ノ無責任、但シ民法上ノ制裁ハ可ナリ^{二四六}國庫ヲ擬制
シテ罰ス、英ニテハ有スルコトニ無責任、但シ臣民ハ請願ヲナス、
國王ハ之レニ對シテ恩惠ヲナスト見ラル^一。
皇室財産令。

第三條ニ皇室御料ニ于テ民法第一編及商法附屬法令ハ皇室典範ニ
別段ノ定メナキトキニ準用ス。
御料ナルモノハ私法上ノ意味ニ於ケル財産ニ非ラス、原則トシテ財
産ニ干スル私法ノ規定ヲ適用スルモノニアラス、唯御料ハ私經濟的
ノ利用ノ目的物タル故ニ便宜上私法ヲ準用スルニ過ニス。
今シテ第二條ハ御料ニ干スル法律上ノ行為ニ付テハ宮内大臣ヲ以テ
當事者ト見做スト定メ居レリ（宮内大臣ハ責任者）

第二章 皇位繼承

何人ヲ以テ天皇トスルカハ大日本帝國ノ建國ノ初ノニ定メレリ、
即チ天祖ノ我子孫王タルヘキノ國ナリト仰セラレ、神勅ニヨリテ定
マル萬世ノ后ニ至ル迄何人カ天皇ナルカ、天祖ノ子定セラレタル所ニ
テ動カスヘカラス、明治二十二年ニ憲法ヲ發布セラレ、ニ當リテ、
統治權ハ之レヲ祖宗ニ受ケテ之レヲ子孫ニ傳フルコトナルヲ宣言セ
ラレ、憲法第一條ニ、大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之レヲ統治スルモ
ノナルコトヲ掲ケラレ、皇室典範ノ第一條ニ大日本國皇位ハ祖宗ノ
皇統ニテ男系ノ男子之レヲ繼承ストノ建國以來ノ大原則ヲ明カニセ
ラレタリ、我國ノ皇位繼承ノ意義ハ天祖ノ子孫カ天祖ノ遺靈ヲ享ケ
テ之レヲ一身ニ得レ、天祖今モ在スカ如ク國ヲ統治スト云フナリ、
天祖ハ死セズ今モ尚生々活動スセラルト云フハ皇位繼承ノ真義ナリ、

二四八

(King is immaterial) — 即チ代天皇アレトモ上下
 一貫シテ天祖ノ遺靈タリ。故ヲ以テ皇室繼承ハ繼承トモ実ハ繼承
 ニアラス。天皇崩スレハ皇子即チ踐祚ス (典範第十條) 歐洲ノ君
 主諸國ニ於テモ近世ニ於テハ一般ニ世襲ノ制度行ハルレトモ、中世
 ニ於テハ君位ハ財産ノ如クニ相続セラレ得テ屢々之レヲ分割シテ數
 人ノ子ニ与ヘ又ハ嫁賣トシテ女子ニ与ヘタルコトアリ。又特ニ相続
 人ヲ指定スルノ方法モ行ハレタリ、併シテナカラ其ノ結果トシテ國ノ
 勢カト強固トシ夫ヲ至ル故ニ、之レヲ防ク爲メニ殊ニ血統ノ長子
 ヲ以テ相続セシムルノ原則定マルニ至ル。故ニ現時モ外形上世襲制
 度タルコトハ同一ナレトモ、ノ意味ハ我皇位繼承トハ全ク異ル。天
 皇崩スルトキハ皇子即チ踐祚ス、ソノ間一時ノ瞬間ノ空隙ナシ、主
 権者ハ一瞬間トモ之レ無キヲ得ス。 *Res non movitura* .
“Je non est mort, vivit Je non” — (國王死ス
 國王萬歲) 踐祚ハ皇位繼承法ニ從テ当然發生シ何等ノ意思表示ヲ

モ必要トセス、皇位ヲ嗣クコトハ法律行為ニアラス、皇嗣タルモノ
 ノ承諾ヲ必要トセス、又何等手續形式ヲ要セス。
 踐祚即位ノ儀式ハ法律上何等ノ意味ナシ、唯繼承ハ大事ナル故莊嚴
 ナル儀式ヲ以テ其ノ事ヲ明カニセラル、ナリ。天皇ノ踐祚セラレタ
 ルト共ニ祖宗ノ神器ヲ受ク、神器ハ三種ノ神器ニテ天祖ヨリ傳ハリ
 テ皇位ノ靈符トセラル、ナリ。即位ノ禮ハ京都ニ於テ之レヲ行フ (一
 典範第一條) 即位ノ禮了リタル后ハ心ヲ禊大嘗祭ヲ行ハル、踐
 祚ノ后ニ別ニ即位ノ禮ヲ行ハル、ハ中世以來ノ常例タリ (昔時ハ踐
 祚ニ即位 — 桓武天皇カ光仁天皇ヨリ位ヲ受ケテ踐祚ト即位サレ以
 后相令ル) (踐祚ニハ意思表示ヲ要セバトヲ通説トスルモ表示
 ヲ要ストノ説ハ最近ニ起レリ、ハイユルン國王ハ白痴三十年摂政ハ
 ニ代ツツク不都合ノ故ニ説ヲナスモノアリ、意思表示ヲセサル故ニ
 此ノ不都合アリ故ニ意思表示ヲナスベシト、ソノ結果憲法ヲ改正
 シテ摂政之レヲ廢シテ代ルト規定ス、ソノ理由ハ(1) 國家法人説ニ

二四九

ニ五〇
基キテ國王ハ國家ノタメニアル故ニ國家ノ為メニナラサル病者ハ國
家ノ為メニ之レヲ齎スルヲ可トスト。此ハ自由法說ニ基キテ曰ク憲
法ハ時代ト必要トニヨリテ解スヘシトノ理由ニヨリテ國王ヲ齎スヘ
シト

皇位繼承ハ唯天皇明御ノ時ニアルコトニテ讓位受授ハ典範ノ認メサ
ル所ナリ、之レ我國ノ古法ニテ神武天皇以下武烈天皇ニ至ルマテ讓
位ノコトナク第六十六代繼體天皇ノ二十五年皇太子ヲ立テ、天皇ト
スルコトアリ、而シテ天皇即日崩ストアリ、右ニ持統、元明、元正
ノ女皇帝カ讓位セラレタルコトアリ、第四十五代聖武天皇孝謙天皇
ニ讓位セラレテヨリ以テ未讓位受授ノコト行ハレタリ、然レナカラ皇
位繼承ノ本義ニ及スル故ニ 皇室典範ハ我國固有ノ古法ニ從テ唯前
御ノコトヲ規定シテ讓位ノコトヲ掲ケス（繼體天皇ノ例ハ崩御ノ場
合ト同一ニ視ルヲ事實ニ當レリトス、他ノ女帝カ讓位セラレハ元
來皇太子カ未成年ナルトキニ一時的ニ即位サレシモノナル故ニ實際

ハ讓位ナラス、故ニ讓位ハ聖武天皇ニ創マル之レ佛教ノ悪影響ナリ、
外國ニテハ讓位ヲ認ムルモノアリ、ソノ理由ハ天皇ノ氣ノ迫マサル
コトニアリ、之レ事實問題ニテ典範等ノ規定トハ事實上異ナルモノ
ト見ル、和蘭憲法第一八條國王国会ノ同意ヲ得シテ婚姻セルトキ
ハ默示ノ讓位ト見ル、諸國ノ憲法ハ一定ノ期間外國ニ滞在シテ國會
ニ通知セサルトキニハ讓位ト見ル、Norwayハ六月、英、瑞典、
Norwayニハ新教以外ニ改宗セルトキ讓位ト見ル、
天皇踐祚スレハ新ニ主權者ナリ、併シナカラ祖宗ノ主權ヲ繼承スル
ナリ、天皇ハ主權者ニシテ已レノ意思以外ニ何等ノ束縛ヲ受ケス
併シナカラ皇位繼承ハ一ノ事實ナルト共ニ法律上帝國ノ統治ヲソノ
瞬間法定狀態ニ於テ繼承シ之レヲ自己ノ意思ナリト認定スルノ意味
ヲ有ス、自己カ主權者タルコトモ亦此ノ瞬間ニテ認定ス、國體法ソ
ノ他一切法ヲ認定シテ自己ノ法トスルナリ、即チ前記天皇ハ祖宗ノ
遺業ヲ受ケテ之レヲ一身ニ體得セラレテ祖宗今モ在マス如ク國ヲ統

治セラルト云フ所以ナリ、此ノ意味ヲ説明スルタノニテハ、天皇ハ
一貫シテ一個ノ法人ヲナスモノニテ、事實上人ハ異レトモ法律上ハ只
一人ノ人格ナリト説クモノアリ、皇位カ主権者ニシテ天皇ハ之レヲ
充当スル自然人ナリト説明ス、併シテカラスノ如キ事實ノ擬制ヲ用
フルノ要ナク、事實ニ從テ主権者ハ別人タルモ繼承法——ノ意ハ上
記ノ如シト云ヘハ足ル、繼承踐祚ニ斯ノ如キ意アル故ニ天皇ハ祖宗
ノ遺靈ヲ体得シテ天津日嗣ヲアリ、主権者其ノ人ハ代々ハルト云モ
帝國ノ存在ハ断絶セサルナリ、(稷積氏、代々ノ天皇カ主権者ニア
ラス皇位カ主権者ナリト、之レ便利ナル説明ナリ、Bosselart
ハ同シ説明ヲナスモ皇位ハ定メタルモノナル位ニテハ淺レトノ議ナ
ランモ現實ヲ説明ス、從テ現實ノ天皇ヲ主権者トス、Corporation
Sovereign ハ法人ノ觀念ニテ我國ニハ家督ノ觀念アリテ此レ法人ノ
觀念ニテ我法制ノ基礎ハ之レニアリ、稷積氏説明)(天皇ハ國家十
リト稷積氏ハ説明ス天皇ハ其ノ意思ヲ以テ國事ヲ行フ。) ○

二五二

皇位繼承ニ関スル法規ハ皇室典範ニアル(憲二条)皇位繼承法規ヲ定
ムル皇室典範ハ元ヨリ國法ノ一種ナリ、唯形式上憲法及ヒ一般ノ法
律ト分ル、ニ過キス、王位ノ繼承ヲ定ムル家法ヲ我皇室典範ト比較
シテ皇室一家ノ私事ヲ定ムルモノト云フコト能ハス、元來我國ニテ
ハ皇室ナル私ノ家ナク皇室典範ハ皇室自カラ私家ノ内事ヲ定ムルモ
ノニアラスシテ主権者カ定メタル皇位繼承ノ國法ナリ、然ラハ一般
法律又ハ殊ニ憲法ヲ以テ皇室典範ヲ改正スルコトヲ得ルヤト云フニ
之レ不能ナリ、皇室典範ハ帝國議會ノ議ニ托スルモノニアラサルハ
憲法ノ定ムル所ナリ(憲七四条)
典範ヲ改正スルニハ皇族會議及ヒ樞密顧問官ニ諮詢シテ之レヲ勅定
ス(典六二条)即チ我國法ハ皇室典範形式上嚴格ニ憲法ト區別シ
テ互ニ相變更スヘカラサルモノトセリ、併シテナカラ其ノ實質ニ於テ
ハ國體法ノ一部ナリ、實質的憲法ノ一部タルハ言フ俟タズ、獨乙君
主諸國ニ於ケル家法ハ (Hereditary) —— 中世ニ於テハ一

二五三

家ノ内部ノ私事ヲ定ムル規則タル性質ヲ有セ又神聖ローマ帝国ノ下
ニ於テ独乙諸國ノ君主ノ家族ハ皇帝直接ノ臣民ニテ各國君主ノ臣民
タラザリキ、各國ノ君主ハ之レニ對シテ法規ヲ設クルコトハ出来サ
リシナリ、君主ノ家族ハ自主權ヲ有シテ獨立シテ家法ヲ定メタルナ
リ、神聖ローマ帝国ノ倒ル、ニ對シテ各國ハ君主ノ家族ニ對シテ法
規ヲ制定スルノ權能ヲ得タリ、而シテ君主ヲ以テ國家ノ機關タリト
ノ思想行ハル、ニ至リテ諸國ニ於テ君主繼承ノ規定ノ如キハ一家ノ
私事ヲ定ムルモノニアラストシテ之レヲ憲法ノ中ニ移シ又之レヲ憲
法ノ中ニ移サストモ憲法ノ形式上一部ナリト定メ家法ハ憲法ノ認ム
ル限リニ於テ存在スルモノニテ君位繼承ノ法ノ如キモ憲法ヲ以テ表
更スルコトヲ得ルモノト規定セリ、近來及對説アレトモ広ク行ハレ
ス、我皇室典範ハ之レト異リテ形式上ノ憲法ノ外ニアリ全ク之レヲ
介離シテ互ニ表更スヘカラサルモノトセリ。
(皇室典範ハ我カ特色ナリ) (憲法ニテ皇位繼承法ヲ自由ニ改廢ス

ルヲ得ルヤ否マハ從來ノ問題、独乙ニテハ可能ナリトノ説、今ハ及
對説アリ) (ブラウンエウイヒ、バイエルン、繼承問題) 及對説
ノ主ナル及對者ハ *Reichs* ナリ。
典範ハ法規

皇室典範ハ先ツ皇位ニ即シ資格者ヲ定ム、皇位ヲ繼承スヘキ人ノ範
圍ハ天祖ノ神勅ニヨリテ子孫ヲタルヘキノ國ト定マル、即チ天祖ノ
子孫ニアラサレハ皇位ニ上ルヲ得ス、天皇タル人ノ種類ノ定マルハ
我國法ノ特色ナリ、我國開闢以來君子之命定矣、以臣爲君未有之也、
天津日嗣必立皇儲(清誓)憲法ハ皇男子孫皇位繼承ヲ明ニシ、典範
ハ此ノ規定ヲ受ケテ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之レヲ繼承スト定
ム、皇統トハ血統ノ義ナリ、皇族ハ養子ヲナスコトヲ得ス(典四ニ
條) 皇位繼承ノ順序ハ凡テ男系ニヨル(五八條)併シナカラ祖宗
ノ血統ノ子孫ハ皆繼承ノ資格アルニアラス男系ノ出タルヲ要ス、男
系トハ男子ニヨリテ傳ハルノ血統ナリ、次ニハ男子ニ限ル、中世ニ

於テ推古天皇以來女帝ノ例アレトモ之レヲ以テ我カ固有ノ制度ナリトスルコト能ハス英國ニ於テハ女帝系及ヒ女子ヲ以テ君位繼承ノ資格アリトナサス *Agnat* 男子、*Cognat* 女系ノモノ) 外國ノ一般ノ原則ハ全様ナリ、(凡テ女子ヲ排スルノ制度ヲ *Salica* トシテ、*Anciens*、*Barons* 等和蘭及ヒ *Demunmark* 魯國墺國ハ原則トシテ *Agnat* ナリ、
 英ハ兩者ヲ全様トナス英法ノ特色ナル故ニ弊害アリ) (我皇室典範ハ此ノ外ニハ繼承ノ資格ヲ認メス、外國ノ例ニハ此外ニモ二三条件ヲ必要トセルモノアリ、例ハ正當ナル婚姻ニヨリテ生レタルモノナルヲ要ス、身分對等者間ノ子、一定ノ宗教ヲ信スルモノナルコト等ナリ、
 皇統ノ男系ノ男子トナルモ必ス皇族ナルヲ要スルヤ問題ナリ、臣籍ニ下ラレシモノハ如何、予ハ皇族タルニ限ルト思フ、何トナレハ典範第七條ニ皇系云々、、、、

以上ノ資格者ノ中ノ順序ハ典範第二條以下ニ定ム。

第一 系統ノ前後

(1) 直系ヲ先ニシテ傍系ヲ右ニス、

直系トハ子孫相傳フノ系統ヲ云フ、

(2) 嫡系ヲ先ニシ庶系ヲ後ニス、

庶系トハ庶出ノ父ヨリ出ツル系統ヲ云フ、庶出トハ正當ノ婚姻ニヨラスレテ生レタルモノナリ、

皇族ノ婚嫁ハ勅許ニヨル(典四〇條) 而シテ同族又ハ勅旨ニヨリテ特ニ認許サレタル華族ニ限ル(三九條) 皇室婚嫁例ニ依ル

(3) 長系ヲ先ニシ次系ヲ右ニス、(家督相続人モ然リ)

次ニハ人ノ先后ヲ定ム、

第一 親等ノ近キモノ、

第二 嫡出ヲ先ニシ庶出ヲ右ニス、

第三 年ノ長シタルヲ先ニシ幼者ヲ后ニス

以上ハ典範第ニ条乃至第ハ条

天皇崩御スレハ以上ノ資格アリテソノ順序ニ当ル人ハ当然天皇タリ
典範ハ皇太子ヲ定ムルコトヲ規定シ、立儲令ニヨリテ皇太子ヲ立ツ
ルノ式ヲ定メオケトモ唯礼式ニ止マテ法律上意味ナシ、皇位継承ノ
順序ハ之レヲ衰フルヲ得ス、併シ典範ハ第九条ニソノ順序ニ当ル人
精神若クハ身体ノ不治ノ重患アリ、又ハ重大ノ事故アルトキハソノ
人ヲ除キテ次ノ順序ノ人ヲ以テ代フルコトヲ得ルトセリ、ソノ原因
ハ不治ノ重患、重大ノ事故ノアルトキニ限ル、皇族會議及ヒ枢密顧問
ノ諮詢ニヨリテ決スト規定ス、併シ唯此ノ一人ヲ除クノコトニテ此
ノ人ヲ除ケハ次ノ順序ノ人当然皇位ヲ継承ス、他ノ人ヲ引キ拔キテ
皇位ヲ継承セシムルコト能ハス、外国ノ憲法ハ多ク此ノ場合ニ国会
ノ議決ヲ要スルモノトセリ、
一步ヲ讓リテ明文ナキトキモ尚ホ此ノ原則行ハル、モノトスルモ皇

位継承ハ利益ノ問題ニアラサルナリ、故ニ此ノ原則ヲ皇位継承ノ場
合ニ適用スルコトヲ得サルモノトス、

尚一步ヲ讓リテ継承ハ法上ノ利益ノ問題トスルモ胎児ヲレテ継承セ
シムルコトハ左ノ不都合ヲ生ス

(イ) 未成年者ニ対シテ摂政ヲオクノ明文アルモ胎児ニ対シテハ摂政
ヲ置クノ明文ナキニヨリテ胎児継承スルモ摂政ヲオクコト能ハサ
ルノ結果ヲ生スルナリ、

(ロ) 一步ヲ讓リテ摂政ヲオクコトヲ得ルトスルモ、胎児ハ其ノ后死
産シタルトキ又ハ女子ナルトキ、前君主ノ死亡ヨリ此ノ出生ニ至
ルマテノ間皇位ヲ空シクセシメタルノ結果ヲ生スルナリ、

更ニ及討論者ハ曰ハク、條理上明文ナキモ正系ヲ傳フル本旨上直系
ニ傳ヘス、此ノ場合ニハ却テ男子ナルトキ崩御ノ時ニ漸リテ継承ノ
故カラ有スト、サレトモ胎児ハ君主死亡ノトキ継承ノ資格ヲ有セハ
第一ノ継承ノ順序ニ立ツモノナリト云モ他者継承セル后ニ死亡ノ時

ニ溯ルハ誤レリ、^皇昭中^皇皇子ハ現君主ノ死亡^現右君主ヨリ見テ^{ニ大}繼承第一
位タルトキ初メテ繼承スルモノナリ

第三章 攝政

前章ニ述ヘタル如ク天皇ハ其ノ位ヲ讓ルコトナキハ我^ニ國法ノ原則
ナリ、皇位繼承ニ當リテ精神上^ニ身体上^ニ不治ノ重患アルトキハソノ順
序ヲ代フルコトヲ得ルモ、一旦天皇トナル以上ハ讓位ナルコトナシ、
此ニ於テ天皇カ事實上^ニ意思^ニ能力^ニラ^ズク場合生ス、統治ノ活動ハ之レ
ヲ中斷スル能ハサル故ニ皇位繼承ニアラスレテ主權ノ意思ヲ生スル
方法ナカルヘカラス、此レ攝政制度ヲ設ケタル理由ナリ、(Regent)
如何ナル場合ニ攝政ヲオクカハ皇室典範ニ一定セリ、法定ノ場合カ
發生スレハ當然攝政アリ典範(第一九條)ニ依ルニ、天皇未タ成年
ニ達セサルトキ、又ハ天皇久シキニ且ルノ故障ニヨリテ大政ヲ自ラ
スルコト能ハサルトキハ攝政ヲオク、即チ攝政ハ天皇カ意思^ニ能力^ニラ
ズクカ又ハ不完全ナル場合ニ之レヲ置クナリ、天皇ノ成年ハ滿十八

歳ナリ(典第一三條)

何レノ国ニテモ成ルヘク攝政ヲ置ク場合ヲ避クル故ニ君主ノ成年ハ之レヲ短クセリ、久シキニ亘ル故障トハ精神上身体上ノ障碍アル場合ヲ尤モ著シトス、或ル国ニテハ国外ニ永キ間ノ滞在モ亦攝政ヲオクヘキ場合トセリ、(例 *Duvelen*、*Danmark* 等) 戦時ニ敵國ノ俘虜トナル如キソノ一例ナリ、此ノ故障ハ第一ニ久シキニ亘ルノ故障ナラサルヘカラス、即チ恢復ノ時期カ予期シ難キ時ナラサルヘカラス、第二ニハ大政ヲ自ラスルコト能ハサルノ程度ニ至ラサルヘカラス、幾何ノ時間ヲ以テ久シキニ亘ルトナスヘキカ、如何ナル故障アレハ大政ヲ自ラスルコト能ハサルモノトナスヘキカ事實問題ニテソノ場合々々ニ決セサルヘカラス、バイエルン憲法ニハ一ヶ年以上タルヲ要スル旨ヲ定メソレカ為メニ意外ノ不便ヲ生スルコトハ一般ニ認メラル、

ヘキヤ否ヤハ通常ノ攝政即チ未成年ノ場合ト異ナリテ之レヲ認ムル確定ノ標準中キカ故ニ、皇室典範ハ皇族會議及ヒ樞密顧問ノ議ヲ全テ此ノ事實ヲ確認スト定ム(十九、二)久シキニ亘ルノ故障ハ天皇ノ故障ナリ、攝政ハ天皇ノ名ニテ大權ヲ行フ(憲一七條)夫故ニ天皇ナキニ攝政アラス、天皇ハ一瞬間ト虽モ之レヲ欠クコトナシ、若シモ天皇カナキコトアルトキニハ夫々々ノ事實ニテ攝政ヲオクヘキ場合ニアラス、學者ハ君主タルモノ不確定ナルトキニハ攝政ヲオクヘキモノトナシ、ソノ重ナル場合トシテ君主死シテ王妃懷胎中ナル場合ヲ舉ク、併シナカラ民法ノ胎兒ハ相続ニ付テ既ニ生レタルモノト見做スト云フハ特別ノ明文ヲ俟テ然ルニテ之レヲ当然皇位繼承ニ適用スルコト能ハス、(Verord. d. k. 懷胎中ヲ未成年ト見ルモ無理ナリ)

我カ應神天皇ノ例ハ法律論トシテハ不可ナリ、如何ナル人ヲ攝政トナスヘキカ皇室典範ニ定ム、皇太后カ攝政トナ

ラル、ハ我國ノ古例タリ、
 例ハハ應神天皇幼冲ノトキニ神皇皇后カ其ノ摂政トナラレ推古天皇
 ノトキ皇太子厩産皇子摂政タリ、齊明天皇ノトキ皇太子中大兄皇子
 摂政タリ、典範ハ皇太子又ハ皇太孫カ先ツ摂政トナラル、モノトセ
 リ、夫レヨリ以下皇位継承ノ順序ニ送ラ親王及ヒ王カ摂政トナラル
 、ト規定セリ、摂政ニ付テハ皇位継承ノ場合ヨリモノノ範圍ヲ広ク
 シテ親王及ヒ王ノ次ニ皇太后、皇太皇太后、内親王及ヒ女王カ之レニ
 任スルモノトセリ、内親王及ヒ女王ノ攝政ニ任スル順序ハ皇位継承
 ノ順序ニ準ストセリ、摂政タルニハ成年ニ達シタルコトヲ要シ、皇
 族女王ノ攝政トナルハ配偶者ナキモノニ限ル（前ニアリテ今ナキモ
 ノ可シ）又摂政タルヘキモノ精神又ハ身体ノ重篤アリ又重大ノ事項
 アルトキニハ皇族會議及ヒ樞密顧問ノ議ヲ至テソノ順序ヲ代フルコ
 トヲ得、（典範ニ〇条、算ニ五条）
 摂政ハ皇宣典範ノ規定ニ従テ之レヲ置クヘキ場合發生セハソノ順序

ニ当ルモノ当然摂政トナル一定ノ手續ヲ至テ摂政タルニアラス、攝
 政令ハ皇宣令ノ中ニハ摂政就任ノ式ヲ定ムルモ法律上ハ無意味ナリ、
 （白国ハ国会ニテ認定 *Rumania, Holland*）モ合標
 ナリ）

摂政ハ皇太子皇太孫ヲ之レニ任スルコトハ典範ノ本意ナリ、夫故ニ
 皇太子又ハ皇太孫カ未タ成年ニ達セサルカ又ハ他ノ事故ニヨリテソ
 ノ次ノ順序ニ当ル人カ摂政タルトキニハ皇太子皇太孫カ成年ニ達シ
 又ハ事故止シレ場合ニハ摂政タルモノハ其ノ任ヲ讓ルヘキモノトセ
 リ（典ニ四條）

摂政ノ更迭ハ前記ノ外ニ摂政ノ死亡タルトキ、ソノ精神若シクハ
 身体ノ重篤アリ、又ハ重大ノ事故アルトキニハ皇族會議及ヒ樞密顧
 問ノ議ヲ至テ之レヲ更迭スルコトヲ得、（典ニ五條）天皇崩御セ
 ルノトキ天皇成年ニ達シタルトキ又ハ事故止シレトキニハ摂政ハ終
 了ス、最右ノ場合ニ付テハ明文ナケレトモ皇族會議及ヒ樞密顧問ノ

議ヲ全テ之レラ決スヘキモノト考フ、攝政ハ天皇ノ名ニテ大權ヲ行
フ(憲一七条)大權トハ統治權ノ意ナリ、特別ノ例外ヲ設ケサル限
リハ統治權ノ全部ハ凡テ攝政ノ行フ所ナリ、憲法ハ憲法及ヒ皇室典
範ハ攝政ヲオクモ之レラ變更スルコトヲ得ズ(憲七五条)ト規定セ
リ、之レ例外ナリ、

自國ノ憲法モ同様ノ制限アリ、英ニテモ慣例上然リ、独乙ニテハ必
スレモ之レヲ禁セス、學說ニテモ一般ハ攝政ハ憲法ヲ變更シ得ルモ
ノトセリ、攝政ヲ置ク間ハ攝政ノ意思ハ統治權タルカアル意思ナリ、
只天皇ノ名ニ於テ之レヲ行フ、攝政ノ意思ハ直接ニ主權タルカ有
スルナレトモ自己ノ固有ナル權利ヲ行フニアラスレテ天皇ノ主權者
タルコトハ攝政ノナキ場合モ同様ナリ、攝政ト天皇トノ共同シテ主
權ヲ行フニアラス、攝政ヲオクク間ハ御名ヲ要スル公文ニハ攝政御名
ヲ附ス、攝政ハ天皇ノ代理人タラス代理人ハ自己ノ意思ヲ自己ノ名
ニテ表示ス、攝政ハ又後見人タラス、歐洲ニ於ケル攝政制度ハ右見

制度ノ察達シタルモノナリ、併シナカラ右見ハ私法上ノ本人ノ利益
ノ為メニ之レヲ保護スル目的ヲ有シ無能カナルモノニ代リテ法律行
為ヲナス制度ナリ、典範ハ別ニ右見ヲ認ム(典三七条)又天皇成年
ニ達セサルトキハソノ保育ヲ司ル為メニ大傳ヲオクク定ム(第二六
条乃至第二九条)又攝政ハ皇位ノ不完全ナル繼承ニアラス、
氏ノ説)天皇ハ依然トシテ天皇タリ、攝政ハ官職ニアラ
ス天皇之レヲ任命スルニアラス、國法ノ規定ニヨリテ一定ノ場合發生
スレハ当然攝政アリ、天皇久シキニ亘ルノ故障アルトキニハ皇族會
議及ヒ樞密顧問ノ議ヲ全テ之レラ決スルモ之レハ故障アリヤ否ヤヲ
決スルニテ攝政ヲ任命スルニアラス、中世ニ於テ文德天皇崩御ノ后
清和天皇ノ九オニテ御即位アリシトキニ外祖父大政大臣藤原良房カ
人民タル身分ニテ攝政トナリシ以テ攝政關白ノ制度起リシナルモ
之レ各國同全様ナリトノ意ニテ一ノ官職ナリ攝政ニアラス、
攝政ノ意思ハ主權者タルノ意思ナリ、攝政ノ意思ヲ拘束スルノ意思

ハナレ夫故ニ攝政ハ天皇ト同シク統治行為ニ付キ無責任ナラサルヘ
カラス。憲法ニハ明文ナケレトモ性質上当然ナリト見サルヘカラス
併シナカラ攝政カ民法刑法等ノ一般臣民ニ適用サルヘキ法規ノ適用
外ニアルコトカ天皇ト同一ナルカハ別ニ論セサルヘカラス。攝政ノ
意思ハ主権タル故カラ有スレトモソノ身分ハ矢張り臣民タリ、或ハ
攝政ハ何人ニ天賦使セサル故ニ臣民ニアラスト云フ説アレトモ攝政
ニアリテハソノ攝政タル地位ト私人タル身分トヲ區別スルコトヲ得
若シモ臣民ニアラストセハ主権者ナリト云ハサルミカラス。
一国ニ二人以上ノ主権者アルコトナレ。夫故ニ攝政ハ主権者デモナ
ク臣民デモナク特別ノモノナリト云フ説アリ。ソレ故ニ攝政カ民法刑
法ノ適用ヲ受クルヤ否ヤソノ私ノ身分ニ付テ決セサルヘカラス。我
國法ニ於テハ攝政タルモノハ必ス皇族タル故ニ此ノ点ニ付テハ皇族
ニ適用サルヘキ法規ノ適用ヲ受クヘキナリ。攝政令ハ攝政在任中ハ
刑事ノ訴追ヲ受ケサルコトヲ定ム (*Wisselungen*)

我國法ハ皇位継承ニ付テ本同様ニ攝政ノコトヲ定ムル規定ハ實質上
國法ナレトモ形式上憲法及ヒ一般法律ト區別スルノ主義ヲ採リテ之
レヲ皇室典範ニ規定ス。國ニヨリテハ之レヲ一家ノ内事トシテ何等
ノ國法上ノ規定ヲ設ケサルモノアリ (*Austria*) 白国英國ニ
テハ攝政ハ国会之レヲ任スルモノトセリ。希臘ニテハ攝政定マラザ
ルトキハ国会之レヲ選定ストセリ。
天皇ハ統治權ノ行使ヲ全部又ハ広キ範圍ニテ行使スル所ノ代理者ヲ
任命スルコトヲ得ルカ諸國ノ憲法ニハ明文ナシ以テ之レヲ定ム。バイ
イエルン、サクセン、普國ノ如キハ明文ナシ居ラサルモ實際正之
レヲ置ケル場合アリ、斯クノ如キ代理者ヲオク必要ハ攝政ヲオク程
ニ及シカラサル君主ノ故障ノ程度ノ輕キ場合ニ存ス。憲法ニ明文ナ
キ限リハ之レヲオクコトヲ得スト論スルモノアリ (*G. Meyer*)
併シ我國ニ天皇ハ憲法ニ抵触セサル限リハ如何ナル官職ヲ設クルモ
差支ナレト見サルヘカラス。

代理者ノ撰政ト異リテ国法ノ結果一定ノ原因アレハ当然其ノ地位ニ
アルモノニアラスレテ天皇ノ任命ニヨルモノナリ、之レヲオク原因
ソノ権能ノ範圍等ニ付テハ皆少ノ場合ニ於テ天皇ノ定ムル所ニヨル
ナリ、又天皇ハ之レヲ指揮命令シソノ權限ヲ伸縮シ又何時ニテモ之
レヲ免スルコトヲ得ルナリ、

第四章 臣民

國家ハ多數ノ人類カ唯一ノ主權者ニ服従スルニヨリテ結合サレタ
ル団体ナリ、國家ノ中ニテ各人ハ服従ラ性格トス此ノ意ニテ國家内
ノ主權者以外ノ各人ヲ臣民ト云フ、臣民カ國家団体組織ノ分子タル
ハ服従ラ性格トスルニヨル、主權ハ絶対的ニ臣民ノ意思ヲ拘束スル
權カタルニ對シテ臣民ノ服従ハ絶対的ニ主權ニ拘束セラレ、意思ハ
作用ナリ、服従ハ無制限ニテ實質上形式上主權ニ對抗スルコトヲ得
ヘキ意思ノ範圍ナルモノナシ、唯一ノ主權ニ服従シ主權以外ノ如何
ナル意思ニモ服従スルコト能ハス、服従ハ臣民固有ノ性質ニシテ國
家ト終始スヘキ根本法上ノ性格ナリ、各人ハ主權ニ服従スルニヨリ
テソノ本性ヲ完フル之レヲ發展スルコトヲ得ルモノナリトハ前章ノ
如シ、絶対的ニ主權ニ服従スルハ人類カ其ノ本性ヲ發展シ最高ノ道
徳的理想ニ達スル唯一ノ要件ナリ、自己ヲ捨テ、主權ニ服従スルニ

ヨリテ尤モ完全ニ自己ヲ發展スルコトヲ得、人ノ人タル所以ハ臣民
ニシテ
タラサレハ之レヲ全フスルコト能ハス、人ノ自由活動ハ主權ニ服従
シ臣民タルノ性格ヲ有スルニヨリテ、此ノ妨ケラル、コトナク之レヲ
達スルコトヲ得、嘗テ述ヘタル如ク自然法ノ學說ハ此ノ点ニ於テ國
家及ヒ國法ノ根本ノ原理ヲ誤ルモノナリ、此ノ學說ニ於テハ國家以
前ニ自然法又ハ神法又ハ萬民共通ノ法 (*ius naturale*, *ius*
divinum, *ius gentium*) (萬民共通現時ノ國
際法ノ原理ヨリ各人ハ生レオカラニシテ天賦ノ權利ヲ有スルト唱ヘ
タリ、*社会契約說*ハ此ノ思想ヲ基トシ佛革命ノ思想ハ各人天賦ノ權
利ヲ實現スルコトニアリタリ、千七百八十九年ノ人権宣言ハ此ノ天
賦ノ權利ヲ宣言シタルモノニシテ凡テ人間ハ自由平等ニ生レ自由平
等ニ生存スルモノナリト云ヘリ、併シオカラ自由ト權利トハ人類カ
國家ヲナシ主權ヲ定マリ、國法カ存在スルニヨリテ初メテアリ得ルモ
ノニシテ國家ヲ超越シタル權利ナルモノハ存在スルヲ得ス、各人カ

臣民タラサレハ自由ト權利トハアルコトヲ得ス。

Rousseau 人ハ國家ニ於テニツノ資格アリト説ク、人ハ主
權ヲ組織スル分子トシテ市民タリ。

Citoyen = Bürger, Subject = Unterthan 又國權ニ服従スルモノト
シテハ臣民ト云ヘリ、此ノ説ニ從テ臣民ノ主動的受動的ノ資格ヲ區別
スルアリ (*positive*) 然レ此ノ考ハ民主國ニ適用スルヲ得レ
トモ凡テノ國家ニ適スヘキ理論ニアラス、自由人タル資格ト服従者
タル資格トヲ區別スル意トスルモ服従者タルノ資格ハ即チ自由人タ
ルノ資格ニテ合一シテ分離スルヲ得ス、臣民カ服従ラ性格トスルハ
恰モ物呂ノ如ク又ハ奴隸ノ如ク意思ヲ有スルヲ得ストノ意ナラス、
又臣民タルモノハ活動ハ悉ク此ノ主權ノ命令ニ依ルモノナリトノ意
ナラス、臣民ハ機械ノ如ク主權ノ動力ニヨリテノ運動スルモノニ
アラス服従モ亦意思ノ作用ナリ、服従ハ他人ノ活動ニアラスレテ臣
民自己ノ活動ナリトス、又主權ハ何時ニテモ各人ノ意思ヲ拘束スル

ヲ得レトモ拘束セラレサル部分ニテモ之レヲ保護シテ各人ノ目的ヲ
達セシムルナリ、彼レ(一方ヲ)ヲ拘束スルニ方ヲ發展セシムル所
以ナリ、服従セサルモノヲ保護スルコト能ハス主權ハ法ヲ設テ又ハ
設ケスレテ各人ノオスヘキコト、ナヌヘカラサルコトヲ定ムルナリ、
各人カ等シク主權ニ服従シテ主權制定ル規律ヲ守ル故ニ、各人ノ
妨ケラレサル自由ノ活動ヲ生スルナリ、服従ナケレハ秩序ナシ、秩
序ナケレハ自由ハナシ、各人ノ意思カ一定ノ秩序ニヨリテ規律セラ
ル、ハ各人ノ意思ノ尤モ完全ナル自由ノ状態ナリ、各人ハ又國家ヲ
高レテ平等ナルモノニアラス、臣民タル資格ヲ有スルニヨリテ初メ
テ平等タル理由(干係)自由ニ於ケルト全様ナリ。
主權ニ服従スルハ臣民ノコトラス、ソノ國ノ臣民ニアラサルモノトモ
モ領土ノ中ニ居住スルモノハソノ中ノ主權ニ服従セサルベカラス、
昔時ハ外人ハ全ク人トシテ取扱ハス然ルニ近世交通ノ便ト共ニ外人
トモ私公法上殆ント全一ニ取扱ラ浸クルニ至レルナリ、併シナカ

ラ尚一定ノ權利義務ハ之レヲ例外トスルヲ常トス、例ハ義務ニテ
ハ兵役ノ義務、權利ニ於テハ参政權ノ如シ、併シナカラ此等ノ權利
義務ヲ享ケテ外人ト臣民トノ區別ノ標準トスル能ハス、及令外人ヲ
シテ此等ノ權義ヲ有セシムルニ至ルモ外人ハ衰シテ臣民トラス、臣
民ノ臣民タルハソノ服従ヲ本来ノ性質トスルニテ特別ノ原因ニ基ク
ニアラス、夫故ニ臣民ノ服従義務ハ包括的、絶對的、身体的ノモノ
ナリ、
臣民ハ及令外國ニ移住スルモ本國臣民タルノ資格ヲ失セズ、及之外
人ハ領土内ニ居住スルナル一事ヲ服従ノ原因トスルヲ以テ我領土ヲ
去レハ最早主權ニ服従スルコトナリ、
如何ナル人カ日本臣民タルカ、憲法第十八條ハ日本臣民タルノ要件
ハ法律ノ定ムル所ニヨルトアリ、之レニ基キテ制定セラル、法律ハ
國籍法ナリ、
國籍法ハ日本人ノ子ヲ以テ日本人トナス(一條―三條)國籍取得原

因ヲ定ムルニニ主義アリ、
血統主義及ヒ出生地主義是レナリ、(jus sanguinis,

ius soli)

即チ我國籍法ハ前ノ主義ヲ採レリ、例ハ外國トテ父母共ニ知レサルカ(捨見)又ハ國籍ノ知レサルトキハ出生地主義ニ從フ(四條)
(父ノ知レサルトキハ母ノ云々)又(出生地主義ハ英米) 出生以外ニハ婚姻入夫認知養子縁組ニヨリテモ日本ノ國籍ヲ認ムルヲ定ム(五條) 又外人ハ内務大臣ノ許可ヲ得テ日本ニ歸化スルヲ得(六條) *naturalization* 歸化ニ一定ノ条件ヲ備フルコトヲ要ス(七條) 國籍ヲ喪失スル原因ハ婚姻(十八條) 離婚又ハ離婚(十九條) 歸化(外國ハ)(二十條) 父又ハ夫カ外國ノ國籍ヲ取得シタルトキ(二一條) 及ヒ認知(女日本、外人認ム)(二三條) 日本ノ國籍ヲ喪失セルモノハ一定ノ場合ニ之レヲ恢復スルコトヲ得(二五條)乃至二七條) 領土割讓ノ際ニ國籍ヲ選択スルコトヲ得ルモノトス

(*Cepation*) 臣民ノ性格ハ絶対的服従ニアリ服従ノ義務ハ一般的

ニシテ其ノ種類ト程度トニ於テ無限ナリ、主權ハ如何ナルコトヲ余スルトモ之レヲナサザルヘカラス、如何ナルコトヲ禁スルトモ之レヲナスヘカラス、又主權ハ現實ニ之レヲ余レ又ハ禁スルコトヲナクモ何時ニテモ或ルコトヲ余レ又ハ禁スルコトヲ得ルノカヲ有ス故ニ臣民ノ服従義務ナルモノヲ列挙シ法律ニ服従、行政処分、租税公職ニ就クノ義務等アルト云フコトモ服従義務ノ内容ヲ挙ケ尽ス能ハス主權ノ唯一圓滿ナル如ク臣民ノ服従義務モ唯一圓滿ナリ、又服従義務ハ主權ノ明ニ命シ又ハ禁スルコトヲナシ又ハナサザルコトヲ止ムルモノニアラスニテ例ヘハ主權ノ存在ヲ危クスルカ如キ行為ハ禁ズトモ之レヲ爲スコトヲ得ス一派ノ學者ハ服従ノ外ニ忠誠ノ義務ヲ挙げ、之レ如何ニモ忠誠ノ義務ハ存在スルモ服従ノ一能様ニレテソノ以外ノモノタラス、
臣民ハ主權者ニ對シ絶対的無制限ナル一般のナル服従義務ヲ有シ、

主権者ハ臣民ニ対シテ如何ナルコトヲモ命シ又ハ禁スルコトヲ得、
之レヲ命シ又ハ禁スルハ豫メ定ムルトコロノ一般の法規ニ標ルコト
アリ、又ハ事アル毎ニ自由ニアルコトヲ命シ又ハ禁スルコトヲ得、
性質上必スシモ予シメ定ムル所ノ法規ニヨラサレハ臣民ニ対シテ命
令スルコトヲ得サルモノニアラス、然ルニ近世ノ国家ニ於テハ原則
トシテ成ルヘク主権ノ行動ハ法規ニヨルモノタラシメントルコト行
ハル、ハ之レ近世ノ国家ハ一般ニ法治國ト云フ所以ナリ、昔ノ所謂
警察國ハ多クハ予メ定メ法則ヲ設クルコトナク、事アル毎ニ宣シキ
時ニ從テ臣民ニ命令セルナリ、元ヨリ主権ノ行動ラシテ悉ク皆予メ
定ムル所ノ法規ニヨルモノタラシメントスルコトハ事柄ニヨリテハ
性質上ノ不能タルノコトナラス、之レヲ不得策トスル場合モアリ、夫
故ニ法治國ノ期スル所ハ原則トシテ又ハ成ルヘク主権ノ行動ラシテ
予メ定ムル所ノ法規ニヨルモノタラシメントスルニヨルニ過キス。
此ノ主義ハ我國ニテモ採用セラレ実行セラレ唯法治國ノ意味ニ付テ

三種ノ見解アリ我國ニ行ハレ居ルモノハ必スシモ歐洲ニ於ケル學說
及ヒ實際ニ採レルモノト其ノ意味ハ全一ナラス、第一ニ自然法說ニ
ヨレハ主権ヲ寓シテ存在スル絶対的ノ法アリ此ノ法ハ主権ヲ支配ス
ルモノニシテ主権ノ行動ハ此ノ法ニヨルモノ法ニヤサルヘカラスト云
フ(コレ一種ノ法治國)併シナカラ此ノ考ノ誤レルハ繰返セルカ如
シ、第二ニ獨乙固有ノ思想ニヨレハ國王ハ人民ノ認定ニヨリテ主権
ヲ有スルモノナリ、主権ハ人民全体ノ意思タル法律ノ支配ノ下ニア
リ、中世ノ封建時代ニ於テハ君主ト人民トハ相對立シタル權利主体
タリト認メラル、法律ナルモノハ君主ト人民トノ約束ニシテ君主ハ
ソノ約束ニヨラサレハ人民ヲシテ或ル義務ヲ負擔セシムルコトヲ得
サルモノト考ヘタリ、此ノ思想ヲ近世ノ國家ニ受ケ継テ人民ハ自己ノ
代表者タル國會ノ議決シタル法律ニヨラサレハ如何ナル義務ヲモ負
フモノニアラスト云フハ英獨諸國ノ法治國ノ意味ナリ、此ノ二種類
ノ考ニヨレハ法治國トハ豫メ定ムル所ノ法規ニヨラサレハ臣民ニ対

レテ或ル事ヲ命スルコト能ハスト云フコトトハソノ意味大ニ異ル、
 第一考ヘニヨレバ、主權ハ必ス自然法ナル法ニ從ハサルヘカラスレ
 テ自ラ法規ヲ定ムルコトモ自由ニアラス、又法夫レ自身カ已ニ法ノ
 支配下ニアリ、又第二ノ考ハ人民ノ義務ヲ定ムルニハ必ス国会ノ議
 決ヲ以テスルコトヲ要ストセルニテ^單豫メ定ムル所ノ法規ニヨラ
 サルヘカラスト云フト異ナル、此ノ二種ノ主義ハ共ニ我國ニ行ハレ
 ス、我國ニテハ第三ノ只臣民ニ對シテ或ル義務ヲ命スルニハ或ルヘ
 シ豫メ定ムル所ノ法規ニヨラサルヘカラストスルヲ以テ統治權行使
 ノ方針トセルノミ。

佛革命ノ初メ千七百八十九年ニ有名ナル人權宣言制定サル、其レ以
 來諸國ノ憲法ハ國民ノ權利ナルモノヲ規定スルヲ以テ憲法ノ必要ナ
 ル部令トセリ、人權宣言ハ人類ク生レテカラ天赋ニ有スル所ニシテ
 國家權カノ奪フヘカラスル自由又ハ權利ヲ宣言スルノ意ヲ有セシナ
 リトス、人權宣言ノ要點ハ

- (1) 人ハ自由且ツ平等ニ生レ且ツ生存スルモノナルコト
- (2) 政治団体ノ目的ハ天赋ノ讓リ渡スヘカラスル人類ノ權利ヲ保障
 障スルコト
- (3) 自由トハ凡テ他人ヲ害セザルコトヲナス權利ナリ、人ノ自然ノ
 權利ハ他人ノ權利ノ享有ヲ保障スルタメノ此ニ制限スルコトヲ得
 ルモノナリ、而レテ斯ノ如キ制限ハ法律ヲ以テノ此定ムヘキモノ
 ナルコト
- (4) 法律ハ只社会ノタメニ有害ナル行為ノ此ヲ禁スルコトヲ得、法
 律ノ明カニ禁セザルコトハ之レヲ禁スルコトヲ得ス、又法律ノ命
 セザルコトハ之レヲ強制スルコトヲ得ザルモノナルコト
- (5) 各人ハ法律ノ前ニ平等ナリ、各人其ノ能力ニヨリテ公職ニツク
 コトヲ得ルコト
- (6) 何人トモ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外及ヒ法ニ定メタル形式
 ニヨルノ外逮捕監禁セラル、コトナキコト

(17) 何人トモ法律ニ基カスレテ罰セラル、コトナキコトハ、
(18) 何人トモ其ノ意見又宗教上ノ意見ノ故ヲ以テ不利益ヲ負ハサ
ルコトナキコト

19) 憲法表ハ貴重ナル人権ナリ、之レヲ濫用スレハ法ニ定メタル
一定ノ場合ニ責ヲ負ハサルヘカラストモ、其ノ以外ニハ自由ニ
言論シ出収スルコトヲ得ルコト

(10) 租税ハ止ムラ得サルモノナリ、乍併平等ニ支払ハルヘキコト、
(11) 財産ハ神聖ニシテ犯スヘカラス、法律ノ定メタル公益上ノ必要
ナル場合ニ適當ナル賠償ヲ与フルニアラサレハ之レヲ奪ハサルコ
ト。等ナリトス。

之レ佛人権宣言ハ北米ニ於ケル英國殖民地ノ権利宣言 (Declaration
of Rights, Bill of Rights) ヲ継承シタル
モノナリ、人ハ生レナカラ一定ノ権利ヲ有シ國家權利トモ之レヲ
侵スヲ得ストノ思想ハ昔時ヨリ存在シタレトモ、中世ニ於テ一方ニ

ハ宗教改革以後、耶穌教^全ハ自由ナル信徒ノ結合ナリトノ思想ト、宗
教ヲ信スルコトハ國權ノ干渉外ニアルトノ思想行ハル。他方ニハ自
然法ノ學說上人類ハ生レナカラ天赋自然ノ絶對的ナル權利ヲ有スル
モノナリトノ思想行ハレ、北米ニ移住シタル英人ハ其ノ信スル所ノ
宗教ノ思想ト無人ノ所ヘ移住シタリトノ事實ニヨリテ、將來國家ヲ
成スヘキ基礎タルヘキ組合ヲ作り、組合ノ憲法ヲ俾ルニ當リテ人ノ
本来有スル所ニシテ奪フヘカラサル自由ノ權利ヲ宣言シタルナリ。
佛人権宣言ハ之レヲ受ケ継キ、一方ニハ自然法ノ學說ニ基キテ天
賦ノ人権ナルモノヲ宣言セルナリ。

英國ノ千六百二十八年ノ Petition of Rights 又ハ千六
百八十九年ノ Bill of Rights ノ如キハ佛人権宣言トハ
其ノ主旨ヲ異ニス、人ノ本来有スル自由ノ權利ノ宣言ニアラスレテ
國王ニ對シテ、國王ノ人民ニ對シテ濫リニナスヘカラサル事柄ヲ定
メタルモノナリ、例之法律ハ之レヲ中止スルコトハ出来ス、特別裁

二八四
判所ヲ設クヘカラス、国会ノ承諾セザル租税ヲ徴收スル能ハス、国会ノ承諾ナク常備軍ヲ設クル能ハス、又ハ国会ハ可成屢々召集セザルヘカラスト云フカ如キコトヲ定ム、之レ中世ノ封建國家ノ特別ナル制度ニ基クモノニシテ國王ト国会トハ相對立シ国会ノ承諾ナカリセハ國王ハ人民ニ對シテ或ハ事ヲナスコトヲ得ストセラレ居タルナリ、夫故ニ英國ノ權利宣言ハ其ノ名稱ハ權利宣言ナレトモ、米併ノ權利宣言トハ異リテ、人類ノ本來有セル主觀的權利ヲ宣言セルモノニアラスシテ國王ノ爲ニ得ヘキ權能ヲ定メタル客觀的ノ規定ナリ、米併ノ人権宣言ニ定メ置クコトハ立法者ト虽モ守ラサルヘカラサル國權ト個人トノ理論上ノ限界ナリ、夫故ニ米國ニテハ現今ニテ是人權ヲ侵害スル法律ハ裁判官ノ適用スヘカラサル無効ノ法律ナリトセラル、反之英國ノ立法者ハ全能ナリ、如何ナル事ヲモ法ニ定メ得、只法律即チ國會ノ議決ヲ聖カレハ何事ヲモ定ムルコト能ハサルノミ、英國ノ思想ハ前回ニ述ヘタル *Quinn*ノ思想ヲ独ニニテモ中世

以來行ハレタル思想ナリ、通常 *Rousseau*ノ學說ガ併國ノ人権宣言ノ動機ヲナシタルモノト稱セラル、モ *Rousseau*ハ寧ロ此ノニツノ思想ノ中間ニ居ルモノニテ、一方ニハ天賦ノ奪フヘカラサル權利ナルモノアルヲ説キシモ、他方ニハ人民ノ意思タル法律ハ全能ニシテ何事ヲモ爲シ得ルモノナリト説ケリ、併國ノ人権宣言ノ後十九世紀ニ於テ諸國ノ憲法ハ何レモ皆人民ノ權利ナルモノヲ列挙シタルモノナルカ此ニ種ノ思想ヲ(英併)混同シテ採用セルナリ之レヲ諸國ノ人民ノ權利ニ關スル規定ヲ解釈スル上ニ於テ最モ注意スヘキ点ナリ、例之 *Belgie*ノ憲法 *Prussia*ノ憲法ニ於テ身體ノ自由ハ法律ニヨラサレハ侵カサル、コトナシ、刑罰ハ法律ニヨルニアラサレハ之レヲ科スルコトナシ、住所ノ侵入搜查ハ法律ニ定メタル場合ナラサレハ之レヲ行フヲ得ストアルハ行政權ノ首長タル國王ノ權能ヲ制限シタルモノニシテ、法律其者ニ對シテハ何等ノ制限ヲモ定メタルモノニアラス、法律即チ國會ノ議決ヲ以テスレ

ニハ六
ハ如何様ニモ身体ノ自由住所ノ不可侵ヲ制限スルヲ得ルナリ、斯ク
ノ如キ条文ハ憲法ノ中ノ例之。租税ハ法律ニヨラサレハ之レヲ科セ
ス、兵役ニ服スルノ制度ハ法ニテ之レヲ定ム、歳出入ノ予算ハ法律
ヲ以テ之レヲ定ムト云フカ如キ規定ト同様ナル意味ノ規定ニテ臣民
各自ノ主觀的ノ權利ヲ定メタルモノニアラス。如何ナル事モ國會ノ
議決ヲ以テセサレハ定ムルコト能ハサル事柄ナルカ官府ノ權限ヲ定
メタル客觀的ノ規定ナリ。之レト異リテ白國、普國ノ憲法ニ於テ、
例、各人ハ平等ナリ、信仰ハ自由ナリ、又學問教育ハ自由ナリト称
セルハ國家權力其者ノ侵スヘカラサル人類自由ノ範圍ヲ定メタルモ
ノナリ、斯クノ如キ規定ハ天賦人權ノ思想ニ基ク、佛ノ人權宣言ノ
箇条ヲ写シトリタルモノニテ理論上ノ誤リナルハ暫クオクモ、斯ク
ノ如キ空論ニ基クニアラスレテ從來行ハレタル實際上ノ國權ノ不當
ナル侵害ヲ排斥スルノ意ナリトスルモ、法律上無意味ノ規定ナリ。
米國ニ於ケル如キ如ク裁判所此ノ精神ニ及スル法律ハ之レヲ無效

ナリトシテ適用セサル權能ヲ有スレハ格別、歐諸國ノ如ク裁判所ハ
斯カル權能ヲ有スルニアラスレテ法律タル以上ハ如何ナル法律ニモ
服セサルヘカラストセル場合ニハ斯ル規定ハ無意味ノ規定ナリ、斯
ル条文ハ將來ノ立法ノ方針ヲ指示セルモノナルヘキモ法律上何等ノ
效果ヲ有スル能ハス、此等ノ國ニテハ法律ヲ制定スルハ憲法ヲ制
定スルト同一ノ機關ニヨリテ法律ハ五能ニテ如何ナルコトヲ規定ス
ルモ形式上有效ナリ、例之如何ニ甚シク學問ノ自由ヲ制限スルモ、
苟クモ法ヲ以テセル以上ハ臣民ハ之レニ服從セサルヘカラス、
以上述ヘタル如キ規定ハ諸國ノ憲法ニテ人民ノ權利ト云フ表題ノ下
ニ列挙セラル、ナリ、通常之レヲ自由權、基本權又ハ國民權ト云フ
自由權トハ天賦ノ自由ニテ國權ノ侵スヘカラサルトノ意ナリ、基本
權ト云フモ似タル意味ニテ、奪フヘカラサル人民ノ基本的權利ト云
フ意ナリトス、又ハ根本契約、根本法ニテ認メラレタル權利ナリト
ノ意ナリ、國民權ト云フモ國民トシテ必ス有スルトノ意ナリ、斯ル

思想ノ誤リタルハ云フヲマタサルノコトナラズ元來之レヲ權利ト云フ
ハ不當ナル言ナリトス、前記ノ何レノ主義ニ從フモ之レヲ權利ト云
フコト能ハス、自然法說ノ誤リハ嘗テ違ヘタル如クニモテ、國權ヲ
高レテ國權以上ノ法ナルモノハ存在セザルト同ク國權ノ定ムルヲ
待タスシテ先天的ニ存在シ國權ノ侵スコトヲ得ザル權利ナルモノハ
存在ハ性質上認めルコト能ハス、元ヨリ人類トシテ一定ノ所ニ居住
シ、稼穡シ、婚姻シ、營業ヲ營シ、宗教ヲ信シ、意見ヲ發表スルト云
フカ如キハ自然ニナシ得ルコトニテ國家權力ノ創定シタルモノニア
ラザレトモ、之レヲ權利ト云フコト能ハザレハ恰モ睡眠、食事ノ權
利ト云フコトノ能ハザルト同様ナリトス、天賦ノ權利ノ說ニ從フト
キハ斯ル規定ハ將來是等ノ自由ハ溢リニ干渉スルコトナシト云フノ
宣言ニシテ、施政ノ方針又ハ立法ノ方針ヲ明ニシタルモノト見サル
ヘカラザルカ之レニヨリテ各人ノ主觀的ナル權利ヲ設定シタルモノ
ニアラス、施政ノ方針、立法ノ方針トシテ濫リニ人ノ自由ナル譽歌

ヲ妨クヘカラサルコトハ今日ノ文明國ニテハ云フヲ保タサル所ニテ
憲法ノ之レヲ明言セルト否トニ干セズ、而モ各人ハ例之食事ヲスル
權利、風景ヲ樂ム權利、美術品ヲ玩ブノ權利アリト云フヲ得ズ、及
令斯ルコトヲ憲法ニ明言スルモ、人ノ自由ニ對シテ(自然ト)何等
附加スルトコトナキノコトナラス、此等ノ憲法ノ規定ハ國權行使上ニ
テ何等法律上ノ規則ヲ定ムルモノニアラス、將來行政上又ハ立法上
及令學問ノ自由ヲ侵スコトアルモ夫レ因果シテ學問ノ自由ニ對スル
侵害ナリヤ否ヤハ北米合衆國ノ如ク裁判官ハ憲法ノ精神ニ違及スル
ト思フ所ノ法律ヲ適用セザル權限ノアルモノト定メアレハ別岐ナル
モ然ラザルトキハ只一ニ立法者ノ自ラ決スル所ニヨラザルヘカラス
夫故ニ此等ノ条文ハ法律上何等ノ意味ナキモノト云ハザルヘカラス
而シテ他種ノ条文即チ法律ニヨラザレハ一定ノ自由ハ之レヲ制限セ
スト云フカ如キ条文モ亦各人ノ權利ヲ設定スルモノニアラザルナリ
一定ノ事項ヲ定ムルニハ法律即チ國會ノ議決ヲ以テセザルヘカラス

トハ統治ノ作用ノ形式ヲ定メタル客観的ノ規定ニテ各人ハ主観的権
利ヲ設定スルモノニアラス、法ニヨルニアラサレハ刑罰ヲ定メスト
スト云フハ法ニヨルニアラサレハ威出入ノ予算ヲ定メスト云フト同
様ニテ議會ノ権能ヲ定メタル規定ニキス、之レ独ニ於テ *Quod*
以来自由權ハ權利ニアラストノ説一般ニ行ハル、所以タリ、
我憲法ニテモ諸國ノ憲法ニヨツテ臣民ノ權利ナルモノヲ列挙セリ、
唯諸國ノ憲法ト異ナル所ハ臣民ト云フテ日本人ト云ハサル所ニアリ、
人類本来ノ權利ヲ示スモノタルトノ併國人植宣言ノ主旨ヲ取ラサル
ヲ以テ示スモノタリ、乍併尚權利ト云ヘルハ正確ナル語ト云フ能ハ
ス、我憲法ノ規定ヲ見ルニ第十九条ニ日本臣民ハ法律命令ノ定ムル
所ノ資格ニ應テ均シク文武官ニ任セラレシ其他公務ニツクテ得ト
定メ、第二十七条第一項ハ日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナ
シト云ヒアリ、第二十八条日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケ及ヒ臣民タル
ノ義務ニ背カサル限リニテ信教ノ自由ヲ有スト定ム、此ノ三ヶ条ハ

立法又ハ施政ノ方針ヲ定メタルモノタリ、其他第十八、二十、二十一
二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七条第二項第二
九条ノ数ヶ条ハ法律ノ定ムル所法律ノ範圍内又ハ法律ニヨリト云フ
カ如キ語ヲ用ヒラ要スルニ法律ナル形式ヲ以テ定ムヘキ事項ヲ指ケ
居レリ、其ノ意味ハ例之ハ第十四条第二項、第五十条第二項、第
五十八条、第六十一条、第七十二条第二項此等ノ条文ト同一ナルモ
ノタリ、例之居住及ヒ移転ノ制限ハ法律ヲ以テ定メサルヘカラスト
ハ会計検査院ノ組織權限ハ法律ヲ以テ定ムヘント云フト同シク各ノ
臣民ニ對シテ何等ノ主張スヘキ權利ノ生スルモノニアラス、元ヨリ
此ノ条文ニヨリテ或ハ利益ヲ受クルランモ、例之刑法ニテ窃盜ヲ
禁スレハ或ル利益ヲ得ラルモノト同シク所謂法ノ及對的ノ利益ニテ
權利ナラス、之レヲ法律云々ノ文字ナキ条文ト比スルニ、例之信教
ノ自由ヲ制限スルノハ法律ニヨラスト虽モ之レヲ為シ得ラル、カ法
律ニヨル場合モ安寧秩序ヲ妨ケス臣民タル義務ニ背カサルニ違リニ

之レヲ制限セサル条件アリトス、然ルニ法律ヲ以テ定ムトノ文字アル事柄ニ付テハ法律以外ノ形式ヲ以テ定ムルコトハ不可能ナレトモ法律ヲ以テスレハ如何ナル制限ラモ之レヲ加フルコトヲ得ルナリ、法律ノ範圍内ニテ居住及ヒ移転ノ自由ヲ有スルテウ条文ハ諸國憲法ニ皆アルモ實際ノ居住及ヒ移転ノ自由ノ範圍ハ各國大ニ異ル法律ヲ以テ極度ニ居住移転ヲ制限スルトモ解釈上憲法違反ノ法律ト云フヲ得ス、夫故ニ裁判官ハ法律ノ憲法違反ナルヤ否ヤヲ審査シ、憲法ノ違反ナリト信スル場合ニハ之レヲ適用セサルコト能フヤ否ヤハ我カ憲法ノ解釈トシテハ議論アル点ニテ、通説ハ之レヲ否認セルカ余ノ解スルカ如ク、此ノ権限アリトスルトキハ(右述)此ノ二種類ノ条文ハ著キキ差異アルモノト云ハサルヘカラス、法律ヲ以テ定ムルトスレハ、法律ヲ以テ如何程極端マテ自由ヲ制限スルトモ適法ナル法律ナル故ニ裁判官ハ之レヲ適用セサルヘカラス、併シナカラ法律云云ノ文字ナキ規定例之某一条ノ場合ニ付テ其ノ条件ニ違反シタル

法律ハ憲法違反ナル故ニ裁判官ハ之レヲ適用セサルコト能フナリ、一定ノ事項ヲ定ムルニハ法律ヲ以テセサルヘカラスト云フコトハ、憲法ノ規定ヲ俟テ初メテ定ムルコトニテ性質上当然定ムルモノニアラス、右ニ至リテ法律ニツイテ述ヘル時ニ詳言セシカ、凡ソ人ノ自由財産ニ付テ規定シテクルニハ即ケ広ク法規ヲ制定スルニハ必ス法律ノ形式ヲ以テナスヘキモノニテ只憲法ノ列挙スル或ル事柄ニハ限ラスト唱フルモノナリ、歐洲諸國テハ之レヲ通説トス、此ノ説ニヨレハ憲法ノ列挙ハ例示ニテ法律ヲ要スル事柄ヲ悉ク挙ケタルモノニアラス、此等ハ歐洲ニテハ其ノ淵源極メテ遠ク、人ノ天賦ノ自由ハ人民全体ノ代表者タル国会ノ議決ヲ以テセサレハ之レヲ制定スルコトヲ得サルモノナリトノ自然法又ハ社会契約ノ思想ト法ナルモノハ國民全体ノ意思ニテ其ノ代表者ニアラサレハ之レヲ變更シ補充スルコトヲ得サルモノナルコトハ *Poteman* 固有ノ思想ヲ基トス此ノ説ニ對シテハ歐洲諸國殊ニ独ニテハ二三ノ及對説モアレトモ

屢々通説ヲ正シトスルモ、我憲法ニテハ斯ル主義ヲ採用セシニハア
 ラス、一種ノ空漠ナル理論ヲ基トシテ吾憲法ニテモ法律ヲ要スル事
 柄ヲ広ク人ノ自由財産ニ干スル事柄ニ及ホシテ所謂自由権ハ憲法ノ
 列挙ニ限ラスト論スルコトハ出来ス、故ニ我憲法ノ諸國ノ憲法ニ大
 抵列挙セル學問教育ノ自由、結婚ノ自由、營業ノ自由ノ如キモノハ
 之レヲ列挙セサル故ニ自由權タルノ存セサルモノト云ハサルヘカラ
 ス、憲法ニ之レヲ列挙ケサルモ政策上無暗ニ此等ノ事柄ヲ制限スルハ
 元ヨリ慎マサルヘカラスト虽モ、乍併之レヲ列挙セサル以上ハ法律
 ヲ以テセサレハ此等ノ事柄ニ對スル規定ヲ設クルヲ得スト云フ能ハ
 ス（憲法義解ニハ營業自由ハ当然ニテ明記ナクモ明記アリト解スヘ
 キナリト、然レトモ推究スルトキハ數多アラン、乍併法律ニテ制限
 セサレハ自由ナルヲ自由ト云フ、此ノ意義ニテノ自由權ヲ云フ）
 我各種ノ自由ハ憲法ニ明記ナキ故却テ他國ヨリ自由ナリ、

是レヨリ第二章ノ各条ヲ説明セン

一) 第十八条、日本臣民云々既記ノ如シ（日本臣民タルノ要件ハ法
 律ノ定ムル所ニヨル）

二) 第十九条、我憲法ニハ諸國ノ憲法ノ如ク各人ハ平等ナルヲ規定
 セス、只文武官ニ任セラレ其他ノ公務（議員、市町村長）ニ就ク
 ハ法律命令ヲ以テ之レヲ定ムヘク、法令ニテ定ムルニハ等シクト
 謂フノ原則ニ依ラサルヘカラスト定ム、等シクトハ門閥出世ニヨ
 リテ資格ノ差等ヲ設ケサルノ意ナリ、諸國ノ憲法カ此ノ規定ヲ設
 ケタルハ從來門閥出世ニヨリテ官吏ニ任シ公務ニ就ケルノ事實ヲ
 將來止ムトノ意味ヲ有セルナリ、本条ハ外國人ノ官吏タルコトヲ
 禁スルモノタラス、（資格ハプロシヤ憲法ハ何人モ就ケルトノ条件
 ト解セリ、外人ノ帰化人ノ官吏タルコト、公侯伯ノ議員タルモノ
 最格ニハ第十九条ノ邊及タリ）

三) 第二十条、本条ハ第三、日本臣民ハ一般ニ兵役ノ義務ヲ負ルコト

二九六
ヲ定メ、次ニ兵役義務範圍要件ハ法律ヲ以テ定ムヘキヲ規定ス、
前述ノ如ク、臣民ハ一般の服従義務ヲ有セルニヨリテ如何ナルコ
トヲ命セラル、モ之レヲナサ、ルヘカラス、兵役ノ義務ノ如キモ
憲法ノ規定ヲ悞テ初メテ生スルモノニアラス、憲法ノ意味ハ兵役
ノ義務ヲ創設スルニハアラスシテ、憲法ヲ改正スルニアラサレハ
法律其他ノ法規ヲ以テ、一般兵役ノ原則ヲ廢止スルコトヲ得サル
コト、兵役義務ハ臣民一般ノ義務ニテ、何人トモ例外トシテ之
レヲ有セサルモノナキコトヲ定ムルモノナリ、夫故ニ法律ヲ以テ
兵役義務ノ範圍要件等ヲ定ムルニ付テモ國民皆兵タルノ原則ハ之
レヲ動カスコト能ハス（我等ノ軍隊ニ付テ有スル義務ニニツテ
リ、一ハ身の義務、ニハ物の義務ニテ戰時演習ノ時ニ徵召ニ應ス
ル義務之レナリ）

(四) 第二十一条 憲法ヲ以テ日本臣民ハ納税ノ義務ヲ有スト定メレ
ハ兵役ノ義務ト同一、即チ新ニ此ノ義務ヲ作ラス一般ニ有セルナ

リ、租税ハ之レヲ手数料ト別ツ、手数料ハ特別ナル報償タルノ性
質ヲ有ス、租税ハ一般ノ標準ニヨリテ臣民ニ課セラル、金或ノ支
払ナリ、夫故ニ手数料ニ付テハ本条範圍ノ外ニアリト云フヘシ、
六ニニ、六ニセハ本条ト重複セリ、

(五) 第二十二條 居住及移転トハ帝国内何レノ處ニモ居住シ移転ス
ルコト外國ニ移住スルコトヲ云フ、之レニ對シテ制限ヲ設クル
必要ハ行政上ニアルナルカ必ラス法律ヲ以テセサルヘカラス、居
住移転ノ制限ハ直接ニ居住及ヒ移転ノ自由ヲ制限スル目的ヲ以テ
スル制限ニ限ルナリ、他ノ目的ヲ有スル法規ノ結果居住及ヒ移転
ノ自由ノ制限セラル、ハ必スシモ法律ヲ要セス、此点ハ以上ノ條
各条ニ付テモ同様ナリ、普國憲法第十一條ハ外國ニ移住スルハ兵
役ノ義務ニ干係アル場合ノ之レヲ制限スルヲ得トイヘリ、我憲
法ニテハ如何ナル場合ヲ問ハス法律ヲ以テセハ之レヲ制限スルヲ
得

(六) 第二十三条 通常之レヲ人体ノ自由ト称ス、本条ハ刑罰ヲ科シ
 刑罰ヲ科スルタメニ逮捕監禁審問ニツイテハ法律ヲ以テスヘシト
 云フナリ、刑罰トハ犯罪ト定メラレタル行為ヲナセルモノニ対ス
 ル懲罰ナリ、官吏懲戒法、強制刑ハ刑罰ニアラス(学校罰等)刑
 罰ヲ実行スルタメニ犯罪ノ疑アルモノヲ逮捕監禁シ審問スルナリ、
 如何ナル場合ニ如何ナル形式ニヨリテスルカハ法律ニヨリテスヘ
 キナリ、神経病者ヲ病院ニ收容シ自殺セントスルモノ狂者泥酔者
 ヲ監禁スルカ如キハ本条ノ範圍外ニアリ、(行政官ノ各自ノ罰則
 ハ憲法違反ニアラサルカリ)明治二十三年九月十八日法律第八十
 四号命令ノ条項ニ関スル罰則ニ曰ク、命令条項違反者ハ命令ノ条
 項ニ従テ貳百円以下ノ罰金(一年以下ノ禁錮)(ハ委任命令ナレハ憲
 法ノ違反ニアラス、(ハ)第二十三条ニヨルニアラス)コレト異ル
 故違反ニアラスト、サレトモ余ハ以上ハ違憲ナリト考テ)

(七) 第二十四条 第五十七、五十八条ノ中ニ含まル、故ニ第五十七、

五十八条ノ説明ヲ見ヨ

(ハ) 第二十五条 犯罪ヲ処罰スル予備トシテ住所ニ侵入シ搜索スル
 ニ付テハ法律ヲ以テ定メサルヘカラス、搜索ノ目的ニアラスシテ
 住所ニ侵入スルノモ法律ニ定メタル場合ニ限ル、營業ノ取締、危
 険ノ防止、風俗ノ取締ノタメニ侵入スルトモ法律ヲ要ス行政執行
 法アリ、住所トハ私ノ住所ナリ、劇場市場学校ヲ含マス(住所ハ
 人ノ居住所ノ意ニ解ス)
 (許諾ナクシテトハ積極的不承諾ハ承諾有無ノ表示ナキ場合ヲ
 指ス、人ハ何人ニ対シテモ答アルノ義務ナケレハナリ、)

(九) 第二十六条 信書、秘密ハ必スシテ郵便電信ノ事業ヲ国ノ專賣
 事業トセル結果ニアラス、郵便電信ノ官吏ハ信書ヲ開封スルヲ得
 ガルノコトヲ自己ノ知リタル電信、郵便ハかきノ内容ヲ他人ニ
 告知スルヲ得ス(友人間ノ信書披封ハ違憲ニアラス、憲法ハ國權
 カ私人ニ対スル規定ナリ、)

三〇〇
(十) 第二十七條 日本臣民ハ所有權ヲ侵サル、コトナシ。第一項ハ所有權ハ國權ヲ以テ濫リニ侵サ、ルノ方針ヲ示セルナリ、行政ノ処分ノシテラス、法律ヲ以テシテモ濫リニ所有權ヲ侵害スルハ憲法ノ主旨ニ及ス、乍併所有權ナルモノハ彼ノ天賦ノ人權論ニ任セサルカ如ク先天的ニ存在セス、國法ノ規定ヲ俟テ初メテ存在スルモノナリ、本條ハ私法上ノ所有權トハ如何ナルモノナルカラ定メス、所有權ノ本質限界ハ私法ノ規定ニヨリテ定マルナリ、我憲法ハ法規ヲ定ムルニハ凡テ法規ノ形式ヲ以テスヘント定メサル故ニ所有權ノ本質及ヒ限界ヲ定ムルハ法律命令其他如何ナル立法ノ形式ニヨルコトモ得ルナリ、民法第二〇六條ハ所有權トハ法令ノ制限内ニテ自由ニ物ヲ使用收益処分スル權利ナリト定メオケリ、(或人ハ此ノ所有權ヲ民法ト異リテ広ク財產權ナリト解ス、併ノ人權宣言中ノ所有權ヲ財產權ノ意味トセルコトアルアリ、我憲第二十七條ヲ広義ニ解セントス) (民法第二〇六條ハ法律ノ外命令ヲ認メ

タル故ニ違憲ナリト云ス 然レトモ 第二十七條第一項ニハ何等法律命令等ノ文字ナシ、ヨシ法律ナル文字アルモ命令ナル文字ナシ、(且ツ憲法トハ國家ト私人ニテ民法ハ私人相互間ノ關係ナリ、即ケル及ヒ(2)ノ理由ニヨリテ此ノ説ハ破レタリ) 私人ノ有スル所有物カ公益ノタメニ必要ナルトキハ之レヲ取上クルヲ得、之レヲ公用徵收ト云フ、本條第二項ハ公用徵收ハ法律ヲ以テ定メサルヘカラスト規定ス、人權宣言(高)以來諸國ノ憲法ハ公用徵收ノ処分ニ対シテハ適當ナル賠償ヲ与フヘキヲ定ムルモ我憲法ハ賠償云々ノ規定ナシ、公用徵收トハ公益ノタメニスルモノナラサルヘカラス、公益ノ為メト云フハ積極的ニ公共利益ヲ増進スルヲ云フ、消極的ニ其ノ物ヨリ生スル害ヲ防クタメニスル警察上ノ処分ノ如キハ公用徵收ニアラス、例之狂犬病ノ犬ヲ撲殺スルコト、暈車上ノ徵稅、裁判上ノ処分等モ公用徵收ニアラス、又公用徵收ハ一ノ処分ナリ、法規ヲ以テ所有權ヲ制限スルハ公用徵收ニ

アラス、所謂既得權ハ立法ヲ拘束スルモノニアラス。

(公用徴收ハ行政法ニキケ)

出第二十八條 宗教ノ自由、宗教認容ノ原則ハ歐諸國ニ於テ第十七、十八世紀ニ於テ既ニ一般ニ認メラレタルモノナレトモ、今日ニ於テモ凡テノ宗教ハ同一ノ取事扱ヲ受クトハムハレス、我國ニテハ昔ヨリ信仰自由ノ原則行ハレハ心内部ノ信仰ハ元ヨリ権力ヲ以テ干渉シ得ヘキコトナラス、信教ノ自由トハ之レヲ外部ニ表ハシテ礼拝、集会シ、結社ヲナスコトニ干ス、一定ノ信教ヲ禁スルノコトナラス、信教ノ故ヲ以テ或ル不利益ヲ与フルモ亦自由ノ制限ナリ、本條ノ信教ノ自由ノ制限ハ法律ヲ以テ定ムヘキコトヲ規定セルニアラス、依令法律ニヨルモ濫リニ信教ノ自由ヲ束縛スルヲ得ス、而シテ法律ニヨラサルモ一定ノ制限ヲ加フルコトヲ得、唯其ノ制限ハ信教カ安寧秩序ヲ妨ケス及ヒ臣民タルノ義務ニ背カサルニ之レヲ加フルコトヲ得ス。

(三) 第二十九條 言論(口頭ノ思想發表) 思想發表ノ自由

憲法第三十一條ハ戰時又ハ國家事変ノ場合ニ於テハ憲法第二章ノ規定ニヨラサルヲ得ル旨ヲ定ム、戰時トハ何ナルカ實質的ニハ或ハ定メルコトヲ得ルモ形式上ハ天皇カ戰時ナリト宣告シタル場合ナリトス、國家事変トハ極メテ広義ニテ天皇ヲ憲法第二章ノ規定ヲ停止スル必要アリト認メタル場合ハ何時タリトモ之レヲ行フヲ得ルナリ、憲法ノ十四條ニハ天皇ハ戒嚴ヲ宣告スルコトヲ定ム、戒嚴トハ戰時若クハ時変ニ際シテ一定ノ地域ニ於テ一時司法行政ノ事務ヲ軍隊ノ手ニ移シ或ル程度マテ常法ヲ停止スルヲ云フ、如何ナル場合ニ之レヲ宣告スルカ如何ナル程度マテ常法ヲ停止スルカハ法律ヲ以テ定メサルヘカラス、第十四條第二項ニ定ム、第三十一條ハ戒嚴ヲ宣告スルコトナクシテ憲法ノ第二章ノ規定ヲ停止スル旨ヲ定メテオク、

憲法第二章ノ規定ハ軍人ニ適用セサルヲ原則トス、唯陸海軍ノ法

三〇四
令又ハ紀律ニ抵触セサル限り軍人ニ準用ス、軍人ハ天皇ニ對シテ
特別ノ服従干係ニ立ツ、之レニ對スル自由ノ制限ハ其ノ地位ヨリ
生スル当然ノ結果ニテ第三十二條ニ規定セリトモ同一ノ結果トナ
ルト云ハサルヘカラス

主権者カ主権ヲ行使スルニ付テ多數ノ人ヲ用フルナリ、臣民ハ主
権ノ行使ニ屬スル公職ノ担任ヲ命セラレントキニハ其ノ任ニ就ク
ヘキ義務アルハ云フマテモナシ、官府ヲ組織シテ主権者ニ對シテ
特別ノ服従干係ヲ有スルラ官吏ト云フ、官吏ノ任命ヲ受クルハ臣
民ノ義務ナリ

憲法第三十五條ハ衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニヨリテ公選セラレ
タル議員ヲ以テ組織スト定ム、衆議院議員ハ選舉法ニヨリテ一定
ノ資格ヲ有スルモノニ付テ一定ノ資格ヲ有スルモノカ之レヲ選舉
ス、通常之レヲ選舉權、被選舉權ト云フ、參政權ト概言スルナリ
精確ニ云ヘハ權利タル性質ヲ有セス選舉ノ性質ニ付テハ右述セン

。請願
。訴訟

臣民ノ主権ニ對スル權利ハ通常三種ヨリナレリ、(1)自由權 (2)參
政權 (3)而シ此ノ二種類ハ權利タル性質ヲ有セザルコトハ既述ノ
如シ、乍併第三種ノ所謂要求權ト稱スルハ權利タル性質ヲ有セル
モノナリ、要求權ハ法規ノ定ムル所ニヨリテ一定ノ場合ニ主権ノ
行為ヲ要求スルノ權ナリ、其ノ最モ主ナルモノハ司法上ノ訴權ナ
リ、其他特許要求權ノ如キ行政官ニ對シテ一定ノ行政行為ヲ要
求スル權ヲ認ムルモノ多シトス、其他行政裁判法ニヨリテ行政訴
訟ヲ提起スルノ權アリ、新願法ニヨリテ新願ヲ提起スルノ權ヲ認
メラル、憲法第三十條ハ日本臣民ハ請願ヲナスラ得ル旨ヲ定ム、
請願ハ天皇及ヒ諸官府ニ對シテ一定ノ希望ヲ陳述スルナリ、請願
ノ内容ニツイテハ限定セラレズ、自己ノ利害ニ干係アルコトノ
ニハ限ラス、乍併天皇及ヒ官府ハ臣民ノ提出シタル請願ヲ受テサ
ルヘカラスト云モ、之レニ對シテ必ス或ル行為ヲナサ、ルヘカラ
スト云フニアラス、此ノ点カ請願カ訴訟及ヒ新願ト異ル点ナリ、

ハ無キ理ナレハナリ、併シ作ラ領土ハ目的物ナリトノ説ヲ採ルルト
テモ、斯クノ如キヲ主權ニハアラス、恰カモ所有權ノ目的ハ
物ナリト云フト全様ニ領土ニ云ヒテ存スル統治權ノ屬キヲ概括シテ
領土ハ主權ノ目的物ナリト云フナリ、若シ然ル志ナレハ必ラスレモ
排斥スルニハ足ラサレ共、所有權ト統治權トニ全ク其ノ種類ヲ異ニ
セルニテ統治權ハ will ニ對スル will ノ力ナリ、歐洲ノ中世
ニ於テハ統治權ヲ以テ最高ノ所有權ナリト考ヘタリ、近世ニ於テハ
所謂 *Omnium in Jure* (所有權ニ統治權) ト長ナル
ト夙ニ明ニサレタルコトナリ、併シ單純ニ領土ハ統治權ノ行ハル、
範圍ナリト云フ文ケニテハ領土ノ本質ヲ明ニスル能ハス、領土ハ主
權ノ行ハル、ノ範圍ニハ相長ナキモ、ソレタケニテハ領土ト主權トノ
密接ナル干係ヲ說明スルニ足ラス、領土ハ偶然主權ノ行ハルル舞
ナラスレテ、主權ノ之レニ固着シテ離ルヘカラサル干係ヲ有セル國
家構成ノ要素タリ、領土ハ不可分ナリ不可分トハ領土ヲ分割シテ二

ツ以上ノ主權カ之レヲ統治スルコトハ出来サルノ意ナリ、若シ然ル
場合ハ其國ハ早ヤ一國ニハアラス、領土ハ不可分トハ一國ノ領土ハ
之レヲ増減スルコト能ハサルノ志ナラスレテ領土ノ増減ハ主權其物
ノ増減ニアラサルナリ、一七九一ノ仏憲法ハ國王ハ不可分ナリト
規定セリ、之レ從來ノ私產國家ノ思想ヲ排斥シテ (Patrimonial
state) 國王ハ領土ヲ分割スルヲ得サルモノナルコトヲ明ラカニセ
ルモノナリ、其レ以來諸國ノ憲法ニハ領土ノ不可分ナルヲ規定セル
モノ數多シ、又現在ノ領土ヲ以テ、領土ナリト宣言セルモノアリ、
又其ノ國ヲ列挙セルモノモアリ、斯クノ如キ憲法ニ於テハ領土ノ變
更ハ憲法ノ變更カノ身統ヲ必要トスルナリ、又國ニヨリテハ領土ノ
變更ハ法律ヲ要スルト定メ、或ハ國家ノ全志ヲ要スルトセルモノアリ、
之レホハ皆我國ノ憲法ノ採ラサル処ナリ

憲法ハ領土ニ付テハ
心ヲ用ヒテ規定セス

新ニ領土ヲ獲得シタル中ハ原則トシテ憲法其他ノ法律命令ハ統治権ノ拡張シタルト共ニ新領土ニ行ハル、モノト見サルヘカラス、元ヨリ法律命令其ノ施行区域ヲ限定セルモノモアリタリ、明示ノ規定ニヨリ又ハ規定ノ性質ヨリ推シテ、憲法其他法令ノ新領土ニ及ボサルコトヲ推論スルヲ得ルモノナリ、政諸國ニテハ未開ノ地ヲ新ニ領土トセル中ニハ之レヲ殖民地トシテ其ノ本國法ヲ施行セサルヲ得トス、併シテ新クノ如キ一ハ國法ノ性質上当然生スル結果ニアラスシテ殖民地ノ文明ノ程度低ク其他本國ト著シク事情ヲ異ニセルアリ例今明示ノ規定ナクモ是ホノ國ニ行ハレサルモノト見ルヘキナリト云フヘキナリ、

我國ニテ新ニ台湾ヲ獲得セル中ニ憲法ハ当然新領土ニ行ハル、ヤ否ヤトノ向題起レリ、併シナカラ之レ一括ニ論スルコトヲ得ス、規定ノ性質ニヨリ又ハ新領土ノ事情ニヨリテ決セラルヘキモノナリ
(現時ノ朝鮮台湾ハ右述セシ)

第二編 政 体

第一部 官 府

第一章 帝國議會

憲法第三章ハ天皇ハ統治ノ官府トシテ帝國議會ヲ設クルコトヲ定メ其ノ組織权限ヲ定ム、帝國議會ハ貴族院、衆議院ノ兩院ヨリ成立ス(三三三條)貴族院ハ皇族、貴族、及ヒ勅任サレタル議員ヲ以テ組織ス(三四條)衆議院ハ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス、斯ク教養ノ議員ヲ包含セシメテ國政ノ一部ヲ圖ルセシムル処ヲ官府トナスハ我國ハ未曾有ナリ、上古ニハ世襲ノ官職ノ制ヲトレリ、大化改新以右任命ニヨルノ官吏ヲ以テ國政ニ當ラシメ、右ハ征夷大將軍ニ政治ハ大帥ヲ統ヘシメタリ、然レ臣國會ノ如キ制度ハ憲法以右ニ起ル國會ヲ設ケタル君主ハ一言ニテ尽セハ之レニヨリテ最モヨク統治

三二二
ノ目的ヲ達セントスルニアリ、憲法發布ノ公文中ニ所謂國家ノ基礎
ヲ固ニシテ施政ノ幸福ヲ増進セシムルノ目的ニ出テタルモノニス
キス、故ニ其ノ制度ハ形式ハ新タラシキモ其ノ精神ニ至リテハ建國以
以來一貫セルナリ、即ケ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニセラレタルナリ、
或ハ皇祖皇宗ノ後裔ニ遺レ給ヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス
又之レヲ時勢ノ變遷ニヨリテ今時行ハレタルニスキス即ケ帝國統
治ノ精神ハ建國以來一貫シテ皇祖皇宗ノ定メラレタル所謂皇極ノ道
(神ノカラノ道)ナリ、我國民ハ天壤ト共ニ無窮ニテ如何ニ之レヲ維
持シ如何ニ之レヲ發揚スヘキカ時勢ニ依リテ自ニ定マレル憲法ナカ
ルヘカラス、國會制度ノ設ケラル、ニ至リテ其旨モ亦此処ニ存ス
時勢ノ變遷ニ依リテ統治ノ方法ヲ改革スルコトハ明治維新ノ始メヨ
リ政治上ノ根本問題タリキ、時勢ノ進歩ニ依リテ國運ノ發達ヲ期スル
コトハ維新ノ大方針ニシテ、慶應四年三月十四日天神地祇ニ誓ヘル
五事ノ御誓文ハ此ノ大精神ヲ發揮シタルモノナリ、

一、廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ
ニ上下心ヲ一ニシ盛ニシ経倫ヲ行フヘシ
三、文武一途庶民ニ至ル迄各々其ノ志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラン
ノモンヲ要ス
四、旧來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
五、智識ヲハク吾界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
以來此ノ大精神ニ基キテ着々改革ヲ行ヒ明治十四年十月十二日國會
開設ノ詔勅ヲ發セラレシモ、大精神ヲ實行セラレタルハ一部ニ外ナ
ラス、遂ニ明治二十二年ニ至リテ憲法ヲ制定シ立憲政体ヲ立テ、帝
國議會ヲ設ケラル、ニ至ルリ、會議体ノ組織ヲ有スル官府ヲ設タル
ヲハ維新ノ始メヨリセラレタリ、
慶應四年四月議定官ヲキ政務ヲ議定セシメタリ、明治元年閏四月
二十七日ノ政体層ニハ議定官ヲ設クコトヲ定ム、議定官ハ上下二局
トシテ、上局ニハ議定、參事、吏官ヲキ、下局ニハ議長及ヒ議員

三二四
ヲクモノトシテ、議員ハ公卿及ヒ貢子及ヒ公子トス、凡テノ官吏ハ
ハ四年ヲ以テ交代シ公選入札ノ法ヲ設ク、明治二年二月、公議所ヲ
ヲキ諸藩ノ士ヲ招集シテ議員トス、今三年特設局ヲキカク政ヲ上
奏セシメラル、後會議所ヲ改メテ衆議院ト稱シ、藩捕ノ右ハ之レヲ
大政官ノ左院ニ屬セシメラレタリ、左院ハ議長及ヒ議員ヲキ法制
ヲ議定スル也ナリ、明治七年五月地方官會議ヲ開クノ詔勅アリ、八
年元老院ヲ設ク、而シテ憲法ニ於テ帝國議會ヲ設クル、ニ至レリ、
帝國議會々其ノ組織ニ付テ從來ノ官制ノ組織ニ對シテ特色トスル也
ハ多數ノ會議組織タルト之レヲ組織セル人ヲ是ハルニ其ノ一部ヲ公
選スルコト、ニアリ、何故ニ如斯キ官制ノ組織ヲ設クルコトカ統治
ノ目的ヲ完全ニ達スル方法ナリヤト云フニ其ノ理由ハ尋レトモ主
トシテ告文ノ所謂臣民ノ翼賛ノ途ヲ認メ日本臣民ノ精神及身體ノ全
カヲ尽シテ天皇ニ奉公スル日本道徳ノ根柢ニシテ一切ノ活動カ之レ
ヲ基礎トセサルモノナシ、土地ニヨリ、人ニヨリテ公ニ奉スルノ道

種々アレモ帝國ノ歴史ハ臣民カ皇道ヲ扶翼シタム歴史ナリ、我國家ハ
ハ各臣民カ其ノ能力ニ応シテ皇道ヲ完成セントスルノ団体也
臣民公奉ノ道ハ種々アリ、官吏トシテ諸般ノ政務ニ任シ、軍人トシ
テ忠節ヲ盡スノミナラス、士農工商其ノ分ニ応シ其ノ職ヲ務メテ能
カヲ發揮スルハ皇道ヲ扶翼スルモノニ外ナラス、然レモ尚ホ能ク限
リ有敬ナル手放ニヨリテ扶翼セント欲スルハ臣民終局ノ希望ニテ、
此ノ希望ヲ満足セシメ帝國臣民ヲシ祖宗ノ遺訓ヲ奉揚セラレントス
ルハ正代天皇ノ最モ軫念セラレタル也ナリ、帝國議會ヲ設ケラレタ
ルハ斯カル有形ノ組織ヲ以テ最モ有效ニ此ノ目的ヲ達セラレントス
ルモノニシテ即チ臣民扶翼ノ途ヲ拓メラル、モノニ外ナラス
凡ソ官制ノ組織ハ何レモ亦臣民ニ扶翼賛ノ途ヲ与ヘサルモノナシ然
ルニ更ラニ之レヲ拓メテ公選ニヨリテ人ヲ採用セラル、ハ時勢ノ變
遷ト文明ノ進歩ニ從ヒテ人民中ヨリ最モ適當ナル人材ヲ拔擢セン
トスルノ善政ヲ行フノ目的ヲ達センカ爲メナリ、帝國議會ハ我國ニ

テハ新ラニキ制度ナレバ歐洲ニ於テハ其ノ沿革極ノテ古ク、我國ノ如ク一時的ニ統治ノ目的ヲ達スルタメニ設ケタル官有トハ是ナル、前記ノ如ク西洋人ノ建國ノ精神ハ民主共和ニ在リ、民主國ノ純粹ナルハ人民全部ノ会合ニテ政治ヲ行フモノタリ、希臘及ローマニ於テハ苟シクモ自由人タルモノハ皆國事ニ参与スルノ權ヲ有スルモノナリトセラレキ、古代ノルマン人曰ク、國事ハ人民全体ノ集合タル民會ニ於テ決定シタリ、ル制度ハ今日ニテモ *Assembly* ノニ、*Small* 國ニテ行ハル、コレ所謂直接民主ノ制度ナリ、此ノ民主國ノ粹ナルモノニシテ民主國ノ理想トスル如クモ亦實ニ此如ニアラサルヘカラス故ニ *Proseper* ハ所謂間接民主制ヲ排斥シ直接民主制ニアラサレハ民主國ニ非ラスト云ヘリ、間接民主ノ制度トハ人民ノ代表者ノ会合ヲ以テ、人民全体ナリト見ル制度ナリ、代表ノ思想ハ中世國家ニ於テ起リタルナリ、中世ニテハ種々ノ方面ニ代表ナル思想ヲ見ル、例今ハ *Roms* 法王ヲ以テキリストノ代表者ナリト云マセ、國王

ハ代表者ナリト云ヒ *Councils* (法教師會) ハ基督教全体ノ代表者

ナリト云フカ如シ近世國會ノ基トナリシハ等族會議ニシテ中世ニ在テハ國家ハ統一シタル團體ニ非スレテ國王ト諸種ノ等族トハ各独立ナル私法上ノ利益ノ主林ナリキ故ニ國王カ例ヘハ名義上ノ助カヲ受クル必要アル場合ニハ必ラス之等ノ利益主体タル等族ノ全意ヲ得サレヘカラス然レニ等族ニ屬スル各人カ皆出席シテ兼諾スルヲ能ハサルヲ故ニ、代理人ヲ定メシニ一是ノ委任ヲナシ其 *will* ヲ發表セシメタリ此レ政治上ノ代表ヲ像ノ起因タリ斯ル代表ノ思想ハ殊ニ英國ニ於テ發達シ等族會議タル *parliament* ハ國王ニ對シテ租稅即金錢ヲ審附スルコトヲ兼諾スルモノトセラレタリ *parliament* ニテ各人ハ代表セラレ各人ハ恰モ自ラ出席シテ兼諾シタルト全様ニ金銭ヲ支払ハサルヘカラサルノ組織ナリ然レテ英國ニテハ大陸諸國ニ於ケルヨリモ早く統一シタル故ニ早くヨリ此等族ヲ代表シタル *parliament* ハ全國民ヲ代表スル者ト見テ、至トリ十三世紀

ニ於テ Edward I. ノ所謂 Model Parliament

ハ(一ニ九五)ハ全國民ヲ代表スルモノタルト明ラカニ認メラレキ、
第十大世紀后ニ至リテ之レカ英國ノ普通ノ思想トナレリ、此ノ代表
ノ思想ハ Montaigne ノ説及ヒ仏大革命ニヨリテ大陸ニ移
リテ國會制度ノ母國ト稱セラルルニ至ル併シ理想的ノ民主主義ヲ主
張スル Rousseau ノ如キハ代表ノ制度ヲ以テ民主主義ニ反
スルモノトナシ人民ハ代表者ヲ選舉スルト共ニ自由ナル人民ニ非ラ
ズ又人民ニ所屬ノ主權ハ讓渡スヘカラサルモノニテ、從カフテ代表
セラルルヲ得ルモノニアラス、人自民ノ自カラ全意セサル法律ハ無
效ナリ、英人カ自由ナリトスルハ遠ヒナリ、他人ノ欲シ、思想スル
如ク何人トモ代リテ欲シ、思想スルヲ得スト云ヘリ、然カレトモ
Rousseau 一自ラモ云ヘルカ如クニ直接民主ノ制度ハ大國
ハ行ハレ得ヘキニアラス、仏革命ノ初期ニハ英國流ノ代表制度ヲ採
用スヘシトノ説行ハレキ、例之 Schlegel ノ如キハ代表者ニシテ政治

ハ國民全体ニヨル政治ナリト云ヘリ

若シ純粹ナル理論ヨリ謂ヘハ歐洲古代ノ制度又ハルソノ説ヲ以テ正
當トセサルヘカラス、然レ凡代表制度ハ人民全体ヲ代表スルモノナ
リト見做レ國會ハ即チ人民全体ト云フモノナリ Madison
云ヘル如ク國會ハ人民ノ縮圖ナルノミナラス法律上國會カ人民全体
ト合一ナルモノタリ、仏國ニテハ屢々 Rousseau ノ主義ニ從ヒ
人民ノ投票ノ制度ヲ採用シ *Verfassung* アメリカニテハ今日猶ホ行ハル
ルモノ一般ニハ國會制度行ハル、コレヲ人民ノ代表者トシテ憲法ニ於
テ國會ハ人民全体ノ代表者ナリト宣言ス唯之レヲ法律上説明スルコ
トハ客者ノ苦シムル如トナス
此ノ初メニ於テハ國會議員ハ人民ノ委任ヲ受ケタルモノナリト論セ
ラレシモ、人民ハ實際上委任シタルコトナク殊ニ諸國ノ憲法ハ國會
議員ニ對シテ特別ノ委任ヲナシ、訓令ヲ發アルコトヲ禁ズ、故ニ今
日ノ通説ニ於テハ國會議員ト人民トノ間ニハ何ボノ法的關係生ズ

ルモノニアラス、

代表者トハ只政治上、道德上、ノ意味ナリトセラル、然レトモ
Sovereignノ如ク尚ホ法律觀念ナリトスルモノモアリ、何レニスルモ
欧州ニ於ケル諸國ハ法律上又ハ少クトモ政治上人民全体ノ代表者ト
見ラレ此処ニ其ノ存在ノ理由ヲ有ス

夫故ニ國會ハ一國家ニ於テ欠クヘカラサル必要様ナリ、國家ハ人
民ノ協全國体ナル故ニ人民全体ヲ直接ニ其ノ意志ヲ發表スルナ
リ、然ラサレハ之レヲ代表シテ國家ニ於ケル最高ノ意志ヲ發
表スル処ノ國會ナカルヘカラス、國會ナキ國家ハ不具ノ國家ナリ、
國會ハ國家アルト共ニ存スル直接様ナリ君主ノ有ル國ニテハ君主
ト國會ト相並ンテ國ノ直接様ナリ、例令君主ヲ以テ最高ノ地位ヲ
有スルモノトスルモ、國會ハ君主ノ権力ヲ制限スルノカアリト云フ
ハ欧州ノ中世以來一般ニ考メラレシ莫ナリ、中世ニ於テハ國王ト等
族トハ相對立スル処ノ権利主体ナリ、等族ヲ代表スル処ノ華族會議

ハ國王ノ権力ヲ制限スルモノト見ラレタリ、英國ニ於テハ遂ニ國王
ヲ凌駕シテ自ラ全権ヲ握ルモノトナレリ、大陸諸國ニ於テモ英ノ如
ク國會專制ノ政治ヲ行フニ至リタルモノヲ云フ、然ラストスルモ少
ナクトモ國會ハ君主ト相對立スル直接様ナリテ國王ノ権力ヲ制限
スルモノナリト云フハ政人一般ノ思想ナリ、

- (一) 國民代表
- (二) 君主制限

我國ノ國會制度ハ欧州ノ制度ヲ模レテ制定サレタルモノナレド、其
ノ精神ハ最初述ヘタルカ如クニテ、人民代表ト君主制限ノ二ノ精
神ハ元ヨリ我國會ノ美徳セサリシ也、

制度ノ形式ハ全一ナレド、制度ノ精神ニ至リテハ全ク全一ナラス、
我帝國議會ハ主権者ニ非ラス、又生レテラ參政权ヲ有スル人民ノ意
思ヲ代表スルモノニアラス、第一ニ法理上人民ヲ代表スルモノニア
ラス、代理子係アリト云フハ前記ノ如ク一ノ模制ニテ人民又ハ選舉

人ト國會議員トノ間ニハ現實ニ^{三三二}代表スルトゴ^{三三二}ヲ如キ子係
ハ存スルコトヲ得ス、而シテ我憲法ハ如斯キ機制ヲ認メス、又政治
上ノ主旨トスルモ代表トゴ^{三三二}ヲ得ス、統治ノ官府ヲ構成スルニハ或
ハ任命ニヨリ、或ハ選挙ニヨルハ皆適當ナル人物ヲ得ルノ方法ニテ
選挙ノ方法ニテ適當ナル人物ヲ得ラシトゴ^{三三二}ハ多數ノ人ノ推薦スル
人ハ人望アリ、社会ノ事情ニ通セリト一応見ルコトヲ得ルトゴ^{三三二}
アレ氏之レヲ以テ人民ノ政治上ノ意見ヲ代表スルモノトゴ^{三三二}ヲ得ズ
況ンヤ、國會ハ人民ノ^{三三二}ヲ代表スル機テニシテ必要ノ機テ
リトゴ^{三三二}ヲ如キハ我帝國議會ノ性質ニアラス、寧^{三三二}白所謂同僚制ニシ
テ、天皇カ統治ノ目的ヲ達スル手段トシテ設クル官府タリ、時勢變
シテ之レヲ不用ナリトスレハ或ハ之レヲ廢スルコトアランモ、我帝
國ハ之レカ爲^{三三二}ニ畸形ノ國家トナルコトナシ、又帝國議會カ天皇ト
対立シテ天皇ト共ニ統治權ヲ行使シ又ハ天皇ノ権力ヲ制限スル処ノ
独立ナル權利主体ニアラサルコトハ我國體上勿論ナリトス、

帝國議會ハ一官府ナリ、獨立固有ノ存在ヲ有スルモノニアラス、天
皇ノ^{三三二}ニ基キテ存在スルモノタリ、從テ其ノ權能ハ一ツニ天皇
ノ定ムル処ノ^{三三二}ニヨルナリ、
憲法カ他ノ官府ノ權能ニ屬スルト定メタル事項ハ帝國議會ノ權能ニ
屬セサルノミナラス積極的ニ其ノ權能ニ屬スルト定メラレタル事項
ニアラサレハ帝國議會ハ之レヲ得^{三三二}フヲ得ス、帝國議會ハ所謂^{三三二}
官府ニシテ、發表ノ官府ニアラス、外部ニ對シテ一般臣民ニ對シテ
命令タルノ效果ヲ有スル意思ヲ發表スルモノタラス、内部ニ在リテ
國權ノ行使ヲ^{三三二}スル官府タリ、例之ハ天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以
テ立法權ヲ行フ即^{三三二}即^{三三二}立法權ハ議會ノ單獨ニ行フ処ニアラスシテ
其ノ協賛ヲ全テ天皇之レヲ行フ也、尊^{三三二}皇時代以後國會ヲ稱シテ直ニ
立法權トゴ^{三三二}又立法院トゴ^{三三二}ハ^{三三二}主權ヲ分割シテ其ノ一部分ヲ有
スル主体トスルモノニテ正確ナル語ノ用法ニアラス、帝國議會ハ會
議體ノ官府タリ、多數人ヲ以テ組織スル憲法上ノ官府タリ、憲法ヲ

以テ設ケタルニテ憲法ヲ變更セサレハ之レヲ症スルコトヲ得ズ、帝
國議會ハ帝設ノ官府ニハアラス此ノ莫ハ議會ク他ノ官府ト特ニ異ナ
ル莫ナリ

第一、帝國議會ノ構成

帝國議會ハ貴族院、衆議院ノ兩院ヲ以テ構成ス(三三)
西院ヲ以テ國會ヲ構成スルハ英國ニ起リレ制度タリ(Bi-Cameral
System) 西院制度(Benjamin, 附名)
近古ノ國會ノ起源ハ華族會議ナルコトハ前記ノ如シ、大陸諸國ニテ
ハ各華族ハ別々ニ集會シタリ、英國ニテハ貴族ノ會議ヲ拓展シテ地
方ノ代表者(Country and Borough)ヲモ包含スル
コトナリタル時ニ是オノ所謂 Commons (Lordニ對シテ普通人)
ハHouseト(貴族ト)分レテ會議セリ、此ノ一定ノ理論ニ基キクニ
アラスレテ沿革的ノ事實トシテ存在スル制度ヲ理論化シタルハMann-

League ナリトス Montaigne ハ兩院制度ヲ以テ人民ノ會議
ハ萬端シヤスキ性傾ヲ有セルヲ見テ之レヲ防クカ爲ノニ保守的ニ、
恒定的ノ傾向ヲ有スル貴族院ヲ置クモノニテ其ノ釣合(Balances)
ニヨリテ中庸ヲ得トノ妙用ヲナスモノナリト唱ヘ之レニヨリテ立法
權ノ内部ニ君主貴族平民ノ三要素調和セラル三種ノ團體ヲ各其ノ長
所ヲ表スコトヲ得ルト云ヘリ 殿ノ説ノ媒介ニヨリテ兩院制度ハ近
古諸國ニ行ハルハニ至レリ北米合衆國ハ最初ニ Montaigne 氏
ノ説ヲ採リテ兩院制ヲ布ケリ條ニ米國ニハ貴族ナキ故ニ Senate 上
院ハ議員ヲ少數トシ任期ヲ長クシ間接選舉ノ方法ヲ用フ、又三分ノ
一改選ノ方法ニヨリテ出來ルタケ保守的ノ傾向ヲ帶フル様ニ設ケタ
リ米各州ノ上院モ全様ナリ只憲法改正ノ場合ニハ原則トシテ一院制
度ニヨルモノトセラル君主主義ノ本則ヨリスレハ一院制度ヲ以テ理
論ニ適セルモノト云ハサルヘカラス夫故ニ一十七百八十九年ノ憲
法會議ニ於テハ人民ノ統一レタル Bill ハ一院ニテ發表スヘキモノ

ナリト主張サレ西院制度ハ人民ノ主权ヲ分ツモノニテ主权ノ不可分ナル性質ニ反スルモノトセラル、又上院ヲ以テ貴族ヨリ組織スルモノトセハ貴族政治ニ陥ル志レアリ貴族ヲ以テ組織セサルトセハ下院ノ外ニ上院ヲ置クハ必要ナレト林セラレ、一七九一憲法ハ一院制度ヲ採用シタリ今日ニ於テ一院制度ハ *Denmark*、*Switzerland*、*Canada* 中
 央米ノ諸國希塞勒 *Norway* 等ニ行ハル然レ一院制度ハ君主國ニテハ君主ト國會ハ調和スルコト極メテ困難ナリ希塞ノ如ク民主的ノ君主國ニ於テノミ此ノ制度ニヨルコトヲ得民主國ニテハ一院制度ハ特ニ危険ナリ故ニ一七九一年ノ憲法ニヨル仏國ハ一院制度ニヨリテ甚タレキ失敗ハナシ其後民主國ニ於テモ兩院制度一般ニ行ハレ仏國自身ニテモ一院制度ヲ採リレハ最初一回ノミ、
 凡ソ上院ハ之レヲ二種ニ分ツコトヲ得、英國凡ノ貴族ト米國凡ノ元老院コレナリ、民主國ノ上院ハ帝ニ元老院タルコトハ勿論ナリ、併シ *Bulgaria* ニテハ名称ハ君主國ニテモ其ノ上院ハ人民ノ選舉

ヲ以テ組織スルモノトナシ、其ノ組織ハ何レトスルモ一般ニ兩院制度行ハル、所以ハ上院ヲシテ下院ヲ根柢セシムルニアリ (*Canada*)
 此ノ必要ハ民主國及ヒ議院政治ヲ行フ國ニテ殊ニ著シトス、議院政治ノ國ニ於ケル政府ト下院トカ結托シテ多數專制ノ政治ヲ行フ弊ハ經驗ノ明示スル如ク、其外兩院制ノ利益ハ國事ヲ決スルニ慎重ナラシメ過失及ヒ中庸ヲ失スルコトヲ避ケシムルニ在リ、又國會ト政府トノ結托ヲ困難ナラシムルコトヲ得、殊ニ兩院制度ハ立法上採用スヘキ所以ハ國內ノ人民ノ有様のノ干係ニ適応シテ之レヲ形ニ表ハスニアリ、進歩、活動ノ傾向ト、保守制正ノ勢力トヲ代表シ多數ノ黨議的判断ト少數ノ合理的見解トヲ調和シテ互ニ相根柢セシムルモノタリ夫故ニ民主國ニテモ上院ハ年令ニ長シ、財産ヲ有シ其他國民ノ上流ニ在ル者ヲ以テ組織スルハ一般ノ原則タリ、貴族ノ有ル國ニテハ貴族ヲ以テ上院ヲ組織スルハ分チトナスニヨリテ更ニヨク此ノ目的ヲ達スルヲ得ルナリ、此ノ理由ニヨリテ我憲法亦兩院制度ヲトシ

ルナリ、

西院ハ合シテ帝國議會ヲ構成ス、若シ國會ナルモノカ人民ヲ代表スルモノトスルナラハ衆議院ノミカ人民ヲ代表スルノミナラス、貴族院モ亦人民ヲ代表ス、西院ハ合シテ統治ノ官府タル帝國議會ヲ構成ス、西院ノ議決カ合セサレハ帝國議會トシテ議決アリトセス、併シ乍ラ西院ハ閣會合シテ議決セルニアラス區別ニ會議シテ議決ス、夫レ故ニ各院ハ帝國議會トスル官府ヲ構成スル独立ノ官府ナリト云フヲ得、西院ノ議決一致セサレハ帝國議會ノ議決ナキ故ニ一院否決スレハ他院ノ議ヲ俟タスシテ帝國議會ハ否決セリトスルナリ、或ル國ニテハ西院ノ議決合セサル時ハ投票ヲ通算シテ之レヲ決スルモノトセルカハ西院制度ノ主義ヲ弱ムルモノニテ、我々法ニハ採用セサル也ナリ、英國ニ於テハ、一九一一年ニ下院カ三會期ヲ通シテ可決シタル法律案ハ會期ノ終リ前一月ニ上院ニ迴送サレタル時ハ上院ノ否決ニ拘ハラズ法律タルノ效力ヲ有スルモノトスル法律ヲ制度

シタルナリ (Veto-bills. 1939) 之ニヨリテ英國ノ西院制度ハ實際上其ノ働キヲ失ヘルモノト云フヘシ、此ノ制度ハ二、三ノ民主國ニテモ行ハル

帝國議會ノ開會、閉會、停會、召集ハ西院全時ニ之レヲ行フ(四四) 衆議院解散スレハ貴族院ハ停會ヲ要ス、要之一院ノミハ會期ヲ用テハ全クナシ、
西院ノ議決ハ全ク相違ヌルヲ得ス(三六)、此ノ西院制度ノ働キヲ充分ナラシムル爲メナリ、西院ノ權能ハ對^テ諸國ノ憲法ハ上院ノ權能ヲ弱クセシモノ少ナカラス、英國ニテハ予算及ヒ財政ニ干スル法律案ニ付テハ上院ハ修正權ナク全體トシテ可決又ハ否決スヘキモノトセルモアリ云フ早クヨリ慣例タリ、諸國ノ憲法ハ之レニ倣ヒテ左様ノ規定ヲ設クルモノ多シ、又多クノ國ニテハ英國ノ憲法ニ倣ヒテ軍隊ノ兵數ニ干スル法律ハ先ツ下院ニ於テ議スヘキモノトセリ又更ニ一歩ヲ進メテ上院ハ一切發案權 (initiative) ナキモ

三三〇
ノトセル國アリ、又政府ノ提出スル法律案ハ先ツ下院ニテ議ス可キ
モノトセル憲法モアリ、又上院ハ一切修正権ナク全体トシテ可決又
ハ否決スヘキモノトセルモアリ、大臣彈劾ヲ認ムル諸國ニ於テハ通
常下院ノミ之レヲナシ得ルモノトセリ、併シ上院ノ権能ヲ三ノ莫
ニ於テ強クセルモノモナキニアラス、例ヘハ米國合衆國ノ元老院ハ
一定ノ官吏ノ任命及ヒ條約ノ締結ニ付テハ大統領ニ對シテ全志ヲ再
フルノ権アリトセラル、他國ノ大統領カ下院ヲ解散スルニハ上院ノ
全志ヲ得サルヘカラス、上院ノ政治上ノ干渉ニ於テハ議院政治ヲ行
ハル國ニテハ下院カ優越セル地位ヲ有スルコトハ勿論ナリ、内閣大臣ハ
下院ノ勢力ヲ代表セルモノニシテ、内閣ノ運命ヲ決スルハ只下院ノ
不信任投票ノミナリ、内閣ト下院トハ協力シテ在リ、常ナリ、
加之民主主義ヲ採ル國ニテハ理論上下院ハ優劣ナルヘキモノトナ
セリ

貴族院ト衆議院トノ干渉

三三一
我憲法ハ兩院ノ間ニ何等ノ権能ノ差等ヲ認メス、政治上ノ作用ニテ
モ兩院對等ナランコトヲ希望ス、憲法六五ノ豫養ハ前ニ衆議院ニ提出
スヘキヲ定ム、前述ノ如ク英ニテハ豫養及ヒ財政ニ干スル法律案ハ
貴族院之レヲ修正スル権能ナキモノトセル故ニ之レヲ先ニ下院ニ提
出スヘキハ当然ナリ、
金契ニ干スル事項ニ付テハ特ニ下院ノ権能ヲ重クシタル所以ハ、上
院ヲ以テ貴族階級ヲ代理スルモノナリトスルノ思想ニ基ク、普國ノ
憲法六二、ハ英國ト英ニ貴族院ノ豫養及ヒ財政法ノ美スル修正権ヲ
認メス、且ノ立法上ノ理由トセラル、如ハ上院ハ人民選舉セルモノニ
非サル故ニ此ノ権能ナキカ当然ナリトセルナリ、併シ此ノ理由ハ適
當ナリトスルコト能ハス、今日ノ貴族院ハ貴族ナル特別ノ級階ヲ代
表スル豫養會議ニアラスシテ、下院ト合シク國民ヲ代表シ、一人ノ所
謂國家ノ様キタルコトハ一般ニ認メラル、如ナリ、一院制度ヲ以テ
テ democracy 一ノ理想トナシ、形式上ニ於テ兩院ヲタク

モ、實際上一院ノ專制ヲ行ハントスルナラハ階級代表ノ思想ヲ採ラ
ントスルモ英ノ前後カ正当ナリトセサルベカラス、一歩進メテ上院
ヲ有名無実ノモノトスルカ適當ナラン、併シ苟モ兩院ヲ措テ *Parliament*
Two House ノ所謂互ニ相榷制スルノ働キヲ發現セシメントスル
時ハ英又ハ普ノ制度ハ之レヲ辨度スルノ余地ナレト云ハサルベカラ
ス夫レ故ニ階級代表ノ思想ヲ採ラサル以上ハ如斯キ下院ノ特権ハ無
意味ト云ハサルベカラス、夫レ故ニ独ノ *Baden, Weimers*
Wintenberg ノ諸國ニテハ近世ニ至リテ(一九〇五)貴族
院ノ組織ヲ改ムルト今時ニ其ノ權能ヲ擴張シテ、豫案修正權ヲ與ヘ
タルナリ。

我憲法ハ予彙ニ干スル議定ノ權能ニ付テハ兩院ノ間ニ何ボノ差等ヲ
設ケス、然ルニ之レヲ先キニ衆議院ニ提出セサルベカラストナレタ
ル理由ハ何故ノ、北米合衆國ノ憲法ハ我國ト今レク元老院モ亦予
彙ヲ修正ニ得ル權能アリトセリ、蓋シ米ニテハ兩院制度ノハタラキ

ヲ充分表ハスコトハ憲法制度當事ノ主義タリシナリ又米元老院ハ矢
張り人民ノ選舉セシモノニシテ初メヨリ階級代表ノ性質ヲ有セサル
故ナリ夫レテモ尚予彙ハ先ニ下院ニ提出スベシト定メタル理由ハ米
人ノ言ニヨルニ直接選舉ニヨリテ組織サレタル下院ハ地方ノ人情、
人民ノ利益、其ノ希望ヲ知ルコトカ上院淺員ヨリモ優レタリト云
アリ伊藤公ノ憲法叢書六十五頁ニ付テ今様ノ理由ヲ述ク、併シ衆
議カ貴族院ヨリモ人民ノ人情ニ適切ナル議定ヲナス者トセハ予彙ノ
ミナラス民、商法ホニ付テモ衆議院ノ先議權ヲ認メサルベカラサ
ン只之レヲ金契ニ干スル予彙ニ限レルハ政ノ華族會議ニテノ沿
革ヨリ出テタル制度ヲ無意味ニ模倣セルモノト云ハサルベカラス殊
ニ貴族院ハ予彙ヲ修正スル權能ナシトセハ衆議院ノ先議權ハ當然ノ
ヲナレトモ兩院制度ノ作用ヲ全カラシムル爲メニ貴族院ノ予彙修正
權ヲ認ムル以上ハ先議權ナルモノハ米人ノ屢々云ハルカ如ク無意味
ナル價值ナキ空ノ特権ト云ハサルベカラス夫レ故ニ下院ノ勢力ヲ極

張ヒニコトヲ希望スル政論家ハ子業先議ノ規定ハ当然貴族院ノ子業
 修正権ナキコトヲ含ムト論スルナリ之レ元ヨリ曲論ナルモ實際上ハ
 下院カ先議権ヲ有スル結果上院ハ總議院ヲ失フコトニナルハ諸國ノ
 實際上ノ經驗ノ示ス如ナリ、或ハ上院ハ政治上ノ勢力ニ壓迫サレテ
 實際修正権ヲ行ハサル場合多トス、又之レヲ行ハントスルモ下院
 ハ子業ヲ審査スル為メニ会期ノ大部分ヲ費シテ閉会ニ近キテ上院ニ
 廻ス故ニ上院ハ之レヲ審査スル時ヲ有セザルニ至ル之レヲ充分審査
 レテ修正ヲ加ヘントトシハ結局子業ハ不成立トナル夫故ニ上院ハ慎重
 ナル態度ヲ持シテ止メテ得ス修正権ヲ總棄スルコト、ナル殊ニ下院
 カ子業ヲ議スルニ當リテ或ハ一般ノ輿論ノ批評ヲ受キ或ハ政府ト充
 分ノ交渉ヲトケテ子業ヲ決定セルモノナルカ故ニ上院カ之レヲ修正
 スルコトハ重大ナル理由ナカラザルヘカラス之ボノ事情ニヨリテ下
 院ノ子業先議権ハ實際上上院ノ修正権ヲ棄テ結果トナリ居レリ

第二 貴族院ノ組織

貴族院ハ皇族、華族、及ヒ勅任サレタル議員ヲ以テ組織ス、

貴族ヲ以テ貴族院ヲ組織スル重ナル分子ト由ルハ元ヨリ貴族代表ノ
 旨ナラス、只之レニヨリテ最モ適當ナル官有ヲ組織セントノ主旨ナ
 リ、貴族院ノ組織ハ貴族院會ノ定ムル如ニヨル貴族院會ニヨルニ貴
 族院議員タルモノハ、

第一、公侯爵ヲ有シテ^滿十五才ニ達シタルモノ、

第二、皇族男子成年ニ達シタルモノ、

第三、伯子男爵ヲ有シ滿二十五才ニ達シタル各全爵中ヨリ互選セ
 ルモノ、

其ノ任期ハ七年トス、其全數ハ百四十三人以下

第四、國家ニ勲功アリ又ハ學識アル三十才以上ノ者ノ中ヨリ特ニ
 勅任セラレタルモノハ終身議員タリ

第五、各府県ニ於テ土地或ハ工業、商業ニ付テ所得ノ直接國稅ヲ

納ムル三十才以上ノ男子ノ中ヨリ一人ヲ互選シテ勅任サレ

タルモノ満三十才以上ニシテ所得ノ直接國稅ヲ收ムルモノ

十五人中ヨリ互選ス其ノ任期ハ七年ナリトス

選舉ニヨリテ直ニ議員タラス、勅任サレタル後初メテ議員

トナルナリ

貴族院ノ組織ハ貴族院令ヲ以テ定ムルハ憲法ノ規定ナリ、法ヲ以テ

之レヲ認ムルコトハ能ハス、

勅選議院ハ一ニ五人ヲ超過スヘカラス(即チ貴族院ハ貴族

ヲ主トス)此ノ規定ハ衆議院ト貴族院ト結托セシタメニ貴

族院議院ヲ不當ニ増加スルノ弊ヲ避クルタメナリ

第三 衆議院ノ組織

衆議院ハ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス(三六)

公選トハ公ク臣民ヲシテ選舉セシムルノ意味ニシテ選舉トハ多數人

ヲシテ議員タルヘキ人ヲ指定セシメ多數ノ指定ノ一致セルヲ以テ

議員トスルヲ得ルヲ云フ、選舉ノ制度ヲ設ケタル意思ハ前記ノ如ク

之レニヨリテ最モ適當ナル人物ヲ得ントノ志ナリ

選舉ノ行為ハ各人カ自レノ代理人ヲ指定スルノ方法ニアラス、一定

ノ資格ヲ有スルモノハ法律ノ規定ニ從テ選舉ノ行為ヲナスノミニテ

選舉人ト議員トノ間ニハ何ホノ法律ノ條ヲモ生スルモノニアラス、

議員ニ對シ一定ノ委任ヲナレ、又ハ議員ヲ指揮監督スルコト能ハス

夫故ニ諸國ノ憲法ハ兩院議員ハ全國民ヲ代表者ニシテ選舉人ノ任

委任又ハ訓令ニ依リテ東縛セサルモノト規定セリ

東セラルヘキモノトストノ思想ヲ生シタルナリ、合衆國ノ諸國ハ明
文上人民ハ議員ヲ訓令スル権利アリト認ム、更ニ一步ヲ進メテ議員
ヲ Recall スル権利マテモ認メントスル思想憲法制定ノ當時行
ハレタルナリ、凡ニテハ實際上ノ慣例上、政黨ハ議員ヲ選載セシム
ルコトヲ得ルモノトセリ

君主諸國ノ憲法ニテ國會議員ハ全國民ヲ代表スト規定セルハ消極的
ニ議員タルモノハ選挙人、選挙区又ハ政黨ヲ代表スルモノニアラス
トノ意ニテ、積極的ニ法律上全國民ヲ代表スルモノナリト定メタル
モノニアラス、全國民ナルモノハ代表サレヘキ一何ノ人格者ナラス
若シ人格者ナリトセハ即チ所謂法人タル國家ナリ、夫故ニ一般ノ李
說ハ國會議員ハ人民ノ代表者ニアラスシテ、國家ノ機ヲナリト
說明セリ、

國會ハ法律上國民ヲ代表スルモノニアラストスルモ政治上ノ精神ニ
テハ之レヲ代表スルモノト見ルハ國會制度ノ存スル所以タルハ前述

ノ如シ故ヲ以テ、選挙ノ方法ニ于スル制度及ヒ李說ハ如何ニシテ最
モ完全ニ國會ヲ以テ國民ノ代表者タラシムルコトヲ得ルカ、

Missakian 所謂國民ノ縮圖タラシムルヲ得ルカト云フヲ目的ト
セルモノナリ、初メ Rousseau ハ代表ナルコトハ実行ニ得ヘカ
ラサル空想ナリト云ヒシモ、十九世紀ノ初メニ於テハ國會カ人民ノ
代表者ナルコトハ一般ノ政治上ノ理想タリシナリ、然ルニ其ノ希望
シタルカ如キ選挙ニヨル國會ノ設ケラルト共ニ直ニ一般ノ人民ハ
失望セルナリ、此ノ失望ハ元ヨリ当然ノモノニテ、彼オハ初メヨリ
本領上實現ニ得ヘカラサルコトヲ希望セルナリ、加之ニ選挙ナルモ
ノハ多数決ナリ、多数決ニヨル議員ハ全体ノ代表者ト云フヲ得ズ、
然ラハ如斯何ニシテ、少数ノモノヲ排斥スルコトナクシテ全体ヲ代
表セシムルコトヲ得ルカ、其ノ方法ハ今日ニ至ル迄発見サレズ、加
之、國會議員ハ屢々自己ノ党派ノ利益ノミヲ計リテ輿論ヲ計ルコト
ヲ省ミサルコトアルニヨリテ益々人民代表ノ目的ヲ達スルニ足ラサ

ルコトヲ覺ルニ至レルナリ、或ハ其ノ原因ヲ上院ノ存スルコト及ヒ
選挙ノ方法カ誤レルコトニ歸セルモノアリ、併シ作テ上院ヲ廢止セ
ル、多数專制^制シテ少数カ迫ラセラルルコトハ益々甚クナルナラ
ン、選挙人ノ範圍ヲ拡張シテ普通選挙ノ制度ヲ採ルコトハ諸國ノ相
次テ行ハルニ知ナルカ之レニヨリテ、制限選挙ノ制度ニテケルヨリ
モ、ヨリヨク國民ノ意見ヲ代表スルコトヲ能フヤ否ヤハ尙ホ疑問
トセラル、此知ニ於テ選挙ノ仕方ヲ改メテ從來ノ多数選挙ノ制ヲヤ
メテ所謂少数代表又ハ比例代表ノ方法ヲ発見シテ漸次之レヲ実行ス
ルノ機運ニ向ヘリ

殊ニ比例代表ノ方法トハ選挙民ノ意見ノ長ナレルニ比例シテ議員ヲ
出サントノ主旨ヲ有シ居リテ此ノ目的ヲ達センタメニ案出サレタ
ル方法ハ極メテ多クテ、殆ント深遠ナル算術家ニアラサラハ解スヘ
カラサルモノサエアリ、併シ作ラ今日ノ研究ノ結果ハ如何ナル方法
ニヨルモ、到底完全ニ比例代表ノ目的ヲ達スルコト能ハサル旨一概

三四〇

ニ認ノラレ只タ能フ限リ此ノ目的ニ向^{近キ}タス得ルヲ以テ満足セル有様
ナリ、

又或ハ之レニ絶望シテ再ヒ多数決ノ制度カ代表ノ本義ニナリト説ク
者ノ有リ、又或ハ國會ヲ捨テ、オキ直接ニ国民投票ノ制度ヲ主張ス
ル者アリ、要之、國會ヲ以テ國民ノ代表者トスル当初ノ希望ハ今日
尙ホ完全ニ實現サレ居ラサルナリ

衆議院議員ノ選挙ノ方法ハ選挙法ノ定ムル所ナリ。

(一) 選挙資格

帝國臣民タルモノハ凡テ皆選挙ヲナシ得ルモノニハアラス、
選挙法ハ最モ適切ナル衆議院ノ組織ヲ作ランタメニ選挙ニ参
与シ投票ヲナスコトヲ得ルモノヲ制限定セリ、即チ次ノ如キ
要件ヲ具ヘタルモノカ選挙資格ヲ有ス

- (イ) 男子タルコト(女子ニ及フルモノ米國ノ或州濠州)
- (ロ) 年令ニ十五才以上ナルコト(白、和、西、那)(二、三、ス、イ、ス、)

三四一

三七、アルゼンチン、英仏伊ニ一、丁(三〇)、二四、普墳)

(イ)、一年以上其ノ選挙区内ニ住居スルコト、(此ノ制度ハ果シテ適當ナリヤ、選挙区ヲ設クルヨリ此ノ理由生ス、西、ニ
年、丁一年「仙大月」)

(ニ)、一年以上地租十円以上又ハ二年以上地租以外ノ直接国税
十円以上、又ハ地租ト其他ノ直接国税十円以上ヲ納メ尚
ホ引續キ納ムルコト、直接国税トハ所得税及ヒ營業稅也
租稅ヲ以テ選挙資格ヲ限レルハ、適當ナル財産ヲ有スル
モノニアラサレハ、議員ヲ適當ニ選挙スルコト能ハサルノ
主旨ニアラス、選挙ノ制度ニ普通選挙ト特別制限選挙ト
ノニアリ

普通制度ノ選挙トハ凡ソ一定ノ年令ニ達シタル男子ハ一様ニ
選挙ヲナスコトヲ得ルモノトスルノ制ナリ

反之、財産其他ノ^{特別}条件ヲ以テ選挙資格ヲ制限スルヲ制限選挙

ノ制度ト云フ、而シテ通常選挙資格ヲ制限スル条件ハ一定ノ
財産ヲ有スルコト又ハ一定ノ租稅ヲ納ムルコトナリ、相当ノ
財産ヲ有セサルモノハ着実ナル財意見ヲ有スルコトナク、政
治的ノ利害ヲ感スルコト比較的弱シ相当ノ財産ヲ有スルモノ
ハ又相当ノ教育、常識ヲ有スルモノト見ルコトヲ得、若シモ
適當ナル程度ニ於テ選挙人ヲ決定セサル中ハ無財産、無教育
ノ徒ハ其ノ数ニ於テ少キ故ニ国会ハ下級人民ノ支配スル如ク
ナリテ中等以上ノ社会ノ穩健ナル意見行ハレズ適當ナル国会
ヲ組織スルコト能ハサルハ、制限選挙制度ノ理由ナリ、
一定ノ納稅ヲ以テ選挙資格ノ条件トスルハ、公ノ義務アル者
ハ公ノ権利ナカラサルヘカラステフ交換的ノ意ナラス、租稅
ヲ以テ財産ヲ計ル標準トスルニ
タテテ財産ヲ計ル標準トスルニ、往時ハ頗ル高キ財産ノ程度
ノ財産ヲ必要トシタリ、併シ近來ニ至リテハ一般ニ普通選挙
ノ行ハルノ状ナリ、普通選挙ノ一般ニ行ハル、所以ハ、国会

ナルモノハ人民全体ノ代表者ナリテテ主權ニ基クモノトシテ
仮リニ國會ヲ以テ人民代表ノ性質ヲ有スヘキモノトスルモ、
唯機械的ニ各人カ各一票ヲ投スルコトハ複雜ニシテ有機的ナ
ル人民ノ間ニ於ケル利害及ヒ意見ヲ適當ニ反射セシムル所以
ナリヤ否ヤヲ疑フ、我國ニ於テニ種ノ制度ノ得失ヲ決スヘキ
標準ハ歸スル処何レノ方法ニ依リテ最モ適當ナル帝國議會ヲ
組織スルコトヲ得ルヤ否ヤニアリテ一編ノ議論ニヨリテ決セ
ラルヘキ問題ニアラスレテ社会ノ實際ニカニガミテ決セラル
ヘキ實際的問題タリ

(二) 被選挙資格

帝國臣民タル男子ニシテ三十才以上ノ者ハ被選挙資格アル者
トス。
被選挙資格ハ財産ヲ以テ制限スルモ、被選挙資格ハ財産制限
ヲ設ケサルハ *Belgium* ニテ初メテ用ヒラル、諸國ニ通例ト

ナレリ、唯年令ノ制限ヲ稍高クセリ
選挙法ニヨリテ見ルニ一定ノ身分資格アル者ハ被選挙資格ヲ
有セザルモノトセリ

被選挙資格ノ除外ト區別スヘキハ所謂身分ノ衝突ナリトス
(*Incompatibility*)、議員ト相兼スルコトヲ得ザル身
分者ク当選シタル中ハ其ノ当選ハ無効ニアラスレテ只其中ノ
一カヲ選ハサルヘカラナルナリ

(選挙法一、二、三、四、一五等)

(府県會議員ハ衆議院議員ヲ兼スルコトヲ得ス)
被選挙法ハ一定ノ官吏ハ議員ト相兼スルコトヲ得ザルモノトセ
リ英國ニテハ有給ノ官吏ハ早クヨリ議員ト相兼スルコトヲ得ザル
モノトセリ其ノ目的ハ議會ノ腐敗ヲ防クニアリトス然レトモ
其ノ結果大臣ハ議會ニ出席スルコト能ハサル者トナリ立法部
ト行政部トノ連絡ヲ缺キテ議院政治ヲ行フコト能ハサルニ至

ル、故に議員の官吏に在命せしめたる片ハ議員タル地位ヲ失フ
モ更ニ選挙セラルレハ之レヲ兼ヌルコトヲ得ルノ慣例ヲ生レ
タリ

北米合衆國ニテハ三権分立ノ主義ヲ守リテ行政、司法官ハ一
切議員タルヲ得サルモノトナセリ、他國ニテハ最初大臣ハ議
員ト相兼ヌルコトヲ得サルモノトセルカ右ニハ一切ノ官吏ヲ
議院ヨリ排斥シクルコトモアリ、今日ニテハ一定ノ官吏ヲ限
リ議員ト相兼ヌルコトヲ得ストセリ、此点ニ付キテ諸國ノ制
度ハ各様ナリ、独乙諸國ニテハ原則トシテ官吏ハ議員ト相兼ヌ
ルコトヲ得トセリ、或選挙法ノ規定モ各様ナリトス、独乙國ノ
Dobson 及ヒ Harrison ニテハ大臣ノハ議員ト相兼ヌ
ルコトヲ得サルモノトセリ

四 選挙区

選挙ハ全國ヲ選挙区ニ區分シ各選挙区ニ於テ之レヲ行フ、
選挙区ニテ選挙ヲ行フハ元ト地方ヲ代表スルノ考ヨリ出テタ
ルモノナレド、今日ニテハ選挙区ヲ以テ選挙團體トスルモノ
ナラサルハ勿論ナリ、唯實際ノ便宜上選挙区ヲ分ツナリ、
選挙区ニテ選挙ヲ行フ中ハ多少不公平ナル結果ヲ生スルコトヲ
免カレス、或ハ選挙区ノ區分ノ法方ニヨリテハ著シク、選挙
ノ結果ヲ左右スルコトヲ得、夫故ニ諸國ニ於テハ一般ニ之レ
ヲ法律ヲ以テ定ム、我國モ然リ、又憲法ヲ以テ定ムル國モア
リ、選挙区ヲ區分スル法々々標準ハ人口數ニ寄ル外ナケレド
器械的ニ人口數ノミニ依ルコトハ實際上能ハサルノミナラス
又不適當ナリトスル場合モアラン、或選挙法ハ府県ヲ以テ、
一選挙区トセリ、而シテ特別ノ市ハ一選挙区ヲ構成スルモノ
トセリ、(各政府カ随意ニ定メタル例、他國モ之モアレド不幸公
平ノ區分タル也 *Wahl geometrie* + 1%)

選挙法ハ一選挙区ヨリ数人ヲ出スモノトス、一區一人ノ制ヲ之レトシ小選挙区制度トス、一區数人ヲ大選挙区制度トシテ

Jenkinson's { *de lictis* (x) } *de lictis* (x)

英國ニテハ元來一區数人ノ制(大抵二人)度行ハル、仙國ニテハ初メテ一區一人制度ヲ採用シタルカ度々之レヲ棄ヘタリ、諸國ノ制度モ区々ニシテ其ノ利害得失モ定メ難シ所云小選挙区制度ハ公平ヲ得ルニ近ケレド、又多数压制ノ弊ヲ防クコトヲ得レド、地方的利害主トシテ行ハレ、又大人物ヲ出スコト能ハサルノ傾向アリ

我選挙法ハ一區数人ノ制ヲ採レド、所謂 *de lictis* ノ方法ヲ採ラスレテ、單記投票ノ制ヲ採ル、夫故ニ實際大選挙区ト小選挙区トヲ塩梅シタル結果タリ、如斯キ制度ヲ採リシ理由ハ主トシテ獨占ノ弊ヲ防クニアリ、前述ノ如ク國會ナルモノカ

人民ノ縮圖ナル実ヲ率タルコト能ハサルカ爲メニ小數ナルモノモ各代表者ヲ出タスコトヲ得ルモノヲラシメ更ニ一歩ヲ進メテ各種ノ勢力干渉ニ比例シテ議員ヲ出スコトヲ工夫セサルヘカラサルノ論起リテ所謂小數代表又ハ比例代表ノ方法カ種々考案セラレタルナリ、多数代表ノ制度ハ人民代表ノ主義ヨリ去ヘハ理論上不当ナルコトハ勿論ナリ、加之、多数代表ノ方法ニヨリテ却ツテ、真ノ多数ナラサルモノカ代表セラレ、場合ヲ生スルコトアリ、併シ作ラ國會制度ヲ行ヒ國會ニ於テ多数ノ議決シタル処ヲ以テ人民團體ノ *will* ヲ代表スルモノト云フハ初メヨリ一ノ機軸ニシテ、國會制度ハ此ノ機軸ヲ基礎トシテ存在スルモノト云ハサルヘカラス、國會制度ノ短所ハ此点ニ存スルナレド、其ノ長所モ亦此処ニ存ス、小數代表比例代表ト云フモ結果尙此ノ機軸ヲ得ルコト能ハサルナリ、議員ナルモノハ大勢ノ選挙人ノ *will* ヲ或期間ニ當リ

三三〇
テ代表スルモノナリトノ擬制ヲ基トセサレハ、小教代表、比
例代表ト云フカ如キコトハ主張スルコト能ハサル也ナリ、
本邦国会カ人民全体ノ縮圖タリ焉真タリ(Burrows) 凡人ニ
テ比例代表ヲ主張シテ国会ハ場真ト云フ)ト云フハ空想ニテ
實現サレ得ヘキニアラス、如何ニ詳細ニ小教ノモノカ代表サ
ルレハトテ、或程度以下ハ代表サラス、而シテ此ノ極小教ノ
人カ増加スレハ反ワテ^最大教ヲ形成スルハ常也、要之、国会
カ人民全体ノ中、或部分ヲ代表スルニ止マルコトハ避クヘク
ラサル当然ノコトナリ、殊ニ小教者カ国会或ハ代表者ヲ出スモ
国会其者ニ於ケル議決ハ多數決ニ於ケルノ外ナキ故ニ比例選
舉代表カ行ハル、モ結果ニ於テハ無意味トナレリ、而シテ少
教ナルモノカ聯合スレハ反ワテ多數黨派ヲ圧例スルコト能フ
ニテ多數代表ノ場合ヨリモ反ワテ不都合ナル結果ヲ生ス、加
之、国民ハ必ラスレモ皆党派ニ加入スルモノニアラス、仮リ

ニ皆或ル団体ニ加入セルモノト見ルモ、各団体ハ全一ナル標
準ニヨリテ分ルモノトラス、一人テ教多ノ団体ニ加入セルハ
通例ナリ、又如何ナル団体ニモ加入セシテ、孤立セルモノ
多シ、統計ニテハ斯カル人最モ多クラン、然ル故ニ比例代表
ノ理論ヲ貫ケハ、只一人ノ意見ト虽モ代表セシテ可ナリト
云フコト能ハスシテ結果代表ナルコト可ナラヌトナリテ、国会
制度其物ヲ排斥セサルヘカヲサルモ得ヘカラス、此レ小教代
表、比例代表論上ノ理論上ノ根本ノアヤマリナリ、元ヨリ國
民中小教ノモノ、意見、利益ハ充分ニ保護セサルヘカヲサル
モ、之レヲ国会ニ於テ實現セントスルハ無理也、他ノ方法、
例ハハ、官吏任用法、貴族院ノ組織、自治制度ホニヨリテ此
ノ目的ヲ達スルノ外ナシ、
學問ノ自由、言論出版ノ自由ヲ保護スルコトハ小教者ノ意見
ヲ政治上ニ反映セシムル爲メニ其尤モ有力ナル手段ナリ、此

三三二
例代表論ハ理論上不当ナルノミナラス、實際上必ラスモ道
当ナルモノト云フ能ハス、比例代表ハ国内ニ多数ノ党政ノ
存在スルヲ前提トス、故ニ英國ノ如クニ、^大代政党ノ対立ヲ以テ
政治運用ノ基礎トスル如ニテハ、比例代表ノ制度ヲ採レハ、
二大政党ノ外ニ多数ノ小政党ヲ生シテ英國ノ政党政潮ノ運用
ヲ不能ナラシムルナリ、其ノ結果國會ノ勢力ヲ減スルコト、
ナル、殊ニ政党ノ存在スルコトノ得失如何ハ大ニ研究スヘキ
問題タリ、Belgiumニテハ嘗テ比例代表ノ制ヲ採用シタル
ナルカ予期ノ如キ目的ヲ達スルコトヲ得ザリキ、比例代表ノ
考案ハ種々アルモ、比例代表ノ理想ニ近キ程ニ其ノ考案ハ複
雜ニテ容易ニ理解シ難キナリ、故ニ或人ハ比例代表ノ制度ヲ
採用セラルレハ一般選挙人ハ政党ノ主領ノ指揮ニ従テ投票
スルノ外ナキニ至リテ、一種ノ寡人政治ヲ現出スルニ至ラン
ト云ヘリ。

四、選挙人名簿

選挙投票ヲナスモノハ法律ニヨリテ選挙資格ヲ有ス、併シ実
際ハ選挙ニ当リテ争ヲ生スル故此レヲ防クタメニ予ノ選挙人
名簿ヲ調製シ、名簿ニ記載サレタル選挙人ヲシテ選挙セシム
選挙人名簿ノ調製ニ付テハ^{主裁}ニテアリ、各選挙毎ニ作ラルカ、
永久ニ具ヘテキテ時々之レヲ改正スル主義ナリ、我選挙法ハ
第二ノ主義ヲ採ル、名簿ハ郡長、市長之レヲ調製シテ右一定
ノ期間内公衆ニ縦覧シシム、脱漏、誤記ヲ発見シタル時ハ其
ノ縦覧期間中ニ郡市長ニ申立テ、郡市長ハ一定ノ期間内ニ之
レヲ審査シ修正スヘシ、此ノ決定ニ不服ナルモノハ地方裁判
所ニ出訴スルヲ得、選挙人名簿ハ一定ノ期日ニ確定シ、確定
名簿ニ記載サレタルモノニアラザレハ投票スルヲ得ヌ、唯名
簿ノ確定後ニ判断所ニテ選挙資格アル旨ヲ判断サレタル時ハ
其ノ判決旨ヲ提出シテ投票ヲナスヲ得、確定名簿ニ記載サル

(五)

ルモ選挙資格ナキモノハ投票スルヲ得ス、
選挙ノ方法

三五四

総選挙ノ期日ハ勅令ヲ以テ之レヲ定ム、全国全日ニ之レヲ行
フ、選挙ニ于スル事務ハ地方官廳ニシテ統括ス、選挙区ハ市
町村ノ区域ニヨリテ之レヲ数分シ、投票区ニ分テ行フ、選挙
ハ投票ニヨリテ之レヲ行フ、投票区ニ於テ設ケタル一定ノ枚
票ニ至リ、選挙人自ラ投票セサルヘカラス、投票ニハ被選
人一名ヲ投票記載スヘキモノトス、即大選挙区ノ制ナレバ、
單名投票ノ制ヲ採ルナリ、被選人ノ氏名ハ選挙人ノ自筆タル
ヲ要ス故ニ我選挙法ハ教育アルコトヲ以テ選挙資格ヲ限ラサ
レバ實際上文字ヲ看ス能ハサルモノハ選挙ヲ行フコト能ハス
投票ハ一人一票ニ限ル即チ所謂平等ノ選挙ノ制度ニテ、各選
挙人ノ選挙能力ハ均一ナリ、各人ノ選挙能力ニ差等ヲ設クル
制度ハ複數選挙ト等數選挙トナリ、又法上等數選挙トスルモ

選挙区々分ノ法方ニヨリテ投票力ニ差等ヲ生スル場合モアリ
複數投票ノ制度トハ財産、教育、年令ノ比較ニヨリテ
一人ニ數倍ノ投票力ヲ与フルノ制度ナリ、

其ノ制度ノ理由ハ之レニヨリテ尤モ適切ニ国民ノ勢力ヲ代表
セシムルコトヲ得ルト云フナレバ、其ノ思想ハ正シトスルモ
複數投票力ヲ与フル標準ヲ定ムルコト難シ、

寧日制限選挙制度カ簡明ニ此ノ目的ヲ達スルコトヲ得ルナリ
(複數選挙ハ自國ニテハ、年令、教育、租税オノ要素トス、
人ハ合價値ナラス故ニ投票ニ價値ヲ表ハス)

等級選挙ノ制度ハ独ノ *Proportional* 行ハル、納税額ニヨリ
テ人民ヲ三級ニ分テ別々ニ投票セシム、此ノ制度ハ国民間ニ
階級ノ思想ヲ養ヒ選挙ノ結果ヲ公平ナラシムル弊アリ、要
スルニ等級ヲ区分スルコト宜シキヲ得サルナリ *Proportional*
ニテハ又間接選挙行ハル、即チ選挙人ハ直接ニ議員ヲ選挙セ

三五五

スコ議員ヲ選挙スヘキ選挙人ヲ選挙スルナリ、此レ元仙ニテ
 起リシ制度ナルカ、中間ノ選挙人ハ唯タ名義上ノモノトナル
 場合多シ、然ラサレハ国会ノ組織ヲシテ原選挙人ノミナリ
 距ルコト遠シトセサルヘカラス（但シ国ト場所ニヨリテ採用
 スヘシ）、投票用紙ニハ選挙人自己ノ名ヲ居スヘカラス、即チ
 秘密投票ナリ、元来国民カ国家ノ公事ヲナスニ之レヲ秘密ニ
 スヘキ理由ナキモ實際上記名投票ノ制ヲ取ルト、踏路、脅迫
 其他ノ不当ノ勢力行ハル、却テ投票ノ公正ヲ失フ故ニ諸國ハ
 概テ秘密投票制ヲ採ル（Bismarck曰ク秘密投票ハ *deutsches
 Recht* ニ反スト）

選挙投票ノ公務タル性質ヲ有スルモ選挙法ハ之レヲ行フト否
 トハ各人ノ自由トシテ之レヲ強制セス、白国其他ノ国ニテハ
 之レヲ義務トシテ強制ス、投票ヲ終ル時ハ投票函ヲ投票管理
 者ニ送リテ開票所ニテ開票ス、監理者ハ投票ノ效力ヲ決定ス

六

選挙長(知事)ハ選挙会ヲ開キ、開票監理者ノ報告ニヨリテ当
 選人ヲ決定ス

当選人

当選人ヲ定ムルニハ絶対的多数ヲ要スルモノト、比較的多数
 ニテ足ルトノニ制度アリ

絶対的多数ノ制度ハ容易ニ当選人ヲ見出スコト能ハス、数回
 決選投票ヲ行ハサルヘカラス、而シ決選投票ニテ少数者カ無
 意味ナル連合シテ多数ヲ成スルノ弊アリ

比較的多数ノ制ハ決選投票ノ弊ヲ省クモ多数ノ意向ニ反スル者
 ヲ当選セシムルノ恐レアリ

決選法ハ比較的多数ヲ得ルモノニテ順次ニ当選人トナス是ノ
 ナリ、但シ少ナクトモ其ノ選挙区内ノ議員定数ヲ以テ選挙人
 名簿ニ記載サレタル選挙人ノ總数ヲ除ンテ得タル数ノ1/2以
 上ノ投票ナカルヘカラストセリ

当選人ナキ時又ハ不足ナル時ハ再ヒ選挙ヲ行ヒ、投票全シ時
 八年長者ヲ採リ、今年月ナル時ハ抽籤ニヨル、投票法ハ法
 律上候補者ヲ認メス、英國ニテハ予メ候補者ヲ指定セシメテ
 候補者ニ対シテ投票スルモノトシ、定員以上ノ候補者出サル
 時ハ投票ヲ用ヒス、コレヲ当選人トス、当然人定マル時ハ選
 挙長ハ直ニコレヲ当然人ニ告知スルヲ要ス、告知ヲ受ケタ
 ル者ハ之レヲ承諾スルヤ否ヤヲ届出フヘキモノトシ、二十日
 以内ニ届出ヲナサ、ル時ハ当選ヲ辞シタルモノト見ルナリ、
 議員ノ任期及ヒ補充選挙
 議員ノ任期ハ總選挙ノ期日ヨリ四年トス、但シ議會ノ開會
 中任期終ルニ、開會ニ至ル迄在任スルモノトス、
 議員ノ任期中ニ欠員ヲ生シタル時ハ選挙ノ日ヨリ一年以内ナル
 中ハ前選挙ニテ当選者ヲラサリシ最多数ノ得票者ヲ以テ当選
 人トス、一ヶ年ヲ至キタル場合ハ補充選挙ヲ行フ、

三五八

〇

選挙ニ關スル訴訟

選挙カ選挙法ノ規定ニ反シテ行ハレ、当選ハ結果ニ移働ヲ及
 ボス場合ニハ選挙人ヨリ選挙ノ全部又ハ一部ヲ無効トスヘキ
 コトヲ控訴院ヘ出訴スルヲ得、之レヲ選挙訴訟ト云フ、
 又当選ヲ失ヒタルモノト特定当選人ノ当選ノ效力ニ付テ之レ
 ヲ被告トシテ控訴院ヘ出訴スルヲ得ト定ム、コレヲ当選訴訟
 ト云フ、
 当選訴訟ノ外議院法ハ衆議院ニテ議員ノ資格ニ付テ是議ヲ生シ、
 タル時ハ之レヲ審査決定スト定メタリ、

第四 議員ノ特權

憲法ハ議員ノ職務ヲ全カラシムル爲メニ必要ナル規定ヲ設ク、之レ
 ヲ議員ノ特權ト云フ、
 性質上、刑法又ハ刑事訴訟法ノ例外ヲ定ムルモノニシテ、権利ヲ設

三五九

定スルモノニアラス、其ノ規定ハ

五六。

第一、西院議員ハ現行犯罪、又ハ内乱、外患ニカ、ル罪ヲ除クノ外、開期中其ノ院ノ許可ナクシテ逮捕サルコトナシ(憲五三)之レヲ議員ノ身体自由ノ特權トス、元英制度ニテ政府ク不當ナル干渉ヲ行フタメニ議員ヲ逮捕スルコト屢々行ハレタル故ニ之レヲ防ガ爲メニ設ケタルモノナリ、此規定ハ實際上刑訴ノ例外ヲ定ムルモノニシテ、逮捕ノ条件トシテ、議員ハ許諾ヲ必要トセザルナリ、例外ノ規定ナル故之レヲ拡張シテ議員ニ干スル刑事ノ訴追ハ議院ノ要求アル時ハ開會中停止スヘキモノト解スル能ハス、又英ニ於ケル如ク、此ノ例外ハ會期ノ前位數日ニ及フモノニアラス

第二、西院議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付テ院外ニテ其ノ責ヲ負フコトナシ、議員ノ發言、表決ノ自由トス、又英ノ Bill of Rightsノ規定ハ其ノ起リナリ、議院内

ノ發言、表決ニ付テハ刑事上、民事上、及ヒ官吏憲兵上其他法律上一切ノ責任ヲ負ハス、院内ニテハ懲罰ヲ受クルコトトス、トモナシ、意見トハ單純ナル事實ノ陳述ヲモ含マルナリ、本會議ニ於ケルノミナラス、委員会ニ於ケル發言、表決モ自由ナリ、速記録其他ノ報告ニ付テモ議員ハ責任ナシ、議院ヲ公開シ、發言、表決ヲ自由トセル以上当然シカラサルヘカラス、但シ議員自ラ其ノ言論ヲ發表シタル時ハ之レニ對シテ法律上ノ責任ヲ負フヘキハ憲法ニ明記ナリ、(五二、但書)

第五、議員ノ歳費

議員ハ一定ノ歳費ヲ受ク、歳費ハ國ニヨリテ之レヲ每ヘサルモノモアリ、又ハ日給ノ制ヲ採ル如モアリ(英國ハ元來歳費ナシ、芳嶺ノ歳費ハ職業議員ヲ出ス憂アリ)

第六、帝國議會ノ開閉

帝國議會ハ常設官府ニアラスレテ、其ノ會々中ニ限リテ帝國議會トシテノ活動アリ、開會中ハ之レヲ開期トス、開期ノ法律上ノ志氣ハ開期中ニアラサレハ何モ議會ノ活動ナク、開期ヲ至クレハ議會ノ活動終止スルトス、國會ヲ永久常設トスルコトハ今日ノ各國ニ行ハレス、帝國議會カ其ノ活動ヲ開始シ之レヲ停止シ及ヒ終了スルハ只一ニ天皇ノ意思ニヨルモノトセルハ其憲法ノ原則ナリ、天皇ハ帝國議會ヲ召集シ、停會、閉會及ヒ衆議院ノ解散ヲ命ス、帝國議會ヲ召集スルハ天皇ノ大権ニテ、議會自ラ集合シ開議ヲ開クヲ得ス、英ノ *parliament* ハ所謂國王ノ *parliament* ニシテ本末國王ノ召集セルモノタル故ニ國王カ之レヲ欲スル時ハ召集スルモノトセラルナリ、又國王カ之レヲ欲セサル時ハ何時ニテモ之レヲ閉鎖スルコトヲ得タリ歴史上 *James I, Charles I* ハ永キ間國會ナクシテ政治ヲ行ヘリ又 *Charles I* ハ七年間國會ヲ議

會ヲ統ク (*long parliament*)

Bill of Rights ニテ國會ハ屢々召集セラルヘキモノト定メラレタリ、一五一四年ハ王政復古ノ憲法亦國王カ國會ヲ召集シ開閉スルノ主權ヲ殊ルヘキモノトス、共和國ニテハ一般ニ然リ、共和國ニテハ國會カ自ラ召集スルヲ原則トス。

帝國議會ハ毎年之レヲ召集ス(四二)、召集ノ勅令ハ集會ノ期日ヲ定メ少クトモ四十日以前ニ之レヲ發布スヘキモノトセリ、召集ノ勅諭ハ各議員ニ付スル命令ナリ、之レヲ受ケタル議員ハ指定ノ期日ニ於テ各議院ノ會堂ニ至ルヘキモノトス、諸國ノ憲法ハ必ラスニモ集會ノ場所ヲ定メス天皇ノ召集ヲ俟タスニテ議院員集合スルモ憲法上帝國議會タル活動ヲナス能カアルモノトナスヲ得ス、召集セラレタル兩議院カ一定ノ形式ヲ具ヘテ成立スル時ハ天皇ハ開會ヲ命ス、開會ノ命ヲ俟タスニテ議會ハ其ノ活動ヲ始ムルコト能ハス、天皇ハ又帝國議會ノ閉會ヲ命ス、議會自ラ閉會シ又ハ天皇ノ意思ニカ、ワラス、

会議ヲ継続スルコト能ハス、会期ハ三ヶ月トス三ヶ月以前ニ閉会スルヲ命スルコトヲ得ス、併シ三ヶ月ヲ至レハ当然閉会スルモノニアラス、天皇ノ命令ヲ俟ケテ初メテ閉会スルナリ、必要アル場合ニハ会期ヲ延長スルヲ得唯此場合ニハ勅令ヲ以テス、^又必救命ナク^ニ玉閉会ノ命令^ヲセタトモ議會ハ閉会セルモノト見ルヲ得ズ。

議會カ^開タル時ハ、議會ノ活動ヲ全部^終止シテ未決結ノ事件ト^モ雖モ次ノ開期ニ^會継続セス、之レヲ会期不継続ノ原則トス。(discontinuity of session) 天皇ハ臨時ノ必要アル時ハ毎年一回ノ通常会ノ外ニ臨時会ヲ招集ス、臨時会ノ会期ハ勅令ニテ之レヲ定ム(四三)

天皇ハ帝國議會ノ停会ヲ命ス、停会トハ会期中ニ於テ議會ノ活動ヲ停止スルナリ、停会ヲ命セザラレタル時兩院ハ會議ヲ開キテ議決ヲナスコトヲ得ス、停会ハ会期中ニ行ハル、モノニテ、此ノ場合ニハ^下会期有継続ノ原則ノ適用ナシ停会終リテ再ヒ開会ヲナス中ハ前回ノ

議事ヲ其終継続ス停会ハ一定ノ期間ヲ定メ其ノ期間ヲクレハ当然閉会スルモノトス議院法ハ停会ノ日数ハ十五日以内ナルコトヲ定ム停会ノ數回之レヲ繰反スヲ得停会ノ日数ハ之レヲ会期中ニ計算ス

帝國議會ノ開閉会期ノ延長ハ兩院同時ニ之レヲ行フ衆議院解散セラ^ルトキハ貴族院ハ停会サル此ノ停会ハ普通ノ停会ト異リテ閉会ト^全同様ナリ(四四)

天皇ハ衆議院ノ解散ヲ命シ解散ハ法定ノ任期ヲ未タ到達セサル前ニ議員タル地位ヲ剥奪スルノ処分タリ總議員ニ對シテ同時ニ之レヲ行ハル、カ故ニ之レヲ解散ト云フ衆議員ハ法律ノ結果其ノ地位ヲ獲得シタルモノナレトモ天皇ハ何時ニテモ之レヲ剥奪スルヲ得解散ハ之ヲ閉会中ニ行フ^{法律上}妨ナシ總選挙ナリシ右未タ一回モ召集セサル前解散ヲ行フ法律上妨ケナシ衆議院解散ノ結果ハ新ニ總選挙行ルヘシ衆議院解散サル、片ハ勅令ヲ以テ新ニ議院ヲ選挙セシメ五ヶ月以内ニ召集スヘキモノトス此ノ議會ハ通常会ニテ三ヶ月ヲ会期トスヘキカ

又ハ臨時会ナルカ
 臨時会ト見ル方適當ナリトス
 停会及ヒ解散ハ如何ナル^{衆議院}ニヨリテ行フコトヲ得ルカ法律場トシ
 テハ憲法ニ其場合ヲ限ラサル故ニ如何ナル場合ニテモ之レヲ行フ
 得ルト解ス^{トシ}然レ停会及ヒ解散ノ制度アル主旨ハ主トシテ帝國
 議會ニ対スル監督ヲ充分ナラシムルニ至リ例^ハ議會カ一時感情ニ
 走リテ激昂ノ余リ輕ク議ヲ決スル場合ニ停会ヲ命スルコトハ最
 モ通常ノ場合ナリ

解散ハ現在ノ衆議院議員全部又ハ一部カ不適當ナリト見タルトキニ
 之ヲ改造スルカ爲メニ之ヲ行フ也併レ如斯キ場合ニアラサレハ解散
 ヲ行フコト能ハスト云フニハアラス種々ノ場合アラシ
 君主カ國會ヲ解散スルヲ得ルハ諸國憲法ノ殆ント例外也ト認ムル如
 ロナリ、英國ノ如キハ議員カ任期ヲ完了セル例ハ殆ントナシ、共和
 國ニテモ仙國ノ如キハ大統領ハ元老院ノ全意得テ代議院ヲ解散ス

ルヲ得ルモノトセリ此米合^衆國ハ大統領ノ解散權ヲ認メス、解散ハ
 國會ト政府トノ關係ニ於テ政治上重大ナル意味ヲ有シ二者ノ衝突ハ
 (政府ト國會)妥協ニアラサレハ解散、何レカニアラサレハ之レヲ終
 止スルコト能ハス、上下兩院ノ衝突、衆議院ト一般輿論トノ衝突モ
 亦解散ニヨリテ終止サル、國体上政治ノ大精神ハ君主ノ意思ノ疎通
 ニ在リ、國會カ其中間ニ在リテ之レヲ妨クルカ如キ場合ハ解散ハ
 之レヲ除ク一ツノ法^方ナリ、併レ解散ハ之レヲ運用スルノ宜シキヲ
 得ルト否トニヨリテ、或ハ衆議院ノ勢力ヲ弱ムル結果トナリ、或ハ
 之レヲ強ムル結果トナル、法ノ形式ヨリ云ハハ解散ハ天皇ノ大權ニ
 ヨリ、衆議院ノ民選ノ性質ヲ少ナクスルモノナレド、解散アル爲メ
 ニ衆議院ハ政府及ヒ貴族院ニ対シテ獨リ輿論ヲ代表スルモノト見ラ
 レ政治上優勝ノ地位ヲ占ムルコトナリ、政府ト衆議院トカ意見ヲ
 異ニスル場合ニハ衆議院ヲ解散スルハ政府カ已レニ不便ナル衆議院
 ヲ根本的ニ排斥スルモノナレド、新ニ選舉サレタル衆議院カナホ全

一ノ意見ヲ固持スル時ハ府政ハ辭職スルカ又ハ之レニ服従スルノ外
途ナシ、議院政治ヲ行フ諸國ハ内閣大臣ハ衆議院ノ不信任投票ニヨ
リテ進退ス、キモノナレバ、貴族院ノ不信任投票ニハ進退ヲ決スル
ニ及ハストアリ、其ノ理由ハ貴族院ニハ解散ナキ故也、仏元老院ハ
選挙ニヨリテ組織サル、モ解散ナキ故ニ其ノ不信任投票ハ内閣ヲ進
退セシムル力ナシトサル(例外モアリ)、北米ハ代議院ノ解散ナキ故其
勢力ハ却ツテ元老院ニ対シテ微弱ナリ、英國ニテハ解散ハ人民ノ
意思ヲ同フ方法ナリトセラル、政府ト下院トカ意見ヲ異ニスル
場合ニハ大臣ハ辭職スルカ又ハ下院ヲ解散セサルカカラス、下院ヲ
解散シテ新選挙ニ立セル議員カ尚ホ政府ニ反対ナル時ハ政府ハ辭職
セサルヘカラス、近年ニテハ反対ノ議案ヲ俟タスニテ新選挙ノ結果
反対党多数ナル時ハ内閣ハ辭職スルヲ以テ慣例トス、英政度ハ解散
ノ政治的結果ハ最著大ナルモノニテ解散右議院選挙ハ總理大臣及ヒ國
務大臣ヲ指名スルト同一意ナリ、英カ實情上 *democracy*

ナリトハ此点ニ在ルニテ、嘗テ人民投票ノ制度ヲ採用スヘシトノ議
アリシ時ニハ解散ノ有ル以上ハ人民投票ハ不必要ト論セラレタル也
第七、帝國議會ノ執務規定

西議院ハ憲法及ヒ議院法ノ場ケル外、内部ノ整理ニ必要ナル規則
ヲ定ムル事ヲ得(五一)
議院内部ノ組織及ヒ規定ヲ定ムルニ付テハ革命時代ニハ議院ハ自ら
之レヲ定ムルモノトセラル、併シ官府ノ内部ノ規定ヲ定ムルコトハ
所謂自主権ナリト云フ能ハス、官府ノ組織及ヒ執務ノ規定ハ憲法ノ
重要ナル一部ナリ、故ニ憲法ハ原則トシテ、憲法及ヒ議院法ヲ以
テ之ヲ定ムルモノトナシ、其ノ意外ニ於テ自ら規定ヲ設クルコトヲ
得ルトナセリ、或ハ議院ノ自ら定ムル執務規定ハ各議員ノ申合セ規則
ニシテ、全一議員ノ存在スル限り、效力ヲ有スヘシトノ説アリ、但
帝國議會ハ此ノ主義ニヨリテ、毎会期ノ初メニ之レヲ決スルモノト

セリ、併し官府ノ組織及ヒ執務規定ハ例令官府自ラ之レヲ定ムルト
セラル、モ、現実ナル人ノ変更ニヨリテ其ノ効力ヲ失フモノトスル
能ハス、英ニテハ所謂 *Standing orders* 即チ会期毎ニ定マル
永久ノ執務規定 *Permanent orders* 即チ会期定ムル執務規
定トノ二種ナリ、諸国ノ实例ハ我固ト全ク、憲法及ヒ法律ヲ以テ
原則ヲ定メ、細則ハ議院自ラ定ムトセルハ通例ナリ、憲法及ヒ法律
ヲ以テ定ムル範圍カカクテ執務規定ヲ容易ニ変更シカタキモノト
セル國ニテハ議院自ラ定ムル範圍ヲカクセル國ニ比シテ議院内部ニ
於ケル政党ノ專制ヲ防ク利益アリ、併し此ノ利益ハ經驗上サホド確
実ナラス、何トナレハ執務規定ヲ実行スルニハ議院自身ニテ例令憲
法及法律ニ定ムルモ其ノ適法ニ遵守サレタルヤ否ヤハ結局議院自カラ
ラ決スル処ナレハナリ、君主ハ法律上議院ヲ監督スルヲ得ルナレハ
之レカ爲ノニ席會又ハ解散ヲ行フコトハ實際ナキコトナリ、夫故ニ
議院ノ行動ハ自ラ定ムル処ノ執務規定ハ憲法、法律ノ規定ニ違反セ

三七〇

ルニ唯理論上無効ト云フノミニテ、實際ハ有效ニ成立スルナリ、例
之、憲法ニ議事ノ定員數ヲ定ムルモノヲマテ出席セサル議決ニハ
他ノ院ハ全意ヲ拒ミ君主ハ裁可ヲナサルヲ得んモ、必ラス然カセ
サルヘカラサルノ義務ナシ、若シ他院之レニ全意シ、君主之レヲ裁
可セハ例令定員數ヲ欠ク議決ニ基クモノニテモ法トシテ完全ニ成立
ス、如斯キ遠慮ノ行動ニ対シテ之レヲ強制スルノ途ナシ、議院ノ自
ラ定ムル執務規定ハ、憲法、法律ニ違反スヘカラサルハ勿論ナレハ
斯カル憲法違反ノ執務規定カ実行セラル、实例ハ諸國ニ少ナカラズ
何トナレハ議員自ラ之レヲ認ムル時ハ他ニ之レヲ無効ト宣告スルモ
ノナケレハナリ、君主モ亦實際ニ於テ之レヲ争ハサルカ通例ナリ、
故ニ實際上議員ノ多數政黨ハ執務規定ヲ以テ憲法及ヒ法律ニ違反シ
テ其ノ内容ヲ變更スルコトハ諸國ニ普通ノ事例ナリ
憲法及ヒ議院法ニ定ムル執務規定カ主ナルモノ次ノ如シ
(一) 西議院ノ會議ハ之レヲ公開ス(四八)

議院ノ公開ハ議院ト一般輿論トノ間ニ密接ナルヲ保テ保タシ
ムル爲メニ諸國ノ憲法ニテ一般ニ認メラル、如也、

凡ソ官府ノ職務ノ執行ハ行政部ニ於テハ其重ニシテヲ秘密ニ
ス、反之、立法及ヒ司法部ニテハ原則トシテ之レヲ公開トス

トセリ、ソマリ如何ニセハ其目的ヲ達スルヲ得ルカノ利害得
失ノ念ニヨリテ定マル、故ニ必要アル時ハ議院ノ公開ヲ停ム

ルヲ得ルナリ、憲法ハ政府ノ要求ニヨリテ又ハ其ノ院ノ決議
ニヨリテ秘密會トスルヲ得トス(議院法三七、以下)

公開トハ公衆ノ傍聴ヲ許スコトナリ、併シナカラ議院内部ノ
秩序ヲ維持スルハ議長ノ権能ニ屬シ此ノ目的ノ爲メニ議長ハ

一部又ハ全部ノ傍聴人ヲ退院セシムルヲ得(議院法八九)
而議院ハ各其ノ總議員ノ1/3以上出席セサレハ議事ヲナレ、

議決ヲスルヲ得ス
之レヲ議事ノ定員數ト云フ。(Quorum) 云クノ國ニテ

(三)

ハ定員數ヲ欠キタルキニハ只議決ヲナスヲ得ストスルニ止マ
レド、我憲法ハ議決ノミナラス全ク議事ヲ開クヲ得ストセリ
定員數ヲ欠キタル議會ハ正当ナル議事ト見ルコトヲ得ス、議
院ニ於ケル反對ノ申立ヲナスモノアリテ、定員數ヲ欠クコト
確定セラルルマテハ、定員數ハ推定セラルヘキモノナリトノ
説ハ實際上便利ナレド、正当ナル辭ト云フヲ得ス(遠慮トナ
ス論ヲナス者アルモ無効也)

(四)

而議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス(四十七)
可否全數ナル時ハ議長ノ決スル如トナル(Casting vote)

(議長ハ、二票ヲ有スルカ、市町村内務ハ二票ト解ス)

議院内部ノ組織
而議院ニハ各々一人ノ議長、副議長ヲタク、議長ハ議院ノ秩
序ヲ保テ、議事ヲ整理シ、院外ニ對シテ其院ヲ代表ス、

議長ハ議事日程ヲ定メ、發言ノ許可ヲ與ヘ、討論ノ終結ヲ宣

告スルト議事ノ進行ヲ管理ス、
議院内部ノ警備ハ議長ノ施行スル也、此ノ目的ノ為
メニ議長ハ會議中議員ヲ議院法又ハ議事規則ニ反シ又ハ秩序
ヲ乱ル所ハ注意ヲ与ヘ之レテ制止シ又ハ發言ヲ取消サシム、
必要アル時ハ當時日發言ヲ禁止シ又ハ退場セシムルコトヲ得
議場擾騷シテ整理シ難キ時ハ当日ノ會議ヲ中止シ又ハ之レヲ
閉ツルコトヲ得、

議長、副議長ハ(貴族院)議員中ヨリ勅任セラル、多クノ國ニ
テハ上院議長ハ君主ノ任命スルモノトス、選舉トセルハ、白
普、丁林、Rumanova 等ナリ
衆議院議長、副議長ハ其ノ院ニテ各々三名ノ候補者ヲ選定セ
レ、其ノ内ヨリ勅任セラル、議長ノ任期ハ議員ノ任期ト同一
ナリトスレモ多クノ國ニテハ一會期間トセリ、
(五) 議事ヲ準備スルタメニ議院ヲ敎部ニ分カケ、又委員ヲタク、

部ハ抽籤ニヨリテ之レヲ定ム、部ノ事務ハ常任委員ヲ選舉ス
ル事ニアリ、
委員ハ全院委員、常任委員及七特別委員ナリ、全院委員ハ統
議員ヲ以テ委員トナス即チ本會議ノ形式ヲ採ラヌレテ議案ヲ
審査スルモノナリ、英米ノ例ニ據セルナリ、常任委員ハ一定
ノ種類ノ事柄ヲ審査スルモノニシテ一會期中其任ニ在ルモノ
トス、其ノ重ナルモノハ予審委員ナリトス、特別委員ハ特
定ノ事件ヲ審査スルモノニ置カル、モノナリ、委員會ハ之レ
ヲ公開セズ、

(六) 議事日程及ヒ讀會
議事ノ順序ヲ定ムルハ議長ノ權ナリ、英其他ノ議院政治國
ニテハ議事日程ハ政府ト議院トノ合意ヲ以テ定ムトナレリ、
議長ハ議事日程ヲ定ムルニハ政府ヨリ提出セル議案ヲ先ニセ
サルハカラス、他ノ議事ハ緊急ヲ要スルモノアル時ハ、政府

ノ全意ヲ得テ之レヲ先ニスルヲ得、一定度^{三六}マレハ議事日程ハ
緊急ノ事件アルハ議員ノ全動議ニヨリテ又ハ議長ノ認定ニ
ヨリテ之レヲ裁フルヲ得、法律ノ議案ハ三讀会ヲ至テ之レヲ
議決スヘキモノトス、然レモニテハ二讀会ノ制行ナルハ、議
案ハ先ツ委任ノ審査ニ附シタル右ニ第一讀会ヲ開クモトセ
ル制度ト、第一讀会ノ終リレ右委員ノ審査ニ附スルノ制トア
リ、英ニテハ第三讀会ト第三讀会トノ中間ニテ委員ニ附托
カル、此ノ區別ハ委員ノ實際上ノ價值ヲ左右ス(先ナレハ前)
我國ニテハ第一讀会ニテハ議案ノ全部ヲ議題トシテ説明、商
同ヲナシ、委員ニ附托スヘキヤ否ヤヲ決ス、委員ニ附托セザ
ル時ハ直ニ第二讀会ヲ開クヘキヤヲ決ス、政府ノ提出セシ議
案ハ緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求アルモノ、^外 補ニ委員ノ審
査ヲ至スレテ議決スルヲ得ス、
第二讀会ハ逐條ニ附^付シテ之レヲ討議シ、修正ノ動議ヲ出スヲ

得、修正ノ動議ハ二十人以上ノ賛成ナケレハ議題トナスヲ得
ス、各条ニ付テ否決セラル、ノ時ハ、第三讀会ヲ開カス、第
三讀会ハ第三讀会ノ成案ヲ議題トシテ全体トシテ之レヲ議決
スルモノナリ、政府ノ要求アリ、又ハ議員十人以上ノ要求ア
リ、出席議員^三以上ノ全意アル時ハ第三讀会ノ順序ヲ省略
スルヲ得ルナリ
豫案^院ニ予シテ予案委員ノ審査ヲ至ルヲ云フ、衆議院^院政府
ヨリ予案委員ヲ受取ル片ハ二十七日以内ニ委員ノ審査ヲ至ルヘ
キモノトス、予案委員ノ修正ノ動議ハ三十人以上ノ全意ヲ要ス
討論ハ次ノ議会ニ移リタルヲニヨリ又ハ討論終決ノ動議カ可
決シタルコトニヨリテ終結ス、討論終結ノ動議ハ予知セラレ
タル發言ノ未タ終ラサルニ之レヲ提出スルコトヲ得
國務大臣及政府委員ノ發言、
其院ニ屬スル議員ナラサレハ出席發言スルヲ得ス、英ニテハ

三七八
資格ニ此ノ原則ヲ遂行セリ、其ノ結果、政府トノ交渉カ不便
トナリ議院政治ノ行ハル、コトヲ妨タク結果トナレル故ニ
内閣大臣ハ議員ヲ兼ル慣例トナレリ、北米合衆國ニテハ三権
分立ノ主義ヲ守リ國務大臣ハ議院ニ出席スルヲ得サルモノト
セリ、

憲法ハ(五四)、國務大臣及ヒ政府委員ハ何時ニテモ議院ニ出
席シ、發言スルコトヲ得ルモノトス、國務大臣及ヒ政府委員ノ
發言ハ何時ニテモ許サレルヘカラス、只議員ノ演説ヲ中止セ
シムルヲ得ス

四、各議院内部ノ規則及ヒ警察ノ點ハ其ノ院ニ屬シ、議長之レヲ
施行ス、

五、資格ノ審査及ヒ懲罰
貴族院ハ其ノ院議員ノ資格及ヒ選挙ニ干スル訴訟ヲ判決ス、
反之、衆議院議員ノ選挙ニ干スル訴訟ハ通常裁判所ノ管轄ト

ス、併シナカラ、衆議院モ議員ノ資格ニ付テ是議ヲ生シタル
中ハ之レヲ審査、決議スルヲ得ルモノトス、只裁判所ニテ當
選訴訟ノ裁判ヲ行ハシムルモノハ衆議院ニテ其ノ事件ニ付
テ審査スルヲ得ス

議員ハ其ノ任期ノ満了及ヒ解散ニヨリテ其ノ地位ヲ失フ外、
貴族院議員ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ又ハ身代限リノ処分ヲ
受ケタル時ハ勅命ヲ以テ之レヲ除名スルコトセリ、衆議院議
員カ選挙法ニ定メタル資格ヲ失フハ其ノ退職者トス。

衆議院議員カ貴族院議員又ハ他ノ相兼スルヲ得サル職務ニ
任セラレタル中ハ亦退職者トス、
衆議員ノ辞職ハ議院ノ許可ヲ要ス、

各議院ハ其ノ議員ニ對シテ懲罰ノ権ヲ有ス之レヲ執行スル權
ハ議長ニ屬ス、議長ハ之レヲ懲罰委員ニ付シ議院ノ議決ヲ至
テ之レヲ宣告スルモノトス、懲罰ハ公用シタル議場ニ於テ議

責、適當ノ謝罪ヲ述ヘシムルコト一一定ノ期間出席停止、
及ヒ除名ナリ、除名ハ議貴族院ニテハ勅裁ヲ至ルモノナリ
衆議院ニテハ出席議員³以上ノ多数ヲ以テ之ヲ決ス、除
名サレタル議院員カ再選サレタル時ハ之ヲ拒ム得ス、

(議事規則ハ各院定メ各員ニテモ研究積ム)

Obstruction (イ) 議事規定ニ反スルモノ、(妨害)

(四) 規則ニフレルモノ、演説、校園五時、独、七、二。

ニ七時間 *British Columbia, 1897. Roumanian*

37. Chile 70 — 廣同、修正案ハ、原意動議

記名投票、要求、慶園党ノ妨害演説ノ時間ヲ限ル、廣同

ノ日割ヲキシル、討論終結ヲ簡單ニスル規定、此等ノ規

定ニ酷ナル時ハ議院ノ活動ハ減セラル例ハ、*Napoleo-*

on III、時ニ議會ハ *voting machine* トナリ、

public ハ議事妨害ハ議院政治ノ末路ナリト云フ、此

レ極端ナリ、我、实例(大権ノ活動ノ不充分、輿論ノ發動
ノ不充分、貴族院ノ不充分)

帝國議會ノ職務權限

帝國議會ク如何ナル職務權限ヲ有スルカハ、憲法、法律ノ定ムル如
ニ在ル、前述ノ如ク帝國議會ハ自立シテ、個有ノ在存ヲ有スル団体
ニ非ラス、天皇カ特ニ統治權ヲ行使スル爲メニ設ケラレタル官府ク
リ、從テ其ノ職務權限ハ憲法、法律ノ定ムル如キニ基キテ法律上個有
ノ權限ナシ、其ノ權限ハ從テ推定ヲ受ク、帝國議會ハ、^{性質} 推定官府トシ
テ内ニ在リテハ統治ノ行爲ヲ擔當スレバ、外ニ對シテハ統治權ヲ行
フ官府ニ非ラス夫故ニ帝國議會ノ職務權限ノ規定ハ其ノ内容ヲ定ム
ルト共ニ其ノ形式及ビ主權者並ニ他ノ官府ニ對スル手帳ヲ定ムルモ
ノタラサルヘカラス、只一定ノ事項ニ限リテ權限アリト是ノケルノ
ミニテハ、之レヲ外部ニ表スルモノニアラサル故ニ如何ナル形式ニ

於テ之レヲ行ヒ如何ナルヲ保ニテ統治權ノ屬キヲ抑制スルカハ確定
セサルヘカラス、此ノ意味ニテ、帝國議會ノ職務權限ヲ奉クレハ、

イ、憲法改正ノ議決、

憲法改正ノ發案ハ勅令ヲ以テスルナリ、帝國議會ニテ之レ
ヲ發案スルコト能ハス、其ノ議事ノ手續ハ憲法ニ定メアリ、
議會ノ議決ニヨリテ直ニ憲法改正ノ效力ヲ生スルニアラス
天皇、之レヲ裁可スルニヨリテ、始メテ成立ス。(七三)

ロ、法律ノ協賛

天皇カ法律ヲ制定スルニハ帝國議會ノ協賛ヲ要サルヘカラス、
法律案ハ議會ノ議ニ附セラレ兩院ノ議ノ合スル時ハ之レ
ヲ天皇ニ提出シ天皇之レヲ裁可スルヲ以テ法律制定サル、憲
法ハ天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ得テ立法權ヲ行フト定メ又凡テ
法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ全ルヲ要スル旨ヲ定ムル故ニ、議會
ノ協賛ハ法律ヲ制定スル為メニ必ラス至サルヘカラスナルノ順

序ナリ、然レモ、議會ノ協賛ヲ要タルモノカ全部皆必ラスレ
モ法律トナルニアラス、法律ヲ裁可スルハ天皇ナリトス、裁
可ハ法律ヲ制定スル行為ニテ絶対的ニ自由ナリトス、議會ノ
協賛ハ天皇カ法律トシテ制定セラレントスル法律ニ對シテ
議會ノ意見ヲ表明シテ參考ニ供スルナリ、元ヨリ協賛ハ法律
上一定ノ效力ヲ有ストモテ協賛ナケレハ法律アリ得ス、
裁可ハ協賛ヲ要タル法律案ヲ裁可スルナリ協賛ナクシテ裁可
ナルコトナレ、又協賛シタル法律案ヲ變更フ加ヘテ裁可ス
ルコトナレ、然レモ協賛ノ必要ノ結果ニアラスモテ、復贊ア
リテ裁可ナキヲアリ
法律制定ノ手續ハ右ニ詳説セシカ、我憲法上ノ協賛ト、革命
以テ諸國ノ憲法及ヒ學說ニ於ケル國會ノ立法ニテスル能ハ
全一ナリシモノニアラス、極端ニ純粹ナル憲法主義ニヨレハ
國會ハ人民ノ代表者トシテ總單ニ立法スルモノナリ、極端ナ

三三四
ル三権分立ノ主義ニヨルモ全様ニテ、國會ヲ直ニ立法権又ハ
立法府ト云ヘルナリ、今日ニテハ *Parliament* 仏等ニテ此ノ主
義行ハル然レモ *Verord* ニテモ行政府ノ法律提案權ヲ認メ、
又ハ國民投票ニヨル裁可ノ制行ハル、仏國ニテハ大統領ハ死
案權ヲ有スルノミナラス議會ノ議決シタル法律ニ付テ再議ヲ
求ムルコトヲ能フモノトセリ、只タ議會カ再ビ之レヲ決スル
時ハ、法律トシテ裁可スルモノトセリ、北米合衆國ニテハ國
會ヲ立法權ト見居レ共等シク大統領ハ國會ノ可決シタル法律
ヲ再ビ國會ニ廻附シ得ルモノトシ只議會カ之ヲ以上ノ多數ヲ
以テ之レヲ可決シタル時ハ、大統領ノ署名ナクシテ法律トシ
テ成立スルモノトス、仏米ノ制度ヲ *Suspensive Veto*
ト云フ、之レニ對スル *absolute veto* ト云フ、
此ノ種ノ憲法ニ於ケル法國會ノ權能ハ尤ヨリ私カ限積トハ異
ナル、是ホノ國ニテハ國會ハ他人カ立法スルニ對シテ參與ス

ルニアラスシテ、自カラ單獨ニ法律ヲ制定スルナリ、民主的
君主國ニテハ法律ハ君主ノ裁可ヲ要スルヲ通常トシ、一般ニ
absolute veto
Royal Assent ノ權アルモノトセリ、併シ所謂裁可ハ
君主自ラ立法スルニアラスシテ、寧ロ國會ノ議決シタル法律
ニ同意ヲ与フルノ意味ヲ有スルモノナリ、夫レ故ニ英國ニテ
ハ之レヲ *Royal Assent* トイフ、一七九二年、仏ノ憲法モ之
レト做ヒテ *Consentement royal* ト云フ、殊ニ英國ニ
テハ國王ノ裁可ノ權ハ只名義上ノ權ニテ實際上君主ハ決シテ
國會ノ議決ヲ *Veto* セサルナリ、殊ニ之ホノ國ニテハ君主
カ法律ヲ拒否スルハ明ラカニ拒ムコトヲ示サザルベカラズ
Veto-jeu message ント云フナリ
又ハ一定ノ時期迄裁可ヲ与ヘサル時ハ默示ノ拒否アリト見ル
何トナレハ君主ノ權能ハ自ラ立法スルニアラスシテ國會ノ立
法ノ働キヲ監督スルニ止マルノ主義ヲ採ル故ナリ、
三三五

国会ノ議決ハ然セル時ハ法律トナル、不合意ナレハ拒否セザルヘカラスル考トナル、然憲法ノ精神ハ全クモトモト是ナリ、天皇ノ裁可ハ積極的ニ自ラ立法スル行為ナリ、私憲法ニテハ天皇カ法律ヲ拒否スルノ形式ハナシ、議會ノ議決ハ始メヨリ天皇ニ意見ヲ奉ルリ其ノ採択ヲ請フ、法律業ニシテ天皇之レヲ裁可スレハ法律トナルモ、裁可セサル片ハ初メヨリ何物モ存在セサルト全様ニシテ特ニ之レヲ拒否スルノ要ナシ、天皇ハ法律ヲ裁可スルコトハアレド、不裁可ハナシ、故ニ議會ノ議決シタル法律業ハ何時迄モ裁可ヲ身ヘラレサルヘカラスルカ、若シ一定ノ時期迄ニ裁可セラレサル時ハ之レヲ裁可ト見ルヘキカトノ問題ハ、問題自身ニテ誤マレリト云フヘシ、或ハ会期不継続ノ原則ヲ基トシテ裁可ハ其ノ会期中又ハ次ノ会期ニ至ル迄ニ身ヘラレサルヘカラスレテ、然ラサル時ハ新ニ再ヒ議決セラレサルヘカラスルモノアレド、私憲法ノ裁可ト

シテハ当ラス、白國ノ憲法ハ立法権ハ君主ト國會トガ共同ニテ之ヲ行フト定ム、

英國ノ憲法モ全様ナリ、如斯キ規定ノ下ニ於テハ立法ハ君主ト國會トノ協同ノ行為ニシテ君主一人ノ行為ニアラス、君主一人ヲ以テ立法主権者トスル私憲法ニ適要スルコト能ハス、

(三) 豫算ノ扱積

歳入、歳出ハ毎年予算ヲ定メ之レニ準拠シテ実行セラレ、天皇予算ヲ定ムルニハ帝國議會ノ扱積ヲ至サルヘカラス(憲法六四)扱積ノ效果即チ予算ノ成立ニ寄スル于條ハ法律ノ場合ト全様也、議會自ラ予算ヲ定メテ之レニヨルヘキコトヲ命スルニアラスレテ、天皇カ予算ヲ定メラル、ノニ扱積スルニ止マル、

(豫算ノ性質ニ付テハ右ニ詳述セン)

(四) 國債ヲ起シ及ヒ予算ニ定メタルモノヲ除ク外國債ノ負担トナ

ルハ千契約ヲナスハ議會ノ授賛ヲ要ス(大三)
此ノ場合授賛ノ性質ハ又法律ノ場合ト全様ナリ、
憲法第八章^第對ノ命令ニ對スル兼諾、

憲法第八章^第命令アル時ハ次ノ会期ニテ之ヲ議會ニ提出
セサルヘカラス、之レニ對シテ議會ハ此ノ命令ヲ將來ニ向フ
テ效カヲ有スヘキマ否ヤヲ決ス、之レヲ兼諾ト出フ、
議會ハ發表官府ニアラサルカ故ニ其ノ不兼諾認直接ニ其ノ勅
令ノ效カヲ失ハシムルモトモテテス效果アルモノニアラス、
只議會カ其ノ勅令ヲ將來ニ存続スヘキモノニアラサルヤ否ヤ
ニ付テ發表スルニ止マル、之レニ基キテ現實ニ勅令ノ效カヲ
失ハシムルモノハ天皇也、兼諾ハ授賛ト異リテ其ノ事ノ成立
スルノ前ニ行ハル、モノニアラスシテ已テ其ノ事ノ成立シ
タル後ニ行ハル、モノナリ、然レモ只タ前信ノ區別アルノミ
ニハトイマザラズ、授賛ナキ時ハ法律ハアリ得ハルニ反シテ

勅令ニハ兼認ナシト虽モ有效ニ完全ニ成立スルナリ、授賛ハ
法律ノ中ニ埋没シテ獨立ニ存スルモノニアラス、兼認ハ勅令
ト密シテ別個ノ議會ノ意思表示ナリ、故ニ議會兼認セサル片
ハ政府ハ其ノ效カヲ失フコトヲ公布セサルヘカラスト虽モ兼
認シタル中ハ勅令ハ元ノ如ク依然トシテ存スルノミ、又兼認
ハ其ノ勅令ニ對スル兼認ニシテ、之ヲ修正シテ兼認スルヲ能
ハサルハ元ヨリ明ナリ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ予算外ニ生シタル支出ニ付テハ兼
諾モ亦前ノ場合ト全様ニ、支出其物ノ成立要件タラス、又解
除要件タラス只之レヲ是ナリトシテ非ナリトスルノ意見ノ發表
ニ止マル殊ニ此ノ場合ハ第八条ト是ナリテ不兼諾ノ效果ヲ規
定セズ、故ニ兼諾ト不兼諾トハ何ホノ意ヲ法律上ニ有セズ、
財政上ノ緊急処分ノ兼諾、
憲法七〇ニヨリテ財政上ノ緊急処分ヲナシタル時ハ又議會ノ

兼諾了段ケサルヘカラス、

(兼認ノ性價ハ前者ト全一ナリ、)

Ⅳ、歳出歳入ノ決算ノ審査(七三)

計算ハ会計検査院ノ検査確定ヲ至タル后之レヲ帝國議會ニ提出スヘキモノナリ、議會ハ之レヲ審査シ、此等批評ヲ加フルコトヲ得ルナリ

以上ハツノ帝國議會ノ職務权限ハ兩院ノ一致シタル決議ヲ以テ之レヲ行フ、

此外ニ憲法ハ各院独立ニテ行フ処ノ職務权限ヲ認ム、

Ⅵ、法律案ノ提出(憲三八)

政府及ヒ兩議院ハ法律案ヲ提出スルヲ定ム、兩院ノ一ニテ提出サレタル法律ノ議案ハ、其ノ院カ之レヲ可決シ、之レヲ他院ニ廻附セル時ニ憲法ニ所謂法律案ノ提出アリタリト見サルヘカラス、其ノ院ハ之レヲ提出セルト同時ニ可決セルニテ、

他ノ院ハ之レヲ可決スルヲ要スルニテ帝國議會ハ其ノ議案ヲ可決スルコトヲ得ルナリ

Ⅱ、上奏

兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルヲ得(四九)

上奏トハ天皇ニ向ツテ議院ノ意思ヲ表明スルナリ、天皇ハ必ラス上奏ヲ受理セサルヘカラサル義務ナシ、殊ニ天皇カ之レニ對シテ答辯ヲ與ヘ又ハ之レニ基キテ一是ノ如墨ヲセサルヘカラサルコトハナキナリ、要之、上奏ハ政治上極メテ重要ナル意義ヲ有スレトモ法律上ハ何ボノ意味ヲ有セサルナリ上奏ハ如ナル專柄ニ付テモナスヲ得又如何ナル内容ヲモ有スルヲ得

Ⅲ、建議

議院法ハ上奏ハ文唇ヲ以テスヘキヲ定ム
兩院ハ政府ニ建議スルコトヲ得(四〇)

建議も亦上奏ト全シク政治上ノ意味ヲ有セルモノナリ政府ハ之ニ答弁スル要ナク又必スレモ一定ノ期限ヲセザルヘカラサムトナク建議ヲナシ得ル事柄モ限ラレヌ

(四) 請願受理
建議ノ採納ヲ得ザルモノハ國會期中再々建議スルヲ得ス此レ無用ノ論争ヲ避クル為メナリ

兩議院ハ臣民ヨリ提出スル請願各ヲ受クルヲ得(五〇)
議院ハ之レヲ審査シテ採択スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見各ヲ附シテ之レヲ政府ヘ送附ス事宜ニヨリテハ政府ノ報告ヲ求ムルヲ得

(五) 議院法六十二條以下(如何ナルコトニテモ可也)
議員ノ逮捕ノ許諾(五三)
(前記ノ如シ)

(六) 議院内部ノ組織及規則ノ制定(五七)(前記ノ如シ)

(七) 貴族院ハ特ニ一定ノ職務权限ヲ有ス

(八) 天皇ノ諮詢ニ答フ
華族ノ特權ニ干スル條規ヲ議決スルコト、
貴族院會改正ヲ議決スルコト、

質問

兩議院ノ議院ハ政府ニ向ッテ質問スルヲ得、質問ハ帝國議會又ハ各議院ノ議決ニヨルニアラスレテ、各議員カ之レヲナスナリ、併シ作ラ議員ノ権利ト云フヲ得ス、帝國議會カ其ノ職分ヲ行フ一方法ナリ、質問ハ如何ナルコトニテモ可能ナリ、議院法ニハ(憲法規則ノ質問ニ于スルモノナシ)質問ニ對シテ大臣ハ直ニ答弁ヲナシ、又答弁ノ期日ヲ定ム、又ハ理由ヲ示シテ答弁セザルコトヲ得トセリ、
議院政治ノ行ハル、國ニテハ質問 (Interpellation)
ハ重大ナル意味ヲ有シテ大臣ノ責任ヲ問フ方法トセラル、

三九四
顧問アリテ満足ナル答辨ヲ得サル時ハ議事日程変更ノ緊急動
議ヲ提出シ討論ニ移ルナリ、討論ニ移レハ通常政府不信任ノ
意ト見ラルト云フニナレリ。

第一部

第二章 國務大臣及ヒ樞密顧問

國務大臣ハ天皇ヲ補助シ其ノ責ニ任ス(土五)
何人ヲ以テ此ノ官府ヲ構成スルヤ、憲法ニテ國務各大臣ト云フガ
ク國務大臣タルモノハ教人ニシテ一人ニ非ラス、然レモ教人ノ大臣
カ一個ノ合議体ヲ組織スルニ非ラス、教人ノ各大臣カ独立シテ皆全
一ノ職務ヲ行フナリ、此ノ莫合議体タル帝國議會又ハ樞密顧問ト異
ナル也ナリ

英國ニテハ國務大臣ハ一個ノ合議体ヲ構成シ全体ノ決議ニヨリテ

唯一ノ意思ヲ決定スルナリ、之レヲ英國ニテハ内閣ト云フ、故ヲ以テ國務大臣ハ内閣ナル合議体ノ構成分子ニシテ各独立ニ其ノ職務ヲ行フモノニ非ス

或憲法ハ此ノ制度ヲ採ラスレテ教人ノ大臣各々職務ヲ行フコトトセリ

如斯ク教人ノ大臣ハ各独立シテ其ノ職務ヲ行フ場合ニハ、各々異ナル意見ヲ以テ天皇ヲ補弼スルコトアリナリ其間ニ統一ナキ場合ヲ生スレトモ恰カモ其事が憲法ノ希望セル処ニシテ、各大臣何レモ皆自己ノ信スル処ヲ盡シテ天皇ヲ補弼スルコトニヨリテ補弼ノ官府ヲ設ケタル目的ヲ最モ完全ニ達スルコトヲ得ルトセザルハナリ

各大臣ハ各自ニ別個ノ意見ヲ以テ天皇ヲ補弼スレトモ、補弼ハ法律上直接ニ決定ノ効力アル行為ニテラス、之レヲ決定スルモノハ唯一ニ天皇ニテ天皇ハ各大臣ノ意見ニ基キテ之レヲ取捨決定スルナリ故ヲ以テ大臣ノ意見ノ相違ハ國務ヲ統一ヲ害スルモノニアラスレテ

天皇ノ聰明ヲ閣^略キ奉ル補弼ノ效用ヲシテ最モ完全ナラシムルヲ得ルナリ

内閣ナル合議体ヲ以テ補弼ノ官府ヲ構成スルト教人ノ大臣各独立シテ君主ヲ補弼スルモノトセル制度トノ實際トノ結果ニ於ケル差異ヲ考フルニ内閣制度ハ君主ノ実カヲレテ輕クナラシメ内閣ヲ以テ実權ヲ握ル者ヲラシムルニ至ル傾向アリ各大臣カ諸種ノ異見ヲ持ル場合ニハ君主ハ自由ニ之レヲ選取決定スルヲ得レトモ内閣ニ於テハ唯一ノ意見ヲ定メテ君主ノ採用ヲ乞フ際ニハ依令法律上決定ノ權ハ君主ニアルモ實際ニ内閣全部ノ意見ヲ拒絶スルコトハ困難ナリ

又各大臣ハ内閣多數ノ意見ニ直接ニ服従スルモノトナリテ君主ノ命令ニ直接ニ服従セサルモノトニ至ラン、此レ英國ニテ政治ノ實權カ早クヨリ國王ノ手ヲ放ナレテ内閣ノ手ニ歸シタル重大ナル原因ノ一ナリ

各大臣ノ上ニ独リ總理大臣アリテ各大臣ハ一人ノ總理大臣ノ意見

三九八
服従スヘキモノトセラルハ内閣制度ハ最も完全ナリ
英國ニテハ今日如斯キ内閣制度行ハル斯クノ如キ收ナレハ政治
ノ實際ハ總理大臣ニ帰スルナラン

裁量法ハ國務各大臣ハ皆全一ノ地位ヲ有シ各々天皇ニ直接シテ補
弼ノ職務ヲ行フモノト定メ特ニ各大臣ノ上ニ在リテ之レヲ指揮命令
シ又各代臣ヲ代表シテ天皇ト各大臣トノ間ヲ仲介スルノ地位ニ在ル
ヘキ總理大臣タルヘキモノヲ認メサルナリ

内閣官制(二十一年)ニハ内閣ヲ認メ内閣總理大臣ナル官名ヲ認ムレ
凡所謂閣議ハ各大臣カ其ノ補弼ノ職責ヲ全フスル爲メニスル打
相談タルニ止マリ總理大臣ハ議事ヲ整理シ各大臣ノ意思ノ疎通ヲ計
ル任務ヲ量ルニ過キス憲法ハ内閣及ヒ總理大臣ヲ認メス

天皇—大政大臣
左大臣 各省卿
右大臣 参議

如何ナル人ヲ以テ國務大臣トナスカ、内閣官制ニキテ内閣總理大
臣及ヒ各省大臣カ國務大臣タリ、各省大臣ハ一定ノ主任ノ職務ヲ有
スル最高ノ行爲政府ナリ、總理大臣ハ又特別ノ事務ヲ有シ各省大
臣ニ対シテモ亦一定ノ職權ヲ有スル行政官府ナリ

各省大臣ヲ以テ國務大臣トスルハ國務大臣ノ性質地位ニ基テ当然
ノ結果ニシテ別ニ規定ヲ俟フニ非ラス、憲法上國務大臣ノ地位ト各省大臣ノ地位トハ之レヨリ別スベシトナラズ一
般ノ説明ニヨレバ現在ニ
於テ二者相兼ヌルハ官制ニ基テ偶然ノ結果ナリト稱ス、然レトモ現
行官制ニ於テ本省大臣カ國務大臣ト相兼ヌルノ明文ナク又各省大
臣ヲ任命スルノ形式アレバ國務大臣ノ任命ノ形式ハ無ク唯ニ者相兼
ヌルヲ前提トシテ諸種ノ規定ヲ設ク

國務大臣カ抑制官府トシテ内ニ在リ天皇ヲ補弼スルト祭表官府ト
シテ外ニ対シ命ヲ奉シテ大政ヲ施行スルトハ觀念上區別スヘキハ勿
論ナリ、實際ニテモ補弼ノミヲ職トスル官府ト最高ノ行政官府タル
性質ヲ有スル官府ト別々ニ存在スルコトモ有リ得、現ニ内閣總理大

臣ハ原則トシテ行政官府ニ非ラサル國務大臣タリ、又内閣官制ハ各
省大臣ノ外特旨ニヨリテ國務大臣タルモノ、アリ得ルコトヲ認ムル
ナリ、併シ之等ハ唯例外トシテ省クモ國務大臣ハ皆行政官府タル各
省大臣ニアラスレテ唯國政ヲ參議スル者ニ止マルコトハ、我國憲法ノ
主旨ニ非スト惟フ

憲法ハ屢々政府ナル文字ヲ用ヒテ主トシテ議會ニ対スル國務大臣
ヲ一括シテ總稱スル名称トセリ、而シテ政府ナルモノハ天皇ニ參議
スル所去國務大臣ノミヲ含ミテ命ヲ奉シテ大権ヲ施行スル各省大臣
タル地位ヲ含マサルモノトセハ憲法ノ政府ノ行動ヲ規定条文ハ之レ
ヲ了解スルコト能ハサルモノトナル、

天皇ヲ内ニ在リテ抑制スル國務大臣ハ政府ト外ニ在ル者ト云フ者
アレトモ憲法ノ所去政府ノ意味ハ國務大臣ヲ除外セルモノトシテ
ハ明ラカナリトス、故ニ假令例外トシテ政務ヲ施行スル職權ヲ有セ
ザル國務大臣アルコトアリ又最高ノ行政官府ニシテ國務大臣ニアラ

ザル者アリ得トスルモ、凡ソ大権ノ施行ハ天皇ニ直隸シテ政務ヲ分
担スル各省大臣ニ在リテ行ハレ、各省大臣ハ今時ニ内ニ在リテ天皇
ヲ補弼スルモノトスルハ我憲法ノ國務大臣ノ性價ナリト見サルハカ
ラス、之レハ唯我憲法ノ鮮然トシテ然ルノミナラス一般ニ近世ノ大
臣制度ノ特色トスル処ナリ、

近世ノ代大臣制度ハ其ノ初ノ革命時代ノ驕臣ニテ起リシモノナリ
近世ノ大臣制度ノ前身ハ何レノ君主國ニテモ存在セル君主ノ閣員ニ
在リテ其ノ相談ニ預カリシ高官吏ノ一國タル顧問官ナリ、英國ニ於テ
ケル (Privy Council, Councillor au Roi, per
sinner Post) 如シ、

斯ル一定ノ實質的職務ヲ有セサル顧問官カ國王ノ閣員ニ在ルノ制
度ハ責任ノ有ル処明ラカナラス、行政ノ組織統一ヲ欠ク弊ヲ免カレ
ス、夫レ故ニ仏革命ノ初ノヨリ行政權ヲ強大タラシムル企行ハレ
タルト共ニ一定ノ事務ヲ分担スル大臣ヲ置クコトナレリ、一七九

年最高顧問ノ下ニ五七人ノ行政各部ノ長官タル大臣ヲ通過セシメ
ハ設置キ行政事務ヲ実質ニヨリテ分担スルモノト定メ一切ノ政務ハ
原則トシテ行政各部ノ長官タル大臣ヲ通過セサレハ發表サルナルコ
トナク一切ノ行政官府ハ大臣ニ從屬セサルモノナキ制度ヲ定メタル
ナリ、之レ仙國ニ始マリテ今日ニ至ル迄諸國ニ行ハル、大臣制度ノ
原則ナリトス、

Stein *Stalder* *行政改革ニヨリテ普國ニ行ハレ南*
獨ノ諸國ハ仙國ノ影響ニヨリテ仙國流ノ大臣制度ヲ早クヨリ採用セ
リ、普國ト雖モ此ノ制度ヲ採ル(日本明治十八年)、其ノ最モ石レタル
ハ英國ニレテ近世ニ至リテ大ニ事務分担ノ大臣制度ヲ採用セリ、一
時ハ事務分担ノ大臣制度ハ立憲政体ヲ行フタメニ必ラスナカレハカ
ラサルノ制度ト見ラレタリ、何トナレハ君主ノ顧問タルノ地位ヲ有
シテ自ら之レヲ実行スルノ任ニ當ラサルモノハ議會ニテ其ノ責任ヲ
論スルコト能ハスト考ヘラレタレハナリ、此レ理由アルカ如クナレ

此ニ必ラスレモ然ラス、現ニ英國ニテハ近世ト事務分担ノ大臣制ハ
行ハレサリシカ大臣ノ議會ニ對スル責任ハ早クヨリ發達セリ、然レ
凡此ノ考ハ或程度迄事莫ニレテ大臣制度ヲ擧ノタル原因ノ一ツナリ
トス

此ノ沿革ニ基キテ國政ヲ參議スル國務大臣ハ今時ハ之レヲ施行ス
ル行政各部ノ長官タルハ一般ノ原則トナレリ、故憲法ノ制度ト全様ナ
ルコトハ前述セルカ如シ

國務大臣ノ職務ハ天皇ヲ補助スルニアリ、補助ハ意見ヲ奉リテ天
皇ノ聰明ヲ開キ奉ルニ在リ、只今述ヘレ如ク國務大臣ハ今時ニ各省
大臣タルコトヲ原則トナセトモ補助ハ内ニ在リテ天皇ヲ輔贊ト奉ル
コトノミナシ

補助ト云フハ其ノ含蓄スル処頗ル広クシテ、或ル手段ヲ盡シテ天皇ノ
聰明ヲ開キ奉ルヲ云フ、一定ノ形式アルニアラス、意見ヲ奉ルト云
フモ、天皇ノ御前ニ出テ一定ノ意見ヲ奏上スルコトノミカ補助ニア

ラス、或ハ同ヲ閉シテ一言ヲ發セザルモ、補弔ト見ルヘシ、要スルニ大臣ハ絶エズ補弔シテ、アルモノト見サルヘカラス、事案上ノ行為不行爲ニテ法律上一定ノ形式アルニアラス、從テ内ニ在リテ天皇ヲ置續スル長ハ全一ナレバ議會ノ授贊トハ此莫ニテ異ナル、授贊ハ一定ノ形式アリ、此ノ形式ニヨラザレバ授贊トハ見サルナリ從テ天皇ノ法律ヲ制定スルハ授贊ヲ經タルコトヲ要件トシ授贊ナクセハ法律ヲ裁可スルコトナキモ、天皇大権ノ行使ハ補弔ノ有無ヲ問ハズ之レヲ要件トセズレテ行使セラルナリ

一定ノ形式ナキモノタル故ニ補充アリシヤ否ヤハ定ムル能ハス、補弔ノ事項ノ範圍ハ無限ナリ、天皇統治權ノ行使ハ補弔スヘカラス、範圍ニ屬セザルハナリ

國務大臣ハ各省大臣トシテ一定ノ義務ヲ分担スルナレバ補弔ノ範圍ハ政務ノ全般ニ亘リテ存ス、唯特ニ例外ヲ認メタル場合ハ別ナルコト勿論ナリ、又各大臣ハ各事務ニ分担ヲ有スルモ補弔ニ付キテハ

各大臣ノ間ニ差別ナク一般ニ國務ニ付キテ各々補弔ノ職務ヲ行フモノナリ

國務大臣カ天皇ヲ補弔スルハ自己ノ判断ニ基キ自由独立ノ意思ニヨル天皇ノ命ヲ受ケテ如何ナル意見ヲ奉ルヘキカヲ定ムルモノニアラス、裁員裁判官ハ此莫ハ全一也

凡ソ一定ノ職務ヲ担任スルハ天皇又ハ自己^上ニ置カレタルモノ、命ヲ受ケテ行フカ原則ナリ

國務大臣カ各省大臣トシテ其ノ主任ノ事務ヲ行フハ天皇ノ命ヲ受ケテ奉行スルナリ、此レ反シテ補弔ハ補弔ノ任ニ付クハ元ヨリ勅命ニヨルモノナレバ其ノ内容ニ付キテハ全ク自レノ自由独立ナル判断ニ基ク憲法ハ此ノ意味ヲ明ラカニシテ大臣ハ其ノ責ニ任スルコトハ

責任ナルモノハ自己ノ自由独立タル意思ニ基キテ行フ如ク行為ニ付キテ存在スルナリ、例ヘ自レノ職務ヲ行フニシテモ上級ノ命令ニ

因ルモ、ニシテ自己ノ独立ナル判断ニ基クモ、ニ非ザルトキハ其ノ
内容ニ付キテノ責任ハ之レヲ命令レタル者ニ依レルモノニシテ之レ
ヲ行ヒタル者ノ責任ニアラス。

國務大臣カ天皇ヲ補弼スルハ何人ノ命令ヲモ受ケスレテ自由独立
ノ判断ニ基ク故ニ其ノ結果ニ付キテノ責任ニ任セサルハカラス、責任
任ストハ自由独立ノ判断ニ基クト云フ意味ナリ

職務ヲ担任スルモノハ必ラス之レヲ行ハサルハカラス其ノ行使ハ
謀マルヘカラス憲法ノ責任ヲ負スルナリ、此ノ外ニ國務大臣ハ命令
ヲ何人ヨリモ受ケサルコトヲ明ニスル為メニ請ク責任任スト云ヒタ
ルナリ

國務大臣カ天皇ヲ補弼スルハ自己ノ自由独立ノ意思ニ基クカ只今
述ヘタルカ如シ

補弼ハ一定ノ形式ニ定マレルモノニアラス、天皇統治権ノ行使ハ
兼テ補弼ヲ待ナテ始メテ發令セラル、ニアラサルナリ

國務大臣カ之レヲ知ラサルノ大権ノ發動アルコトモアリ、補弼ハ

天皇ノ行為ノ成立スル条件ニ非サルナリ、天皇ハ大臣ノ奉ル意見又拘
束スルモノニアラス、天皇ハ大臣ノ意見ニ反対シテ或ル行為ヲナス
コトヲ得ルモノナルカ法律上議會ノ決議ト異ナル要員ナリ、又元ヨ
リ統治権ノ行為ハ天皇ト大臣トノ共同ノ行為ニアラサルナリ、

國務大臣カ各省大臣トシテ天皇ノ命ヲ奉公スルハ補弼ニアラスレテ
補弼トハ何等ノ係ナシ、故ニ自レノ奉ワレル意見ト異ナル命令ヲ
受クルトモ之レヲ奉公セラルヘカラス、國務大臣カ自由独立ノ判断
ニ基キテ奉リ之レト反対ノ勅令ニハ服従スルノ義務ナシトセハ天皇
ハ全ク大臣ノ意見ニ拘束セラルル事トナリテ、天皇ト大臣トノ地位
ヲ顛倒スルモノナリ

第十九章 憲法ノ初メノ立憲説ニハ國王ヲ以テ虚位ヲ確スル者トシ
實権ハ大臣ニ存スルモノカ眞ノ立憲政体トナリト見タルコトモアリ、
今日ニ至ル迄一般ノ自由主義者之レヲ以テ立憲政体ノ根柢トナリトセ

此ノ説ヲ最初ニ代表スルハルノ *Constantant* ヲテ *cons*
tant ハ國權ヲ分チテ立法權裁判權及ヒ行政權又ハ大臣權トナ
 シ政務ヲ実行スル迄ハ大臣ニシテ國王ト共同ニ在リテ *Pris* ノ所
 謂國王ハ純神スレド政治セスノ地位ニシタムナリ國王ハ何モセサル
 コトヲ昔ノ *Melovinian* 朝ノ國王ノ如クナラサルハカ
 ラスト云ヘリ。

(*Roi fainclant* 怠惰ナル國王)

只大臣ト國會トカ衝突シタル時ニ之レヲ調和スルノ働キヲナセハ
 足ルト云ヘリ、之レハ大体ニ於テ英國ノ早クヨリ実行セル処ナリ、
 吾國務大臣ノ地位ハ之レト異ル事ハ前述セル如ク明明白ナルヘシ、
 然レ此ノ思想ハ第十九世紀ノ初期以來深ク人心ヲ支配シテ今日ニ於
 テモ之レカ立憲政體ノ基礎ナリト思フモノナシトセス、故ニ議院
 政治又ハ内閣政治ニ求ムル大臣ノ地位ヲ説明シテ成憲法上ノ大臣

ノ地位トヲ比較シテ之レヲ説カン

議院政治トハ國會殊ニ下院ニ於テ多數ヲ占メタル政黨ノ代表者ク
 國務大臣トシテ政務ノ局ニ当ル仕組ナリ

政黨ノ組織、強固ニシテ其ノ主幹カ國務大臣トナリ、政黨員ハ首領
 ノ支配ニ從フカ確定事實トナルトキハ議院政治ハ一歩ヲ進メテ所謂
 内閣政治トナルナリ

如斯ク政治ノ運用ノ任担ハ英國ニ於テ早ク發達シ大陸諸國ニ依
 リシカ何レノ國ニ於テモ其ノ範模トスル國ノ英國ノ如ク完全ニ議院
 政治ヲ行フモノナシ

議院政治又ハ内閣政治ニ於ケル大臣ノ地位ハ其ノ要矣ヲ揚クレハ
 次ノ如シ

Lowell - "Government of
 England" 凡人著 *Part. and parties
 in continental Europe.*

第一、大臣ハ君主ノ顧問タル地位ヲ有セス入レテ施政ノ局ニ当ル者ナル事

第二、形式上君主ノ任免スル処ナルモ、實際ニ於テハ、国会ノ意向ニ従フテ進退シ君主ハ之レニ反対スルコト出来サル事

第三、大臣ハ一個ノ合議体タル内閣ヲ構成シ又ハ一人ノ内閣總理大臣ノ下ニ統一セラル、モノナル事

第四、大臣ハ施政ノ不法及ヒ不当ニ付キテ全國會ニ對シ責任ヲ有スルモノナル事

第五、責任ハ連帶責任ナルコト

第六、大臣ハ議員ト相兼ネ又ハ議院ニ出席シテ答弁説明スル权限ナル事

是等ノ其ノ要莫ナリ、而シテ議院ノ解散ナラキハ議院政治ハ到底行ハレサルコト故ニ、大臣ハ議會ヲ解散サケルハスルノ权限ナカルヘカラス

租税ハ毎年之レヲ兼諾スルモノトセスンハ國會カ大臣ヲ壓迫スルコト充分ナラサルカ故ニ租税ハ之レヲ毎年兼諾スルノ規定ナカルヘカラス

少ナクトモ豫算不成立ナレハ大臣ハ財政ヲ行フコトヲ得サルコト、ナラサルヘカラス

上下兩院ノ权限カ対等ナレハ議院政治ヲ行ハルコト難キカ故ニ上院ノ权限ハ下院ニ劣ルモノナラサルヘカラス、

ト云フカ如ク議院政治ノ法律上ノ条件ハ種々アル也

英國ニ於テハ其ノ初ノ *Stuart* 時代ニ至ル迄ハ國王ノ顧問タル最高ノ官吏トシテ樞密顧問タル者ヲ置キ

ニ於テハ *Privy Council* ノ内ヨリ國王ノ顧問タルモノヲ數人ヲ特ニ選出シテ樞密顧問ヲ構成スル習慣ヲ生シタリ、右ニ至リテ次第ニ國會ト國王トノ衝突ヲ調和スル為メニ *Parliament*

ヨリ國王ノ顧問タル者ヲトル企テカ屢々行ハレタリ、

一十六百八十五年ノ革命后ハ内閣ヲ以テ確定ノ議會トナシ、内閣ヲ構成スル者ノ一部ハ *Parliament* ニ於テ多数ヲ占ムルノ党派ノ有力者ヲ以テ任スルニ至レリ。

Monarchy 王朝時代ニ至リテ内閣制度ハ確定シ國王ヲ壓制シテ政ノ実権ヲ握ルニ至レリ *Monarchy* 王朝ノ第一ノ國王、*George I.* ハ純粋ナル外國人ニシテ英語ヲ解セス、又英國ノ政ニ付キテ *Interest* ヲ感スルコト全クナカリシナリ、故ニ内閣ハ實際上政務ノ中心トナリタルナリ、故ニ英國ノ議院政治ハ全ク偶然ナル原因ニヨリテ其ノ發達ヲ早メタルナリ、此長ハ議院政治ヲ論スル者ノ注意ヲ要スル莫ナリ、一七八二年 *Whigs* ノ内閣ヲ総辭職ヲシタルヨリ内閣ハ全一ノ意思ヲ有スル議會ノ勢力者ヲ以テ組織スル一固ノ団体ナリ

一十八百八十三年 *Pitt* カ内閣ヲ組織シタル后直ニ下院ヲ解散シ總選舉ニ於テ多数ヲ制シタリ、此是ニ於テ英國ノ議院政治ノ原

則ク確定セラレ、夫レヨリ發達シ来リテ議院ニ於テ多数ヲ占ムタル政黨ノ主権力之ヲ代表シテ内閣ヲ組織シ議院ニ於ケル不信任ノ投票ニテ進退セラルルモノトセリ

尤東英國ノ *Parliament* ハ一職ノ官吏カ不法ナルコトヲ爲シタル時ハ之ヲ彈劾スルノ権限ヲ有シタリ、此レヨリ議院政治カ行ハルルニ於テハ彈劾制度ノ不用トナリテ行ハレサルニ至ル、何トナレハ不信任ノ決議ハ大臣ヲ解スル效果アルカ故ニ必ラスレモ之レヨリ彈劾スル必要ナシ、彈劾ハ官吏ニ対スルハ一種ノ刑事裁判ニシテ大臣カ不法ナルヲ行ヒシ時ニ非スハ之レヲ彈劾スルコトヲ得サルニ反シテ、不信任ノ決議ハ大臣ノ政策其他ヲ当ヲ得サルニヨリテ之レヲナスコトヲ得、彈劾制度ノ實行セザラレタル間ハ議員制度ハ完全ニアラス、今日ニ於テハ不信任ノ投票ヲ不要トセラレタリ一度解散シテ總選舉ニ於テ反對黨多数ナルトキハ内閣ハ議會ノ始マル前ニ於テ辭職スルモノトナシタルカ慣例カ是マラス所謂内閣政若

カ行ハルナリ

而シテ内閣カ一柄ノ合議体ヲ構成シ總理大臣ハ之レヲ支配統ヘシ
或ル統派カ多数ヲ占ムレハ其ノ首領ハ内閣總理大臣トナル議員ノ中
ヨリ他ノ内閣大臣ヲ專任シ連体レテ議會ニ対シ責任ヲ負ヒ苟クモ步
數ヲ失ハハ凡テノ大臣カ連袂辭職スルナリ

國王カ閣議上大臣任命辞令ニ其ノ名ヲ署スルトモ實際上大臣ヲ支
配スルカハアラサルナリ

如斯ク英國ノ議院政治カ未ダ全ク充分ニ發達セサル時ヨリ、彼ノ
Montesquieu ヲ初メトシ大陸諸國ニ於テ之レヲ賞賛セル

モノ多ク *Montesquieu* ヲ始メトシ *constant*
等ノ説ヲ經テ諸國ノ憲法及ヒ本説ニ於テ立憲政体ノ大臣ノ特別ノ地
位ハ國會ニ対スル大臣ノ責任アリトセラレタリ

Montesquieu カ英國ノ政治ノ組織ヲ見テ三権分立ナ
リト云ヒタルハ一般ノ人ノ云フ如ク誤リタルモノニシテ議院政者ヲ

行ヘハ三権ヲ分立セスシテ、立法ト行政ハ議院又ハ内閣ノ手ニ合ヘ
スルナリ、

真ノ三権分立ノ組織ニ於テハ國會ニ対スル大臣ノ責任ハ完全ニ在
存スル能ハサルナリ *Montesquieu* カ立ヲタル主義ニ從ヒテ
純粹ナル三権分立ノ制ヲ定メテ大臣ハ議員ヲ兼ヌルコトヲ得ス、議
會ニ出席シテ演説スルヲ得サルモノトセハ國會ニ対スル大臣ノ責任
ハ元ヨリ有リ得ヘカラサルナリ

一十七百九十一年ノ仙國憲法モ大臣ハ議員タルコトヲ得サルモノ
ナリト定メ其ノ自ノ憲法ニ於テ合様ノ憲法規定ヲ設ケタルモノ少ナ
シトセス、斯ル規定アリレナランニハ亦大臣カ國會ニ対スル責任
カ完全ニ実行セラル、コトヲ得ス、大臣カ國會ニ対シテ責任アルモ
ノト説キテ最モ強キ影響ヲ及ホシタル者ハ前記 *Condolet* ナリ、之
レヲ在リテ諸國ノ憲法ハ皆立憲政体ノ要件トシテ國會ニ対スル大臣
ノ責任ヲ定メタリ、而シテ諸國ノ憲法ハ君主ノ政治上ノ行爲ハ大臣

カ之レニ合意シタルコトカ明ラカニ責任ノ認ムル也ヲ示スカ為メ
一般ノ君主ノ統治行為ハ大臣ハ之レニ署名スルコトヲ要スルトセリ
之レヲ副署ト云ヘリ

君主ハ憲法上無責任ノ者ナルカ故ニ之レニ合意シタル大臣カ副署
ニ基キテ政治上ノ行為ニ付キテ其ノ責任ニ任セサルヘカラストスルモ
ノナリ

若シモ大臣カ君主ノ行為ヲ非ナリトシテ之レニ付キ責任ヲ負フコ
トヲ欲セサルナラハ此也ニ副署スルコトヲ拒マサルヘカラス国会ハ
大臣ニ対シテ之レヲ彈劾スルノ权限ヲ有セム也

法文上ニ彈劾ノ权ヲ認ノストモ国会ハ顧問不信任投票其ノ他ノ方
法ニヨリテ大臣ノ責任ヲ追及スルコトヲ得ルモノナリ、不信任ノ投
票ヲ受ケタル大臣ハ必ラス其ノ地位ヲ退カサルヘカラスナリ、
議院政治ノ完全ニ行ハルヘヤ否ヤア向ハス今日欧州諸國ニ行ハル
大臣責任ノ意味ナリ

憲法第五十五條第二項ハ凡テ法律勅令其他國務ニ于ハル詔勅ハ副署ヲ要スルコトナシタリ

國務官

之レヲ以テ文書トシテ發セラル、天皇ノ大權行使ノ形式トセラル
天皇ノ發セラル、文書ニハ御名ヲ記シテ御璽ヲ繪セラル、國務大臣カ
之レニ名ヲ添エテ署名スルヲ副署ト云フ

此ノ規定ニ從ヒテ公式例ハ天皇ノ發セラル、各種ノ文書ノ形式ヲ
定メタリ、大臣ノ副署ハ一定ノ效力アル文書トシテ認メラル、形式
上ノ要件ニシテ之レヲ免クモノハ定ムル如ク、效力ヲ有スル如ク、文
書ト見ルヲ得ス、副署ハ直定ノ文書ノ公式タルニ止マリ、補署及ヒ責
任トハ手保ナシ、補署ハ一定ノ形式ヲ有スルモノニ非ラサルカ故ニ
之レヲ証明スルコトヲ得サルノミナラス、特ニ之レヲ証明セストモ
モ、大臣ハ絶エズ補署スルノ職務アリ、其ニ副署シタル時ニ補署ノ
責アリ然ラサル時ハ責任ナシト云フヲ得ス、例ハ副署ナシト云モ、補
署其ノ当ヲ得サルハ大臣ノ責任ナリ、副署ハ大臣ノ職務ニシテ副署

ヲ命セラルルレハ之レヲ拒ムヲ得ス、從テ責任ヲ免カレ得ス、各有大臣トシテ勅命ヲ奉スル亦副署ト于係ナシ、副署セサルコト、虽モ一

取又ハ特定ノ命令ニヨリテ之レヲ行ハサルヘカラスナリ
副署制度ノ精神ハ大臣ヲシテ成可的天皇ヲ補弔シ意見ヲ奉ル様矣
ヲ得セシメントスルニアリ、天皇ヲ法律命令其他ノ法律ヲ奉セラル
ニ当リテ必ラス大臣ノ副署ナカルヘカラスト定メタルトギハ一人
ノ大臣モ之レヲ知ルコトナクシテ勅命ノ文唇ヲ奉スルコトナグシテ
仕舞フルヲ得、少ナクモ此ノ場合ニ於テ意見ヲ奉リ天皇ヲ補弔ス
ル様矣ヲ先ハサラントスルカ制度ノ主意ナリト思ハム、

作條ヲ副署ヲ命セラレタル大臣ハ天皇ニ合意ヲ與ヘ又ハ天皇ノ行
爲ヲ許可スルニ非ラサルナリ、仮令意見ヲ奉ルトモ必ラスレモ採用
セラルト定メテラス、其ノ意見ヲ採用セラレヌ副署ヲ命セラレタ
ル時ハ辭職ヲ乞フカ又ハ副署セサルヘカラス、辭職許サレサル時ハ
副署スルノ外ナシ副署ハ天皇大権ノ行使ヲ妨クム效ナシ

副署ハ一人ノ大臣之レヲ為セバ文唇ノ公式ヲ具スルニ於テ充分
ナリ、一人ノ大臣トハ如何ナル大臣ニテモ宜シ其ノ事ヲ司ル主任ノ
大臣タルコトヲ必要トセサルナリ

天皇ノ大権ノ行使ハ文唇ノ形式ニヨラサルコトモアルナリ、此ノ
場合ニハ副署ヲ要セサルコトハ言ナシ、其ノ場シ又ハ覺各ヲ奉表セ
ラル、場合ニテモ副署ヲ要セス、兩院式ノ勅語ノ如ク之レ也、
文唇ヲ以テ奉スル場合ト虽モ陸海軍ノ統率ニテスルコトハ副署ナ
クシテ有效ナリ(明治四十年軍令第一号)

樞密顧問

之ハ天皇ノ諮詢ニ答エ重要ノ國務ヲ審議ス(憲法五十六條)

樞密顧問ハ翼成官衙ナリ、サレト國務ヲ行フ方法ニ於テ國務大臣
トハ異ナルナリ、

樞密顧問ハ天皇ノ諮詢ニ答フルモノニシテ自ら進ミテ天皇ヲ補弔

スル者ニ非ラス、又國務ヲ審議スルモノニシテ意見ヲ奉ルモノニア
ラス樞密顧問ノ权限ニ属スル範圍ハケダシ重要ナル國務ト云フノミ
ニシテ之レヲ列挙限定セズ、如何ナルコトニ于シテモ天皇ハ樞密顧
問ニ諮詢スルヲ得、

樞密院官制ニ於テ一定ノ事項ヲ列挙シタレトモ之レヲ限定シタル
意味ヲ有スルモノニアラス、又反対ニ皇室典範ニ定メアル後方ノ事
項ヲ除キテハ天皇カ必ラス樞密顧問ヲ經サルヘカラサル事項ハ定ク
マラサルナリ

第三章 裁判所

司法権ハ天皇ノ名ニ於テ裁判所之レヲ行フ(五七、)

司法権ノ何タルカハ前述スル如アルヘシ、立法及ヒ行政ト分立レテ
司法権ヲ持ニ設ケタル裁判所ヲ行ハシメタルハ *Montes-*
quieu ノ主張ニ基キ立憲政体ノ要件ノ一ナリ、*Montes-*
quieu ノ司法権ク立法権ト結合スルトキハ裁判官ハ全時ニ立法
者タルカ故ニ人民ノ生命ト自由トハ專横ナ^ル下ニ在ルコトナ^ルナラ
ン(此項ノ自由立法ハ之レナリ) *Montesquieu* ノマタ曰ク
司法権ク行政権ト結合セラレタルトキハ裁判官ハ^判権者タルノ地位
ヲ有スルニ至ラント

我憲法ハ諸國ノ憲法ト全ク此ノ主義ヲ採用セリ、司法ノ作用ヲ
以テ純粹ナル法ノ適用タルコト權利ノ保護ヲ全クカレン^ルニカ爲メ
ニ特ニ裁判所ヲ設ケタリ、

司法権ヲ行使スル者ハ天皇ノ名ニ於テスル裁判所ナリ、特ニ設ケ
ラレタル裁判所カ之レヲ行フケレトモ天皇ノ名ニ於テ司法権ハ天皇ニ
屬スル統治権ノ一作用タルコトハ言フ俟タサルナリ然ルニ特ニ天皇
ノ名ニ於テトモハ第一ニ立法権又ハ大権ノ如クニ内部ニ議會ノ成
績又ハ國務大臣ナルモノノ補弔カアリテモ統治権ヲ行使ストシテ表
ハル、時天皇ノ自ラ行フト異リテ裁判所ノ行働ハ直接ニ臣民ニ對ス
ル統治権ノ行使ナルコトハ即チ裁判所ハ一ノ表官府タルコトヲ示
ス也、第二ニ全シテ表官府ナレトモ行政諸官ノハ原則トシテ天皇
ノ命ヲ受ケテ之レヲ行フト異ナリ、裁判所ハ直接ニ憲法ノ規定ニ基
キ天皇ノ命ヲ受ケテ之レヲ行フトモナルコトヲ示スモノナリ
此ノ規定ハ天皇カ直接ニ其ノ指揮ニ服從シテ行政官ノ階級ノ間
ニ位スル裁判所ヲ設クルコトヲ禁シ又天皇及ヒ天皇ノ命ヲ受ケルノ
行政官ノ司法権ノ行使ニ付キテ直接ニ何カノ干渉ヲナスコトヲ得
サル能旨ヲ定メタリ、通帯之レヲ司法権又ハ裁判所ノ独立ト云フ、

四二一

憲法ハ此ノ原則ヲ実行シテ、之レヲ保障スル目的ヲ達センカ爲メ
ニ憲法ヲ以テ裁判所ノ組織裁判ノ手續等ニ付テ規定ヲ設ケ
第一裁判所ノ構成トハ法律ヲ以テ之レヲ定ム(五七条二項)
君主ノ独立ナル命令ヲ以テ裁判所ヲ設置スルコトヲ得サルモノハ早
クヨリ英國ニ於テ定メラレタル事ナリ (*glorious Revolution*)
Britain ノ中 歐洲ノ中在ニ於テハ國王カ隨意ニ裁判所ヲ設ケ
或ハ特定ノ事項ヲ裁判スルカ爲メニ官中ニ特別ノ委員ヲ設ケ人ノ生
命財産ヲ不当ニ圧迫セリ、一六八九年 *Bill of Rights*
ハ國王ハ單獨ノ命令ニヨリテ設置セラレタル *commission*
及ヒ裁判所ハ不法ナリト宣セリ、
此ノ原則ハ他國ヲ經テ大陸諸國ニ、憲法上重要ナル原則トナレリ
此原則ハ第二十四條ノ日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受
クルノ權ヲ奪ハルコトナント云フト相並ヒテ *Montesquieu*
ノ所謂自由保護ノ目的ヲ達スルモノニシテ、勅令其他法律ニ非サル

四二二

形式ヲ以テ裁判所ヲ設ケ其ノ組織ヲ定ムルハ憲法ノ禁スル処ナリトス。

裁判所ハ之レヲ分テ普通裁判所及ヒ特別裁判所トス。特別裁判所トハ司法権ノ行使ニ付キテ特定種族ノ人ノ特定ノ区域又ハ特定ノ種族ノ事項ニ付キテ設ケル裁判所ナリ行政裁判所等ハ特別裁判所ニアラス何トナレハ、司法権ヲ行使スルモノニアラス、此ノ故ナリ

特別裁判所トハ若シモ之レヲ設ケスニテ通常裁判所ノ管轄スヘキコトヲ管轄スルモノナラサルヘカラス、特別裁判所ヲ設ケ其ノ管轄ニ屬スルコトヲ定ムルコトハ、法律ヲ以テ定メサルヘカラス(第六十條)

裁判所構成法、區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院ヲ以テ普通裁判所トシテ通常裁判所ニ於テハ民事刑事ノ裁判ヲナスモノトシ法律ヲ以テ特別裁判所ノ权限ニ屬セシメタル事項ハ此ノ限リニ非ス

ト規定セリ、現行ノ特別裁判所ハ次ノ如シ

一、皇族相互ノ民事ノ訴訟ヲ裁判スルハ勅使ニ依リテ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命ジ勅裁ヲ経テ之レヲ行フ、皇室典範第四十九條第一項

二、領事裁判所、帝國カ条約又ハ慣例ニヨリテ領事裁判権ヲ有スル諸國即チ、支那、シヤム等ノ國ニ於テ領事ハ其國ニ在任スル帝國臣民ニ対シ司法権ヲ行使スルナリ

三、軍法會議ハ陸海軍人ニ対スル裁判所ニシテ法律ヲ以テ定ム、戒尹ノ宣告アリタル時ハ戒尹地境内ニ於テケル司法権ノ行使ハ一部分又ハ全部軍隊司令官ノ手ニ移ル之レ又一種ノ特別裁判ナリ

四、台湾、朝鮮、關東州ニ於ケル裁判所、之レモ特別裁判所ト見ルヲ得ルモノナリ

明治十八年九月二十四日太政官布告三十一号違警罪即決例ハ即